矯正図書館

刑政

第四十一卷　五月號　第五號

愛の行刑と力の行刑	卷頭言	2
東京博の司法省出品	K記者	6
主任制を論ず	有馬四郎助	50
刑政時論	虛生	4
教誨事業の進出點	苅屋愚公	9
近代社會思想の梗概	赤田生	58
刑務教誨と映画に就て	石清水一雄	18
映画教化に關する私見	近藤亮雅	24
刑務官の妻として	根本夫人	63
諸國行脚	E生	40
名士はかく語る	吉益俊次	32
御大禮五講	藤史朗	64
新坊ちやん物語	春日鹿二	37
或る女囚取締の手記・海外時報・大阪刑務所成る・讀者頁・家庭頁・會報・令規・叙任辭令・統計・犯罪文藝		

財團法人　刑務協會發行

あなたの書棚に本書を缺かさないで下さい

司法書記官　森山武市郎氏譯　刑政研究資料第四輯
菊版約四百五十頁定價金貳圓貳拾錢（稅共）

1927
改正獨逸行刑法規
（近刊）

世界に於ける最新最良の行刑法規

來るべき新行刑法を
知らんと欲せば先づ
本書を繙かざるべからず

◆本書は昭和二年度の改正法規で舊法規に比して根本的改造を行ひ條文を竝すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に斬新適切なる規定があります。
◆本書には詳細なる改正理由書を添付し該理由書は綜合的行刑法教科書と云つても過稱でなはい。
◆先に第二輯として出版したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので最近大改正を加へたる本書が手に入りました第二輯と併せて是非讀破研究せられたい。

◇發行所◇
東京市麹町區西日比谷町壹
刑務協會出版部
振替口座　東京二五〇九
電話銀座二三四四。三五二八



東京國産振興博へ
刑務所製品を出品

西二號館正面並左側へ西洋室
日本室庭園の裝置をなし各種
製品を陳列する外陳列棚にも
漆品その他を出品してゐる

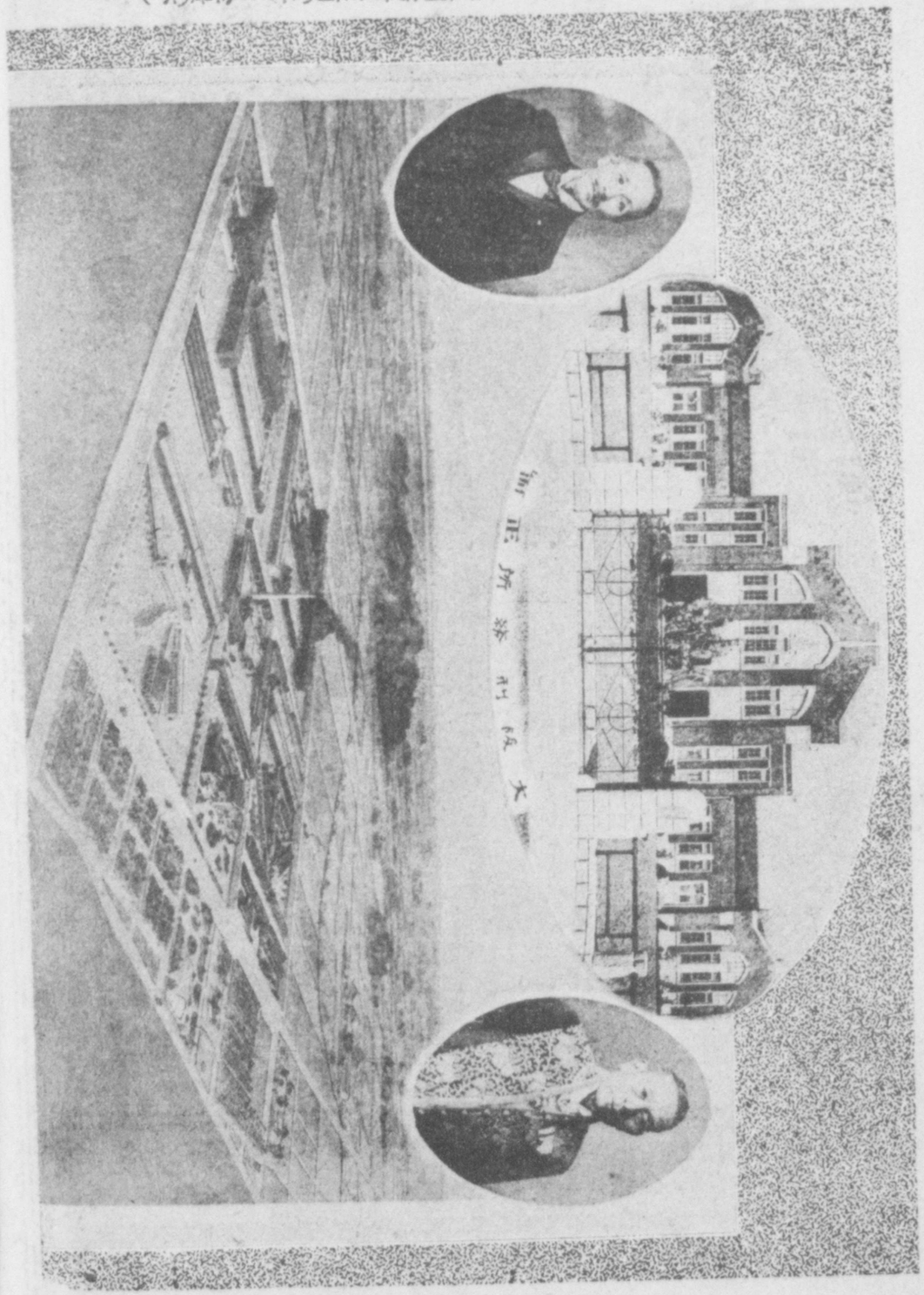
刑政

第四十一卷
第五號



五月號

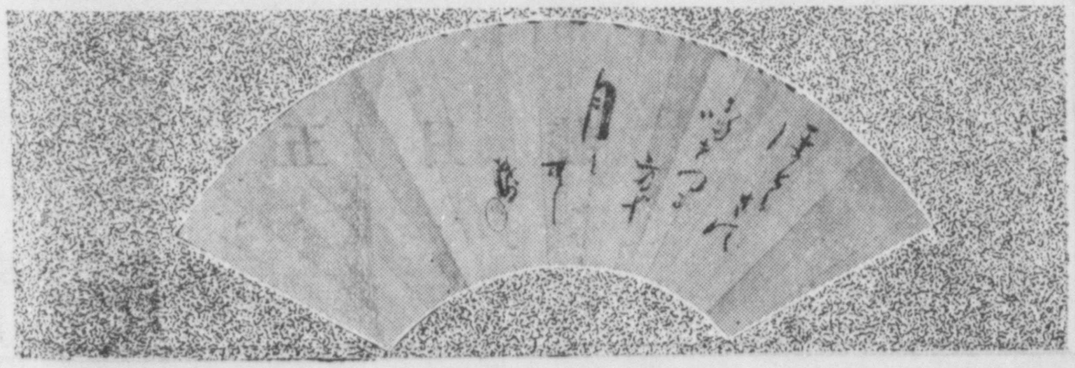
◇落成せる大阪刑務所正面（上と全景下）
◇坪井現任所長（右）と杉野前任所長（左）



愛の行刑と力の行刑

收容者を規律と勞働に馴致せしめ、再び罪を犯すことがないやうに道德的に鞏固ならしむることはまさに最近における行刑の目的である。この目的を達成するにはまづ收容者をして刑務所の紀律に克く服從するやうに訓練せねばならぬ。この訓練をなすについてここにいはゆる愛の行刑と力の行刑とが要請されるのである。

愛の行刑！　それは收容者が好んで刑務所の紀律に服從するやうに行刑を施すことに存する。その主たる手段としては、さしあたり、收容者に對する嚴正、公平にして人間らしい處遇や、有益にして敎養的な作業の繼續的供給や、中道を得た自體的運動と精神的修養の確保や、外部との交通についての不要な制限の撤廢や、または多數の心神耗弱收容者に對する適當な醫療確保などを擧げることが出來やう。これらの手段……心理的手段……によつて收容者が喜んで刑務所の紀律に服し、敢て反抗せず、敢て脫走せず、しからずとするも著しくその數を減じたことは各國に行はるる累進的刑罰執行がなによりもよくこれを實證して居る。無論この心理的手段のみを以ては萬全を期し難いので補充的手段を必要とする。即ち刑務所における設備の合目的形成が要求せられる。その物的設備を整査するによつて脫走の憂なからしむるとともに、人的設備を充實することによつて收容者を適正に處遇し身を以て範を垂るる精勵な刑務官



吏を得ねばならぬ。かくて愛の行刑の完整が庶幾される。

力の行刑！　それは愛の行刑を徹底せしむるも尙ほ反抗し、なほ脫走せむとする收容者に對して、刑務官の生命や身體を保護しかつは國家の威嚴を保持せむがための行刑である。その形式は懲罰であり保安處置であり、その實質は暴力に對するの暴力である。力の行刑は峻嚴を中樞とする。とはいへこの峻嚴な人道的範域を遙かに超越してはならぬ。力の行刑による收容者の健康毀損はこれを最小限度に止むべく、保安處置は單純な外形的强制よりもむしろ醫術的療法によるべしとの要請はこの指導的原理から派生されるのである。

愛の行刑と力の行刑とが一體となり渾然として圓融無碍の域に達したるときにおいて眞の行刑は期待することが出來る。兩者の間には輕重はない。たゞ愛の行刑は先行し、力の行刑は後行せねばならぬ。愛の行刑に全力を傾倒ししかもなほ效果なきときにおいて初めて力の行刑に移行せねばならぬ。このことは收容者の種類により異なるところはない。たゞ愛の行刑は至難であり力の行刑は容易である。自然愛の行刑を徹底せしめずして力の行刑によつて愛の行刑の實質を贏ち得むとする風潮を見るが、これはまさに冠履顚倒ではあるまいか！　敢ていふ所以である。

四、一六　（たけいちらう）。



刑政時論

近頃社會の耳目を聳動せしめた大きな問題は、何と云つても共産黨事件であらう。敏感周到なる當局の處置により、手落ちなく檢擧の手が下つたとは云へ、この事件は思想上の問題であつて、檢擧を以て善後處置が出來たとは云へない。

發表當時檢事總長の談話として傳へられるところのものはよくこの間の消息を語つてゐた、バチルスが出たからそのバチルスを驅除すればそれでよい譯ではない、バチルスの發生し易いやうな素地を改善しなければ、いつまでたつてもかうした事件は止むことはない、社會思想は實はさうした思想が生れて來るやうな欠陷が、その社會にあるからなのであることの出來たのは、最も慶ばしい次第である。正木氏は新進氣鋭の行刑學者で、本誌を通じて發表せられた論文は夙に讀者諸氏の共鳴を得、刑務事業界をリードするところ少なくなかつた、今回の會議を機會に、いまた世界に於ける權威者と接觸し、また彼地の實際を見聞して、所見を廣め、學ぶところを研鑽し、歸朝の後は、また〳〵斯業界に一服の淸涼劑を投ぜられるであらうことを期待してゐる。

その出發に際し驛頭に語らるゝところによれば、今回の會議は別に重要な問題はなく、提出議案を整理するだけのことであるが、識者と會見し事業の實際を見て、見聞を廣めやうと思つてゐるとのことであつたが、氏の銳敏なる觀察によつて氏自身をも益すると共に延いてわが事業界に何等かをもたらされることと、偏に氏の歸朝を待つものである。

◇

近頃大阪放送局員だといつはつて聽取料を詐取して歩いた青年を、大阪區裁判所は取調べるの機會をもつた、吾人はこの犯罪を單なる詐欺事件と見ずにこの事件によつて起つた痛ましい家庭悲劇に注意したい。

すなはちこの事件によつて、實兄の娘は結婚破談になり、それが原因で彼女が自殺を企てたのを氣に病んで實兄も亦病床につき、延いて七十一の老母も發熱すると云ふ有樣、證人として出頭した村長は、この悲慘なる現狀を訴へ、且つ本人は鄕里に於ては模範青年であつたのが、ふとした氣のまぎれにかゝる罪に陷つたのであらう、身柄は自分が引受け金も辨償するからとの溫かい證言に被告は感涙に咽んだと云ふ記事は、何と云ふ美はしい犯罪にまつはる人情美談であらう。罪の責年は必ず救はれることであらう。（虛生）

る、だから、この際吾々は單に奇激の思想を排斥し、これを取締ると云ふだけではなく、もつと根本的にその禍根を除くことに深甚の考慮と努力をいたさねばならぬ。

樞密院會議でもこの點につき突込んだ質問があり、政府も一時的の取締でなく、根本的にこれを處理せんことを言明したと傳へられてゐるし、輿論も、徒らにこれを排斥するのみにては、要するに思想の相違で、眞に國家の將來を思ふものにあらずとなし、この際あらゆる階級のものが眞に圓滿幸福なる社會の進展に目標をおいて、世の中から不公平を去り、理不盡を除き、相互扶助共存共榮の大理想發現にあたらねばならぬ、これは現代があまりに物質偏重と無理想の弊に陷りすぎてゐる。共存共榮と云ふやうな理想主義を行ふのに、我利我利主義ではおさまりがつかず、又社會全般の圓滿をはかるのであるから、どうしても精神主義が入つて來なければ、うまくゆく筈のものではない。

殊に今度の事件に携つてゐるものはみな知識階級のもので學生も大分參加してゐると云ふことについては、一面確かに今日の教育の缺陷であつて、明治時代の先覺者が學校教育から宗教を度外視し、靈的教育を輕んじ物質偏重、汲理想の教育を施したことに原因してゐるので、國家の將來を思ふの用意が缺けてゐた結果である。こゝに思ひを致して現代社會の欠陷を救匡せんことに、國を擧げてかゝらねばならぬ。

それについては新興階級を彈壓するのみが能ではない、いはゆる特權階級と稱するものゝ、獨專的利權保護とか、社會上に於ける地位の差が極端に隔離することは階級的意識を益々增長せしめ面白くない結果を招くことになるから、之は公平な立場に至つて新興階級の利益保護をはからねばならぬ、こゝに社會政策の價値があるのである。

われ〳〵刑政に從事するものとしても、これらの事件に連座せる犯罪者——いはゆる思想犯人に對する處遇についても、徒に特殊扱をせず、よくその說を聞き、同胞愛の立場に立つて精神的に教化の目的を達するやうにしなければならぬ。

◇

去月九日橫濱出帆の諏訪丸はわが正木書記官を、チエツコスロバーキアに於て開かれる國際刑務會議の準備委員會に送つて行つた。國際會議には最近松井現行刑局長、辻書記官、泉二前局長、岡部書記官を年々に送つたが、この度の會議には、本誌と最も干係深き正木書記官を送る

國産の粋を蒐めた
大禮記念東京博覽會へ
わが刑務所製作品を出品
第一會場西二號館に人氣集まる

刑務所製作品が、國産振興の意味で大博覽會に堂々と出品された——と云ふことは、何と云ふ劃時代的のレコードであらう。

近年各地で品評會が開かれると共に即賣會が民衆を喜ばせてゐたとは、吾が刑務作業の社會化と云ふ意味から慶ばしいとであつた。しかし正直なところ、東京でその第一回の品評會が催されたときなどは、義理にも感心の出來ないものが、堂々と出品されて、聊か悲觀したが、審査員の適評と作業技師の指導によりもう第二回には、まづ〳〵「世間並」に進んで來たが、こんどの出品などは、全國から國産の粋を集めた中に陳列されてゐて、決して遜色はないほど、場所も(第一會場西二號館)立派であり、陳列のデザインもよく、製品もすぐれたものが多いから大いに意を強うする。

今度の出品は正木書記官佐藤巢鴨所長を中心に主として巢鴨刑務所の職員の努力によつて、交渉から陳列から、すべての點に運ばれたので、正門は右から西洋室に西洋家具、日本室に箪笥、卓、火鉢等の日本家具、中庭に自轉車、左側には石鹼、紙、その他陳列棚には漆器、靴、玩具等が陳列されてゐる。宣傳用として「刑務作業について」のパンフレット、輔成會のビラが觀衆の自由に持去り得るやうに置かれてある。刑務協會及巢鴨刑務所行刑局等から始終監督旁人を派してゐるが、各々はつねに他所ながら、人々の批評を聞いてゐるが、大体に於て「刑務所でこんな立派なものが出來るのか」と驚いてゐるやうである。それにその製品の種類の多いのに今更奇異の眼を放つてゐる樣である。

審査の結果は只今のところではまだわからないが、殆ど賣約濟で、開會式當日陳列の西洋家具全部の買占めがある騷ぎの好評である。たゞ賣價の點では一体に安いが、外の出品と比較して高いものもある。とにかく、第一回の試みとしては、成功でこの經驗で、今秋京都に催される博覽會にも出品されるやうなとにしたいものである。

なほ今回出品された品目は次のやうである。

□小菅刑務所出品

品名	數量	價額
應接用家具	一	三〇、〇〇〇圓
編上靴	一	二、〇〇〇
短靴	一	六、七〇〇
黒皮製トランク	一	三五、〇〇〇
深護謨靴	一	二、〇〇〇

□豐多摩刑務所出品

樺製長火鉢	一	四〇、〇〇〇
深ゴム靴	二	二、〇〇〇
短靴	四	四、〇〇〇
小供靴	二	九、五〇〇
角火鉢	一對	一〇、〇〇〇
編上靴	一	九、〇〇〇
婦人靴	二	二、〇〇〇
角火鉢	一對	二、〇〇〇

□巢鴨刑務所出品

總桐箪笥	一	三、八〇〇
銅製藥鑵	一	三、一〇〇
白銅製(臺付法の神	一	二七、〇〇〇
獨逸ボックス編上靴	一	二、〇〇〇
カンガルー深ゴム靴	一	七、〇〇〇
婦人短靴	一	七、五〇〇
バリカン二號	一	二、〇〇〇
スリー自轉車	一	二七、〇〇〇
スピート子供自轉車	一	二七、〇〇〇
藤製丸卓子	一	一五〇、〇〇〇
結・檀角火鉢	一	三、七〇〇
銅製銅壺	一	九、〇〇〇
堅逸ボックス堅胴長靴	一	二、〇〇〇
赤皮ボックス短靴	一	一四、五〇〇
黒キット短靴	一	一三、〇〇〇
バリカン一號	一	二、五〇〇
バリカン三號	一	一、五〇〇
兩ブレーキコースター自轉車	一	六五、〇〇〇
藤製安樂椅子	一	三、〇〇〇

□横濱刑務所出品

ハト印石鹼	十打	一八、〇〇〇
洗濯石鹼一號	十本	一、七〇〇
洗濯石鹼三號	十本	一、三〇〇
ラック石鹼	十打	一〇、八〇〇
洗濯石鹼二號	十本	一、五〇〇

□前橋刑務所出品

玩具(動物園)	一	二五〇〇
玩具(駝鳥首振)	一	〇、八〇〇
玩具(象首振)	一	〇、八〇〇
玩具(熊ノ玉乘リ)	一	〇、七〇〇

□靜岡刑務所出品

上質紙	一連	一四、四〇〇
摸造紙	仝	一〇、一七五
機械漉和紙半紙簿特	一綴	六、〇〇〇
仝二號	仝	三、八〇〇
仝インキ止	仝	三、一〇〇

全	五號	全	二、三〇〇	全	三號		
手漉和紙美濃紙薄一號	全	九、五〇〇	遞信省指定標準型封筒茶中	全	一、二〇〇		
全	三號	全	六、〇〇〇	全	大	全	一、六〇〇
半紙薄特	全	六、〇〇〇	鼠大	全	一〇、〇〇〇		
全	二號	全	三、八〇〇	便箋	百冊		
二重和中紙封筒一號	全	五、〇〇〇	□長野刑務所出品				
全	二號	全	三、八〇〇	玩具鹿	二	一ケ、三〇〇	
全	三號	全	三、三〇〇	全馬車	一	〇、三五〇	
遞信省指定標準型封筒茶大	全	〇、八〇〇	全兎	一	〇、三五〇		
全	小	全	〇、七五〇	栗鼠	二	〇、三五〇	
全	鼠中	全	〇、六〇〇	全象	一	〇、三五〇	
中質紙	一連	六、〇九〇	全ライオン	一	〇、三五〇		
機械漉和紙半紙薄甲	全	五、三〇〇	□大阪刑務所				
全	一號	全	四、三〇〇	刺身庖丁	一	〇、三〇〇	
全	三號	全	三、一〇〇	水栓止	一	一、三〇〇	
全	四號	全	二、八〇〇	魔法瓶小	一	一、三〇〇	
手漉和紙美濃紙薄	全	二、五〇〇	給水栓	一	五、〇〇〇		
全	二號	全	八、五〇〇	魔法瓶大	一		
半紙	全	五、三〇〇	□名古屋刑務所出品、				
全	一號	全	四、三〇〇	書机	一	七〇、〇〇〇	
全	三號	全	三、一〇〇	書棚	一	九〇、〇〇〇	
二重洋中紙封筒一號	千枚	四、八〇〇	茶キツト短靴	一	九、五〇〇		
全	二號	全	二、六〇〇	椅子	一	三、〇〇〇	
全	三號	全	二、〇〇〇	船來ウイロー編上靴	一	二、〇〇〇	
全	中	全	〇、八〇〇	□金澤刑務所出品			
全	大	全	〇、六〇〇	八足花壷	一	一七、〇〇〇	
全	薄	全	一〇、〇〇〇	巻煙草入	一	二、四〇〇	
全	二號	全	〇、三五〇	硯箱	二	八、〇〇〇	
全	二號	全	〇、三五〇	□三池刑務所出品			
全	三號	全	〇、三五〇	籃胎漆器應接机	一	七〇、〇〇〇	
全	小	全	〇、三五〇	不錆庖丁	一	〇、三五〇	
全	鼠	二	〇、三五〇	鋏	一	〇、六〇〇	
全	中	全	〇、三五〇	□熊本刑務所出品			
全	象	一	〇、三五〇	飯櫃入	一	三、八〇〇	
全	ライオン	一	〇、三五〇	□沖繩刑務所出品			
□大阪刑務所				算筒	一	一三、〇〇〇	
刺身庖丁	一	〇、三〇〇	會席膳	三	五三、〇〇〇		
水栓止	一	一、三〇〇	菓子鉢	二	八、〇〇〇		
魔法瓶小	一	一、三〇〇	會席膳	三	四〇、〇〇〇		
給水栓	一	五、〇〇〇	□秋田刑務所出品				
魔法瓶大	一		杉柾製煙草盆	一	三、〇〇〇		
□名古屋刑務所出品、			□札幌刑務所出品				
書机	一	七〇、〇〇〇	桷及胡桃埋木製飾棚付座机	一	九〇、〇〇〇		
書棚	一	九〇、〇〇〇	水松製節棚付座机	一	七五、〇〇〇		

教誨事業の進出點

苅屋愚公

一、行刑の目的物

行刑事業の總てが犯罪防止を目的として居る事は今更いふまでもない、即ち行刑は行刑のための行刑ではなく無刑のための行刑でなくてはならぬ、故に刑務所の中の一塵一草といへども犯罪防止に何物をか貢献する、況や作業、規律、衞生等の施設といひ動作といひ、何れか如上の眞理を物語らざるものやある、唯玆に物質的方面の數多の事相と、精神的方面の唯一の事相とが、相對峙して居る事を考へておかねばなるまいと思ふ、即ち作業や規律や衞生や、必要欠ぐべからざる物質的事相に對して、教誨(教育を含めて)といふ精神的事相が存在して居る、完全なる外形は完全なる内容を充實するともいへるが、健全なる精神は健全なる物質を具備するともいへる、然し予輩はその何れが重いとか輕いとかを言はんとするものではない、行刑の目的物は精神的疾病を有するところの犯罪者である事を忘れなければそれでいゝと思ふのである。

二、犯由と對策

精神的疾病を治療せんとするには、肉体的疾病を治療する場合と同じく先づ病源を探究せなくてはならず、應病與藥の臨機手段も講ぜなくてはなるまい、犯由の果していかなるものであるかは、大体見當がつくわけであるが、實際は見當の違つたものもある、例令ば犯罪の原因は貧困であるなどゝ考へられても、事實は貧困よりも寧ろ金があるがための犯罪が多く、刑餘の不信用よりも懶惰や酒色の方が多い、殊に酒慾、色慾、酒色併合のもの

を通算する時は犯罪原因中優に五〇%に上つて居る事實などは見逃すべからざる問題であり、引いてはカフエーだとかバーだとか、實用以上の飲食店だとか、遊廓だとかといふものが犯罪養成所である事なども適切な資料を予輩に供給するのである、今はないであらうが或刑務所では舍房から手に取るやうに料亭の絃歌の聲が聞えたために、常に受刑者の好話題となつて釋放後の發展を期待し、その準備行爲として犯罪の計畫、共謀の豫約等を爲すものが少からずあつたといふ事も聞いて居る、舍房の窓から遥かな遠方に見へる歡樂境の電燈のかゞやきが一種神秘の暗示を與へるなどは犯由研究には好い材料となるであらう、病を治むるには必ずその原因を考察する、考察した丈けでは何にもならず、これが對策を講ぜねばなるまい、これ豈に刑務所内のみの問題ならんや、社會廓清の大問題であり、行刑當局者がいかに苦心するところがあつても、社會がさうなつて居らない時は、溫室の花を寒風吹き荒む原野に移植すると同樣、失ふところ多くして得るところは尠い、此意味に於て予輩は基督敎徒諸君が風俗改良に熱心なる努力を捧げらるゝに對して敬意を表するものである。

三、無神無佛主義

犯由の講究は物質的方面より見るものと、精神的方面より見るものとの二つがある、之を後者の方面より見るとき、一般人の無宗敎無道德なる背景の前に、犯罪的素質又は傾向あるものが、兎れて恥づるを知らざる無道心から滔々として墮落する事實を如何ともする能はざる現狀ではないか、智能犯者の如きは殊に無神無佛主義で、誤魔化しの上手なものが勝利を得る底の腰を据えて、天を畏れず道を畏れざるの徒である、予輩の知る所によるも「上手にやれば發覺はしない、發覺しなければ悪い事でも平氣でやる」といふ心理に住して犯罪したといふもの〻頗る多い事實に驚いて居る、彼の感情的突發犯罪の或ものを除いて、その他の窃盜强盜詐欺横領等殆どすべての犯罪が、「此手でやれば發覺しない」といふ因果撥無、無神無佛の連中でないものはない、敎誨といふものが最初

から神佛の信仰を中心にして收容者に臨んだ所以も實に此點にあるのである、一般社會に宗敎の存在が必要である以上は行刑中の者に宗敎の必要なる理由も明白である、今日の敎誨が信仰中心の主義の上に行はれて居る事は、過去の事實を繼承せるものであると共に將來の必要をも想像し得るものである、彼等犯罪者の精神的疾病を治療するには宗敎的信念が無上の良藥であると考へるに無理はあるまい。

四、犯罪者も赤子

犯罪者もまた陛下の赤子である、やるせない大御心は反つて普通人民以上に彼等を愍念ましますところである、然るに不孝の子は此大御心を味ひ得ない、故に犯罪者に對しては俗諦敎訓として特に皇國忠良の民の行くべき道を指示敎養せなくてはならぬ、これは普通一般の國民以上にその必要がある、此に於て予輩は持論として刑務所に御眞影の下附、敎育勅語、戊申詔書の下附を希望して止まない、今や時代は進んだ、刑務所は穢らはしい所であるとして御眞影御下附の遠慮は反つて大御心に反するものではあるまいか、四大節を始めとし、何かの機會に於て適當の方法により職員と共に收容者をして拜禮せしむる事は誠に意義あり功果ある事と考へる、而して敎育勅語、又は戊申詔書は國民道德の基礎であるから、捧讀式を擧げると共に、その御精神を强調するところがなくてはならぬ、現在とても敎誨の内容として決して國體の精華を宣揚するに怠つては居らぬけれども、今一層鮮明に、國民道德の歸趨は此に在りて存する事を力說し、行刑上精神的中心を標榜して遺憾なきを期せねばなるまい、勅語捧讀式の如きは少年刑務所などでは多分實行せられて居らうが、普通の刑務所では「さうしたらよからう」程度で、未だ實行に至らないのが多い、これも或は一種の遠慮か、或は精神敎化上熱の足りないために歩み方が鈍いのであるか、出來るならば敎誨の度毎に捧讀するがよくはなからうか、大内青巒氏は講演の度毎に最初敎育勅語を捧讀してそれから話をして居つたが、聽者の精神を統一し、敬虔の念を以て講演の話を聽かせるには適切な方法

であつたと思ふ、況や教誨の内容が俗諦道徳に於ては一に教育勅語の御精神を鼓吹するに外ならないに於ておや、

五、教誨の度數

集合教誨の度數が少い、以前は毎日曜教誨を施したものであるが、作業の發展につれて月二回の休業となり、教誨も休業日のみとなつた所が多い！、就業日でも教誨して居る所もあるやうではあるが！原則として日曜には休業就業を問はず必ず教誨する事になるのでなくては、作業能率の進行を期するために自然就業日は教誨しない事になる、月二回で澤山だとして、その例に、月に兩度の寺參りが普通の事例だといふやうな說も聞いた事があるが、それは社會に於ける善男善女の聞法度數である、刑務所に收容されて居るものに對して月に二度でいゝといふのは余輩の了解に苦むところである、社會一般の寺參りが二回とすれば刑務所の人達は毎日でも寺參りをせねばなるまい、此意味に於て教誨は是非日曜毎に改めてもらひたい、それもいゝ加減にしておくのでなく儀式も教誨も莊重敬虔そのものとして神聖なる行事を精神的にやつて行きたいと思ふ。

六、教誨に關する設備

教誨堂の設備は十二分にしてもらひたい、信は莊嚴より生ず、献花献香は申すまでもなく、佛具教壇の整頓等理想的に設備する必要がある、謂はゞ舞台裝置の完全を期する事である、教堂の設備は一度手を入れておけば誨永く持續するものが多いから、大して費用のかゝるものでもない刑務所中最も尊嚴にして精神教化の中心場所となるところである以上、此所の設備の如何は精神的方面に對する方針如何を伺ひ知るに足る、次には個人教誨室の設備である、全然設備のない所はあるまいが、適切にして遺憾なく個人教誨の出來る設備が必要である、教誨はどんな所でも出來るものではない、同じ話をするにしてもシンミリとした靜かな室で、餘念を止めて話もし聞きもせらるゝならば話が聽者に徹底する感激もする、周圍の喧騒雜閙中に彼方に心を奪はれ此方に氣を取られ、必

散亂龐動の空氣の中で教誨の能率の上るものでない、教誨師の教誨は醫家の治療である、消毒も不完全な室では完全な治療が出來ないのみか、反つて惡結果を招く、教誨師をして完全な教誨を施さしめ、一人でも改悛者を多く出さしめやうとするならば、教誨堂や個人教誨室の理想的設備を要するのは自明の理であらうかと考へる。

七、教育の改良

教育の發展も教誨同樣大切な事である、今日の刑務所の教育は、進んだ方法を採つて居る所もあるが、餘り進んで居らないで舊式の寺小屋式と大差なき狀態の所もないとは言はれまい、これは教師も古い頭の人が多いからであらうが設備も不完全であるからである、或小學教師が刑務所の教師を拜命したが、理想的にやつて行かうとしても種々の故障があつて、迚てもやれない、時代後れの教育方法では興味が乘らないからといつて辭職したとかせぬとかといふ話を聞いた、教育の事は稍專門に屬する事であるから、幹部の人達と雖も現代の教育的空氣を了解せず、教育の傾向を觀取するに疎い事情もあらうかと思ふ、宜しく新進の教師！專門的教育家の言に聞くところあつて、費用と時間を吝まずに改良進展せしめて行く事が大切である、一定の時間何かを教へて置けばいゝ位の大雜派な教育方針では功果は擧らない。

八、接見と信書

教誨及び保護事業と密接の關係あるもので、須く教務に於て仕事とせねばならぬものが二つある、卽ち接見事務と書信事務である、無論接見に立會するとか書信を閱讀するとかの關係は教務に於て忘れずにやつて居るとはいへ、此事務は本人の身上關係を見るに於て、釋放後保護關係を考へるに於て、從つて個人教誨の資料とする點に於て教務で世話をして行く事がどの位接見書信を活用し得らるゝかと考へられる、然しさうするに就ては相當の手數を要するのであるから事務員を教務に增加せねばならぬ、殊に接見立會の爲めには看守部長を配置するの

要がある　書信閲覧事務も矢張部長にして置きたい、相當頭のある人ならば看守でいゝやうなものゝ接見事務との聯絡を取つて置くと都合がいゝと思ふ、又他の係との權衡から見ても教務に部長の配置さるゝは不思議ではあるまい。

九、教誨師の増員

教誨師には手足が要る、教誨師ばかり居ても手足になる看守が居なくては仕事は出來ぬ、今やその教誨師も手少なで教誨能率が擧らないし、その手足になる看守も少ないので益々仕事は出來ない、教誨師は少くとも受刑者百五十人毎に一名を要する、此割出しは個人教誨を一日平均五名位施行すると見る、勿論個人教誨のみが教誨師の仕事でない以上此位の平均數が普通である、然れば則ち一ケ月に一人一回教誨し得る程度になる、これは最低限度で決して理想的ではないが先づ此位で辛抱するとする、それで三百人收容の所で教誨師二名、六百人の所で四名、三千人の所では教誨師二十名を要する事になる、贅澤を申すのではない事實上の要求である、而して看守は教誨師一名に一人、三名に二人、五名に三人、十名に五人、二十名に八人位は必要數である、此位に手足がなくては個人教誨なり教務の一般なりを敏活に執行する事は不可能である、一名の個人教誨をするために戒護の手の明くを待つため一時間も無駄にせねばならぬなどゝいふやうでは能率なんどの騒ぎではない、看守の手を借らずに教誨師自身で引出したり、納めたりしたらよからうとの説もあらうが、教誨は此の如く實用本位のものでない、教誨といふものを聽く人間の心理狀態は、教誨に何等の身構へもなく何等の品位もなく、看守が身上調べや指紋を取ると同樣に、教誨師自身で送り迎へまでしてさて開き直つて有り難いお話を聞かせるなどは、宗教心理を無視した實用主義といはざるを得ない、これは予輩の頭が古くて現代的理解がないのかも知れぬが。

一〇、保護の精神

保護事業は行刑事務の延長である、刑務所の中で改心しても、社會との橋渡しが出來なかつたならば改心の實現はなし得ない、であるから予輩は保護事業に多大の敬意を拂ふものである、然し誤解してはいけない、保護といふ事は職業紹介の意味ではない、職業紹介即ち保護なりと考へて居る保護事業家があるならば、これは畫龍点晴を欠ぐものである、釋放者は職業を得るに困難であるが故に從つて衣食に困る、その結果再犯に陷るのであるから職業を與へる事にうき身をやつして心配する保護事業家のある事は當然ではあるけれども、人間は職業がありさへすれば犯罪しないものではない、見よ特技を有する累犯者の如何に多數なるかを、洋服裁縫、印刷、木工、鍛冶工、理髪職、その他の技能者が、相當の收入のあるにも拘らず再犯又再犯に陷る所以は抑も何の故ぞ、彼等は特殊の技能を賴みて精神的敎養を欠ぎ、得るに從つて費消して酒色の奴隷となり、無神無佛主義に走つて毫も精神生活の趣味を解せざるがために外ならない、精神生活の趣味を解せしむるの道は唯宗敎的信念を扶植するのみである、保護會は木賃宿でもなく職業紹介所でもない、多く宗教家が此事業に從事して居らるゝ所以は、精神的敎養に重きを置くがためである、即ち此敎養は刑務所に於ける敎誨の延長であつて、保護者は敎誨師でなくてはならぬ、一般の保護事業家果して此趣旨を解せりや否や。

一一、訪問と通信

釋放後の保護は保護事業家に一任するも可なりといへども、敎誨師としては、收容中敎養を加へた當人が、如何に生活して居るかを調査し、また引續いて敎養を加へてやる位の努力はしたいものである、さうするには幾分の費用と時間とが必要となるのであるが、日曜日やその他の休養日をつぶして走り廻るといふ事は一度や二度な

らば出來もするが、度重ると勵行困難である、これが必要だと認められれば公然出て行く丈の時間と費用を與へる樣にして貰ひたい、訪問を受けた釋放者の身に取つてはどの位嬉しいか、そのために再び犯罪して刑務所に行く事は出來ないといふ感謝心も起るわけである、誤つて再入するとしても、教誨師に合す顏がないとか、申譯がないとかで、これが收容者間の精神教化に間接的刺戟を與へて、その功果は多大なものがある、それと今一つは小冊子又は雜誌の贈與である、釋放者が書信を寄せるに對しては教誨師自筆の返書を送るに過ぎたる事はないが、多數になると自筆返信に換ふるに小冊子又は雜誌を送つてやるといふ事もよい、これも費用がかゝる、此費用も公に認めてもらつておけば都合がよいわけである、たとへば「人」、「道」「覺醒」「禪の生活」などゝいふものを、その文句中の注意すべきところに朱點でも打つて贈つてやる事は、非常に釋放者に光りを授ける事になる、これを成るべく多數に、出來る事なら釋放者の全部に實行したい、だから費用の問題を提出するわけである、

一二、職員の修養

刑務所の職員はその職掌上の必要から精神修養に多大の注意と努力を拂はなくてはなるまい、苟くも收容者の指導をなし自ら模範たるの素行を保つの必要ある以上、自己の修養は欠ぐべからざる職務の一つである、此故を以て刑務所職員は圖書館を持つの必要がある、內外多數の出版物の一々を備付くるは困難なるべしと雖も一般的修養書、雜誌類位なりとも備付けて休養中隨意に閱覽し得るやう便利の設備をする事は敢て難事に非ずして多大の功能がある、且つ一方には少くとも月二回位の修養會を開き、修養に關する說話を聞き又は自ら感想を述べ、相互に刺戟を與へて進み行く事は收容者指導上にも必要なる努力であり、且つ自己の人格向上に利益である、修養會を開くの餘暇なしといふか、餘暇は作れば得られるものである、志さへあれば爲し得られる、行刑に從事する職員が精神修養に趣味を持たない事は、恰も農家が田を耕さゞると同樣で、その成績の擧らざるや當然といはざるを得ない、借問す近代行刑功果としての改悛者果して多きを堪せりや否や、それかくの如く職員の修養機關が必要である、本省は各所に奬勵してこれが實施を促し、毎月その報告を徵して弛緩せざらん事に注意あらば、職員それ自身と收容者とのために一擧兩得なるを得るであらうと思ふ。

一三、教誨事業の前途

近年教誨事業の上にも多少の新味を加へ、蓄音器あり活動寫眞あり新聞あり、予輩大に意を强ふするものがあるけれども、前途は甚だ遠い、その遠い前途を眺めて見て、端的に觸目する教誨事業の進出点の二三を書きつけて見たまでゞある、中には實現の困難な問題もあると見らるゝかも知れぬが、ナニやる氣になればやれるものである、それは同人の努力と熱心に待つの外ない、此外にも、言はんと欲して言はずに置くものが澤山ある、教誨事業の進出点豈に此の如く卑近なるものならんや。

（完）

御の字　境遇黃洋

日本語では、丁寧な言葉を遣ふときに、何でも御の字を上につける。御米、御芋、御大根より、御つむ、御み足、みな御がつく。

西洋人が、御米の米はライスとわかつたが、御は何のことかと聞かれ、オノラブルだと答へた日本人があると西洋人は、一々オノラブルライス、オノラブルビーフとやつたと聞いた。

西洋人から考へたら、餘程變なものであらうが、然し日本語では、これがまことに入り用なのである。殊に婦人の言葉としては、丁寧を表はすべく、無くてはならぬ御の字である。

或る女醫の講話を聞くと、「御子さま方や、御孃さまの、御なかの御わるい時には、應急の御手あてを遊ばしまして、御手廻しよく御醫者さまを御迎へ遊ばして、御見たてを御願ひ遊ばしまして」と、御の字づくめに驚いたが、然し斯らなくてはならない。日本語なのでしかたがない。

日本はどうしても、御の字の國である。殊に宗教では御念佛、御題目は、御有りがたい御宗旨なのである。

刑務教誨と映画に就て

石清水一雄

映画が私たちを吸收する大きな力、スクリーンに惹かれて行く不思議な魅力、それは全く一つの大きな謎である。光と陰影のあからさまな舞踏から、いつしか知らず私たちはある何物かを探し求めてゐる事に氣附くであらう。時に鬱屈した心を洗ふ涙を求め、又缺乏した情操の憧れを滿たし、或は其處から人生の眞義を摑まうとする。全くこの藝術の時間的投影とも言ふべき映画によつて、私たちは本當にチヤームされずにゐられない。

それ程映画は直接的に觀者の感情に訴へ、人生に對する深い暗示を與へる事に妙を得てゐる。若し夫れ教育上の言葉を借りるなれば、直觀教育の方法として映画を應用する程徹底したものは他に尠からうと言ふべきである。殊に民衆教化としての映画利用は、場合によつては文書や講演以上に及ぶ事がある。この意味に於て、教誨の場合受刑者に映画を觀せる事に就ては心から贊意を表さずにゐられない。私は寧ろ刑務所での映画利用が多くの場合消極的に墮してゐる事を哀しむものである。

勿論世間並に言へば、善い事の裏面には悪い事が附きまとふ。映画觀覽によつて受ける悪影響だつてとつくの昔に指摘され非難もうけてゐる。けれ共さうした缺點を取除く方法がないと誰が斷言出來やうか。私の小さい經驗から言つても、損するよりも得する事の方が遙かに大きかつたと言ふ事が出來る。この意味で私はいまだに映画を憎めない一人である。

以下私は刑務所で觀せる教誨教育映画に關して、思ひ起すまゝにありふれた私考をめぐらして見よう。

一、映画の選擇に就て

A　映画選擇に對する態度

大体に於て從來當局のとつた映画選擇の態度は受動的であつたと言つても過言ではあるまい。即ち一部興行家や教育映画製作者達の營利手段に任せ、僅かに貧弱な彼等の製作品中より選擇して需要を充たしたきりである。今日迄受刑者の觀覽に供した映画中當局が積極的に製作に關與したものが幾本あるであらうか。

現在の映画の地位は娯樂的な域を脫して、民衆教化の樞要なる機關となつてゐる以上、之を積極的に活用しないのは迂愚と言はざるを得ない。（尤も行刑の立場から、之が利用上に特別の制限を與ふる事は當然である。なほ茲に積極的に利用とは單に觀覽度數の多い事をのみ意味しない）此點に就ては、獨り司法省當局のみに限らず、從來より深く映画教育に關心し來つた筈の文部省あたりの態度にさへ、尙尠からぬ不滿が見出される。私は先月ある映画雜誌にそれらの事を漫談して置いた。その一節に

「私は聲を強うして、兒童映画の製作第一を主張したい。內務省あたりが子供に悪いとあつて劍劇フイルムに干涉し、其製作を手控へよと嚴命し、それでも出て來るものはカツトすると檢閲で脅かしてゐるのも誠に結構な事であらう。成る程、竹刀で喉を射された、ブリキの刀で眼をつぶされた、石垣から突き落されたなど、謂ゆるチヤンバラ事件が頻々と續發する。のみならず好奇的な殘忍性を誘發するやうな精神的悪影響が甚だしいとも見られる。この機に際して、檢閲フイルムの四割强を占めるチヤンバラ物に大鉈を加へる事はよい事に違ひない。然しながら忌憚なく漫談すれば、それらは尙消極的方策を一步も出ないものと言ふべきである。そんな消極的な小刀細工を何年繰返してゐても、兒童映画問題を根本的に解決する事が出來やしない。

若し文部當局が眞面目に本問題の解決を期せんとならば、その根本を摑むで積極的な態度をもつて製作第一主義の方針をとり、觀覽設備や制限等に就ても斷然從來の臆病さを投げ棄てねばならない。而して之は獨り文部省のみならず、教育映画會社當事者に對しても言ひたい事である。兒童の映画問題は今や輿論として其解決の急が叫ばれてゐる。然もそれが何處でも行詰を見てゐる。この際關係者の協同を俟つや切實である。よき仕事の爲に思ひ切つて進め。道は打開されんとして、未だ開かれずにある」と。

斯の如く今後の教誨教育映画の進展策としても、選擇より製作第一への道を辿るより外にあるまいと考へる。即ち先づ第一に、映画選擇の上に積極的態度を執り、選擇の範圍も單に謂ゆる教育物に局限する必要なく、廣く

映画藝術全体からよき物を選び出す方針をとる事である。例へば最近松竹が製作した犯罪映画「天國の人」―井上正夫主演―など、觀客にアッピールする處深く、誰が觀ても教化的効果の多いものであらう。之等に對して或程度の修正加減を施してから採用し、且つ觀覽方法の宜しきを得ば、必ずや教誨映画としても相當の効果を奏する事と思ふ。この他、一般作品中にも教化映画に屬する適切なものが隨分多く選び出される事であらう。

次に私達は尚進んで教誨教育的新映画の作製にまで氣運を展開させねばならない。この點では先般司法省が陪審法宣傳に關する映画「屍は語らず」の製作に盡力し、映画會社をしてその作製に當らしめた事等は私共の意を強うした事であつた。斯樣にして教誨映画も今や製作第一主義の道を辿るべき運命に在るものと言ふべきである。

B　映画選擇の標準

私の謂ゆる教誨映画は、教育映画の範疇に屬するものである事は勿論ながら、受刑者の教化を目的とする教誨映画そのものゝ特異な立場を持つ事を忘れてはならないと思ふ。従つてその選擇標準に就ても、自ら考慮すべき重要な諸點を見出すであらう。

◇即ちそれが受刑者を對象とする以上、充分に受刑者の心理や性格や生活等を顧慮して選擇すること。彼等の多くは何處かに反社會的な處があり、人格的に缺陷を持つものであるとすれば、之等の缺陷を是正するに足るエレメントを具備した映画を觀せる事が必要である。従つて之に反する極端な悲劇物とか、想像力を惡用した荒唐無稽の冒險物とか言ふ樣なものゝ避くべきは當然の事である。

◇次に何れの教育映画でもさうであるが、充分道徳的に顧慮されたものでなければならない。即ち健實な思想を涵養するものであつて欲しい。例へば他人を陷入れたり、慘忍や鬪爭の氣持をそゝるやうなのは絶對に避けて行きたいと思ふ。

◇教誨映画で特に注意したい事は、社會的に家庭的に個人的に惠まれない人々を對象とするものである以上、映画内容が暖かい愛の精神をも育くむものであつて欲しい。堅實な國民的情操を涵養し、同胞愛から人類愛へ、延いて自然愛に至るまでの愛を擴張して行きたい。愛に充たされない受刑者の精神を慰め、冷たい環境のために曲められた彼らの性情を是正し、濁された生活を淨化し得るやうな映画を選擇せねばならない。

◇而してこの種の映画は當然教誨と密接な連絡を保つて、始めてその効果を擧ぐる事が出來るのである。従つて教誨の種類内容に應じて、觀せる映畫をも細目的に配列して應用する方法を講ずるならば、教誨そのものをより効果的に生かして行く事が出來るであらう。――恐らく従來の映畫の多くでは、教誨の本旨にぴつたり來るものが尠かつたらうと思はれる。

◇なほ映画の製作に關しても、映画の主題、脚色、背景等を調和的美的なものであらせる事、即ち教誨映画をより藝術的なものとせねばならない。従來の謂ゆる教育物の程度では到底滿足するに忍びない。尤も、この事は今日の教育映画界でも問題となり、今や新らしい傾向を生み出さうとしてはゐるが――。

要は新教育映画としての全汎的な必須要件と、教誨映画としての特異な要素とを兼備する映画の選擇に心すれば結構であらう。

C　映画の種類

受刑者に觀せる映画の種類と言つても、教育映画の範圍と大差あるべき筈がないとも言へやう。が、大体に於て教誨映画の重心を爲すものは、何と言つても宗教的訓育映画であらう。之によつて個人的に社會的に教化され

て行くのだが、謂ゆる「勿れ主義」の修身的訓育よりも斯うした映画による方が遙かに効果が大であらう。謂ゆる訓育映画としては「母を尋ねて三千里」「恩讐の彼方へ」「少年筆耕」のやうな既製教育物も相當出てゐるが、推賞して止まない程のものが極めて尠い。

嘗て觀たものゝ内でも、例へば「人類の愛」とか、母性愛を取扱つた「オーバ・ゼ・ヒル」の如き程度の物で、受刑者に觀せてぴつたり來るものが出來れば誠に結構であると思ふ。が、之等は何れかと言へば一般的普遍的な内容をもつたもので、其間に所期の思想なり情操を高調して行かうとするものである。従つて一般映画として扱はれ、特殊な映画と言はるべきものではないのである。

之に對して謂ゆる「問題映畫」の行き方として、その内容を局部的なものと限り、受刑者の精神的缺陷の是正訓育を目的として、直接的に問題を取扱つて行く方法がある。即ち、「ある種の犯罪者に對して」とか、「年齡別性別受刑者に對して」とか、言ふ工合に映畫内容を分類して製作する事も重要な一方法たるを失はないと思ふ。この點に關しては他日稿を新たにして詳述したい。この他に宗教映畫、文藝映畫、實寫物等何に據らず前項「映畫の選擇」に述べた注意によつて選ばれたものならば觀

覽せしめて差支へがないと考へる。

本稿では主として教務に關する映畫に就て述べるのであるが、行刑の徹底を助するためにはなほ作業や衛生に關する映畫等の事も考へねばなるまい。けれ共、見方によつては之等の多くは前節の實寫物に含めて取扱ふべき種類のものであらう。

二、フイルムの配給と設備

ある一刑務所が前記種類の映畫を全部完全に蒐集し設備することは、經費の關係等で許されぬ事は言を俟たぬ處であり、さうする事は除り必要な事でなからう。殊に日に月に優良な映畫の作製されるに伴つて、それを一々購入する事は容易な事ではない。故に一刑務所に設備するものは基本的な一通りのものに止め、其他は本省關係にフイルムの配給部を作るとか、フイルム圖書館と言つた様なものを作り、其處から借入れる方法を執るべきであらう。

◇現在では本省關係から一組の特派員がフイルムを持つて巡回映寫を試みる方法を執つてゐるが、之では數ケ月に一回の觀覽が難かしい事であらう。で、之も經費に關係する事であるが、一刑務所で一映寫機の設備をなす事が理想である。斯うすればフイルムの郵送配給のみによつて簡易に覽せる事が出來る。又永い間の事を考ふればこの方が寧ろ經濟的であるに違ひない。

三、觀覽方法に就て

映畫を教誨教育の方便として採用するからには、その觀覽方法を有効に工夫しなければならぬ事は無論である

◇觀覽に際し、映畫の種類によつては準備教育として映寫前に内容等を知らせて置く事も必要であるし、殊に觀覽後の處置としては、教誨によつて映畫の要點を理解させ、受感を綜合させ、敎化の効を奏するための整理に努めねばならぬであらう。

◇説明者は教誨師敎師を本位とする。説明の專門家なら人物選定を嚴重にして教誨に理解あるものを之に當らさせるやうにしたい。外國には例のない御丁寧な話だがこの説明者は實際映畫から受ける印象の方向を誤らぬやうにする梶取役をつとめてゐる。之によつて徹底して映畫の内容が私たちの胸に泌みる事も妙である。二義的な話だが、若し映畫を教誨や教育に活用するといふならば、この説明をする事自体も大事な狙ひ處だと思ふ。本當に受刑者の立場を理解した説明者の口から眞情が流露するならば、恐らく映畫と説明の交錯が、眞實に觀者の氣持に訴へる處が大きいであらう。

◇特に必要な事は、受刑者の個性により觀覽を中止するを適當とする場合の考慮である。例へば感情に沈み勝な受刑者に悲劇の如き沈ませるものを避けるやうに——。又前項に述べたやうに受刑者の罪質、年齡、性等の別に應じてフイルムを選ばねばならぬ事であらうと思ふ。

◇要するに教誨映畫の進展は、良い映畫を、良い設備で、良い説明者によつて、良い觀せ方をする事の四條件の解決に歸結する。この四條件を積極的に解決する前提として是非とも司法省が教誨教育映畫のために積極的な活動を爲すべく適當なる機關の組織に移つて欲しいものである。

×

結論するに教誨映畫としての良き映畫を、良い觀せ方をすれば、敎化的効果のあがるであらうことは言はずもがなの事である。成る程、映畫を觀る事によつて蒙る惡影響も多い。之に關する統計等も尠からず發表されてゐる。けれ共それだからと言つて、私たちは素晴らしい善き効果を見限る譯にはゆかない。私は出來る限りに於て、受刑者をして映畫の恵みに浴せしむるやうにして敲きたいと希ふ。

米國の少年裁判所長を二十七年間も勤めて、數知れぬ不良兒を手にかけたリンゼー氏はその經驗談に、「自分の二十七年間の經驗によると、映畫の爲めに不良兒となつたもの丶數が餘りに少いのに驚いてゐる。不良兒は家庭に罪がある。子供を教育する爲には。親はすべてを準備し過ぎてはゐけない。子供の教育は、親が進むべき道を拓いてやるに止めて、自ら手を執つて歩ませる事は却つて害がある。」と言つてゐる。私も可及的に映畫のよき方面を認め、之を教誨に活用して貰ひたいと思ふ。

私たちはよき映畫によつて個人的に家庭的に社會的に惠まれずして受刑者となつた人々の心を慰め正し、加ふるに教誨の徹底によつて人間の根强い力を握らせ、一日も早く立派に刑務所から出て敲くやうに心掛けたいものである。

走るに任せて漫筆を試みて來たが、大方豫定の紙數も盡きて終つた。顧みて意外に疎雜に終つた事を憾む。

——三、三、二五稿——

刑政第41巻第5号
矯正図書館

映画教化に關する私見

映畫選擇標準——實施後五年を經過——名畫の發見方法——いはゆる教育映畫は用ふべきものなし
——珠算の增額——權威ある選定委員會の設置——映寫班の增員——映寫場の設備——映寫の態度

近藤亮雅

(1)

映画教育が今日の學校教育及社會教育にどれだけ役立つてゐるかは、大がいの人々に認められてゐることである。云ひ換ふれば、映画で教育したら効果があるだらうと云ふやうな議論の時代は過ぎて、より効果的にこれを用ふる方法が、盛んに研究されてゐる時代なのである。だから今日では、新しいことの嫌いな教育家たちでも、映画の時代化に壓倒されて、「映画教育」を眞面目になつて協議し合はねばならなくなつて來た。

筆者は、今映画がいかに教育の目的に使用されてゐるかを紹介することは省く。そしてなほ、これを一般的な學校教育や、社會教育の立場で論ずることも止めて、すぐに我が刑務教誨教育に於ける映画教育を論題として、この稿を綴らうと思ふ。

わが刑務界に映画が入つたのは、大正十一年の十一月からで、當時の世間では「刑務所で活動寫眞が見られる」と云ふことが可なり驚異的に反映したことであつた。そこで實施に際して問題になつたことは、

一、どんな映画を見せるか

二、どう云ふ方法で見せるか

と云ふことであつた。第一の「どんな映画」と云ふことになれば、直に立論の標準になることは、刑務所の規則、行刑の目的と云ふ二つの大事な立脚點である。何んでもよい譯には行かぬ、一種特別な周到な注意の下に之を選ばねばならぬのである。單に安寧秩序を亂す虞あるものとか、風俗上いかゞはしからざるものとか云ふ内務省の檢閲方針だけではなく、もつとそれ以上に種々の條件と注意が要する譯なのである。そこで當時立案せられ

た選擇標準と云ふものは左の通りである。

適當なりと認むる條件

一、感情及意思教育

1 皇室尊崇ノ念ヲ誘起セシムルモノ
2 神佛ノ崇拜又ハ宗教心ノ涵養ニ資スルモノ
3 國家生活及社會生存ノ觀念ノ涵養ニ資スルモノ
4 骨肉ノ愛ヲ深刻ナラシメ祖先崇拜ノ念ヲ高ムルモノ
5 映畫ノ積極的内容ヨリ自然ニ自己ノ罪惡ヲ反省セシムルモノ
6 新生活ニ對スル勇猛心ト憧憬ノ念トヲ感得セシムルモノ
7 友情及隣保ノ親愛ヲ高調スルモノ
8 家庭ヲ樂園ナリトノ念ヲ强カラシムルモノ
9 親愛ノ情殊ニ動物愛護又ハ自然愛ヲ强カラシムルモノ
10 努力生活ノ樂ヲ會得セシムルモノ
11 忍耐ノ精神ヲ高調スルモノ
12 鄕會集中熱ノ緩和鄕住心ノ養成(田園生活ノ趣味)
13 恩義ノ思想ノ養成ニ資スルモノ
14 節約貯蓄ノ念ヲ鼓吹スルモノ
15 其他人心ヲ道德的ニ興奮セシムルニ力ニアルモノ

二、智識教育

1 職業教育ノ用ニ供スルモノ
2 地理及殖産興業的教育(殖民地ノ狀況各國ノ國情)
3 歷史的教育(偉人ノ傳記)
4 科學的常識ヲ養成スルモノ
5 衛生思想ヲ普及スルモノ
6 國民トシテ知ルヲ要スル時事ニュース
7 能率增進ニ關スルモノ
8 災害及危險防止ニ關スルモノ

不適當なりと認むる條件

1 國體及社會組織ニ惡影響ヲ及ホス虞アリト認ムルモノ
2 人心ヲ動搖セシムル虞アリト認ムルモノ
3 殘忍酷薄ナル傷害殺傷ノ如キ又ハ虐待等ノ場面
4 奢侈虛榮投機奸詐、冒險ノ念ヲ生起セシムル虞アリト認ムルモノ
5 宗教的信仰ノ否認ヲ表ハス場面
6 不謹愼不敬虞ナル行動及字幕(泥酔、喧嘩、無作法、亂舞デカタン的ナ樣子ヲ含ム)
7 動物虐待(植物ヲ濫リニ切傷スルコトモ含ム)
8 犯罪事實ノ經過ヲ表ハスモノ
9 犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スル虞アリト認ムルモノ
10 性的感情ヲ誘起シ其他風紀風俗ヲ紊ル虞アリト認ムルモノ(姦通、私通、裸體、肉體ヲ露出セルダンス猥ラナル擧動、家庭紊亂ノ狀況等)
11 自殺行爲
12 ラブシーン
13 人種差別ニ關スル場面

14　輸送ナル社會ノ暗黒面ノ描寫
15　怪奇的現象ノ描寫
16　毒藥及麻醉藥使用ノ場面
17　輕旨ノ曖昧ナルモノ
18　其他刑務所ノ紀律ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノ

（2）

以上のやうな條件によつて選定せらるべき映画と云ふのはどんなものであつたか、理想的に云へば、今の興行映画の欠點を除いた、もつと教育的價値のあるものを選びたいのが、當時の選定委員たちの念願であつた、がかうした複雑な條件では、折角よい筋のものでも、傍系になつてゐるプロットの爲に災せられてこれを用ふることが出來なかつたり、出演者が若い女優であつたりして、はじめての試みとして相當に苦心されてゐた。そこで先づ試驗時代には、劇ものなどよりも、實寫その他で教化的であるものを選ぶ方がよいと云ふことになつて、まづ第一回のときには、「東宮殿下御外遊實況」と他に實寫一卷を添へて巡回した。

がその後と雖、いかなる映画を見せるかについては困難な事情が續出して來て、選定委員をなやましたこと一通でない。氣のはやい映画商人などが持ち込んだやうなものには碌なものはなく、選定難の聲は遂に地方に於てもこれが發見に努めてほしいと云ふ通牒になつてあらはれたりもした。しかし結局は當局の方針が領解されてゐなかつたせいか、大概主人公が刑餘者であつたり、何か「罪」に干係してゐないではならないかのやうに、そんな種類のものが報告されて來て、余り參考にならなかつた。

それと今一つは、どんな風にして見せるかと云ふことである。「消燈暗黒の中」と云ふ條件が戒護上問題になつたり、夜間集合と云ふことも懸念されたが、そんなことは、畢竟何でもないことであつた。が、その外に映寫時間のことや、映寫室の氣分と云ふものが、初めてのことではあり、遺憾の點が多かつた。

がとにかく、實施後五年を閲しての今日から思ひをめぐらして見れば、

A教化上効果の適確なこと

B戒護上の危險はないこと

がわかつたのであるから、更に腰を据えて、時代的でしかも有効適切なこの映画教育事業に、新しい一歩を踏み出さねばならぬ。そこで筆者は今までこの仕事の最初から干係して來た經驗に基き、一つの私見をこゝに述べて見たいとてふ。

（3）

まづ、フイルムを得ることである。

フイルムの製作は、國産映画に於ても、非常に進んで來た、時代物、現代物、喜劇、實寫、アメリカやドイツのものに、少くとも驥尾に附して行くだけに、カメラワークも、監督ぶりも、（金のかけ方はとても追つかないが）進んで來てゐる。したがつて興行映画ならぬいはゆる教育映画會社の提供するものにも、たまには見られるものも出るやうになつた。

がしかし、私共の經驗では、いままでに選定したものは、過渡期として甚不滿足ながらも、さうしたものゝ中からも選定したものもあつたが、今後は、少くとも本氣でこの仕事をやる以上は、まづさうしたいはゆる教育映画の中からは、吾々の希望するものは得られない。何となれば、それは子供だましで、教化内容が貧弱で、撮影技巧が愚く、廉價であるだけに、少しく眼のこえたものが見れば、見てゐられない愚作愚作ばかりである。これを刑務教化に使用することは到底出來ない、そんなものをやつて見ても何にもならぬばかりでなく、却てそんなものをやることによつて、刑務教化の價値を落し効果を擧ぐる妨げとなるかも知れぬ。と云ふのは、この頃の群小映画プローカー乃至教育映画プロダクションの提供するやうなものは、出演者、技師、監督、仕上げのいづれの點に於ても劣つてゐるから、從つて碌なものは出來ないのである。

しかも現在の映寫狀態についても、甚だ遺憾の狀態であつて（實際は豫期以上の成績をおさめてはゐるが）一人の技術員で映寫と說明との二つを兼攝せしむると云ふことも無理なら、巡回映寫班としての機能を完全に果たす組織にもなつてゐない。こんな狀況では試驗時代ならばいさ知らず既に第二期に入つて、一層効果をあげてゆかうとするには、どうしても改めねばならぬ。

現在この事業に費される費用は收容費から出てゐるのであるが、これが一箇所一回金三十圓として年三回巡回するとせば約百圓、これが本所支所合して九十五ケ所としても約一万圓足らずである。これだけの大事業にしては余りに少額である。しかもこれは政府直轄の事業でなく刑務協會がこの小額で巡回映寫を引受けてゐるのである。一万圓と云へば、フイルム一本の製作費である、堂々たる事業で司法省が行刑上効果を認めてやる仕事としては、余りに少額すぎる。

（4）

そこで經費は考慮されるものとして當然これだけのことはしなくてはならぬと云ふ案を述べて見れば何と云つても

「映画選定委員會」

をもつと根本的に改めて、映画教育の專門家をも嘱託して、みつちり、それだけに時間と勞力とを費して、いゝ映画の發見にかゝると云ふことである。これは現在の如く休のわからぬ委員會ではなく、司法省行刑局が主体となつた公式のものにする必要がある。（文部省の推薦委員のやうなもの）映画は興行館に出るものでも、十分に立派なものが得られる。輸入映画にしても、内國大會社の製作にしても、今までにだつて、隨分といゝ映画があつた。もう試驗時代も過ぎた今日、刑務所の規律に影響しなければ、出來るだけ範圍を廣めて、自由に選擇するやうにすれば、確に、いゝ映画が見つかるに違ひない。たゞ、現在の配給制度では、各映画會社は自社のフイルムは特約の館へのみ配給し、從て他に於て上映されることを拒むから、販賣はしないと云ふ困難がある。又輸入映画はパテントがついてゐるのがある（いゝ映画ほど）から、それが厄介で、興行式にやらねば、とても手が出せないほどの巨費を要すると云ふ難點がある。

が少くとも今までより豫算が多くとれて、一本千五百圓以上かけることが出來れば、可なりのものが手に入る見込がある。會社との契約は興行上支障なきやうにさへすれば、事業の性質上交涉次第では、特別に讓り受けることが出來ると思ふ。それに多少時日さへ經過すれば、餘計に手に入り易い譯である。（米國あたりでは、各映画會社で寄附的に提供してゐる樣子であるのと、あの國柄上制限を殆ど設けてゐない爲、こんな苦心も比較することは出來ないが、）

そして今一歩進んでは、自作したフイルムを巡回せしむることも結構であるが、これはよいストリーが得られないことと、どうしてもある撮影所へ製作を依頼するために、金をかけた割合に、いゝものが出來上らない、と云ふのは、他からの依頼であるから、つまり監督にしても、技師にしても、俳優にしても身に入れてやらないから、原作のプロツトだけは運べてゐても、成績はよくない場合が從來からあつた。内務省や文部省で撮つたものでも、他の大會社が宣傳用にとつたものでも、特作ものでない安物にも劣つてゐたやうである。

だから筆者としては、矢張製作されるもの〻中から選

定するか、製作費を補助して、十分に興行價値ある立派なものを責任を以て、作らせるか二つの方法で、よい映画を得るのが堅實な方法と考へる。

そこでその選定に當つて根本的に必要なことはその審査委員たる者は、單に行刑上の立場のみから判斷せず、映画そのものを知る必要である、少くとも今日世間ではどんな映画が上映されてゐる位のことには通じてゐなければならぬ、否筆者の云ふが如き方法によつて選定せんとせば、プログラムの發表と共に、その内容に見込をつけて、映画館へ是非見にゆかねばならぬ、そして時代的に映画の標準を知り、觀覽者の感覺を知り、しかして後採否を定める必要がある。たゞ單に受刑者の心理がわかつてゐても、映画そのものゝ價値を多少素人の域を脱して判斷する能力を有してゐなければ、映画教育の指導者としての甚だ遜色あるものと云つてもいゝ。

又その内容がいかに教化的であつても、少しも時代的に現代人の心理に響いて來ないやうなものであつたり、社會組織の變化した今日から見れば、効果の薄いやうなものは、これを採用して見ても價値はないのであるから、映画と現代思想との干係も了解しておかねばならぬ。

更に問題になるべき場面又は筋でも、映画鑑賞心理から見て、さまで問題にする必要なき場合もあり、又何でもないと思はるゝシーンが、その場合は非常に重大視せねばならぬ時もあるのだから、カツトする場合にもそれだけの考慮は必要である。言を換へて云へば單純な平面的審査でなく立躰的審査を必要とする。

映寫班の增員

映寫能率をあげやうとすれば、現在の狀態ではどうしても滿足なことは出來ない。すなはち、映寫技師、説明者、伴奏これが當然のことであるのに、現在ではそれを一名でやつてゐる。だから少くとも二名を以て一班とし、少くとも二班作つて巡回させる組織が必要である。回數は現在の如く年三回平均では少ない、少くとも隔月一回、出來るなら月に一回は巡回されるやうな組織にしたい。その説明者は教誨師がこれに當つてもよいが、この映画説明はやはり一つの技巧を要し練習を要することであるから、たゞ單に講演が出來るからと云ふ意味では當れない。そこは慣れたものがやつて効果を擧げる方がよい。しかも相當の學的經驗を經て來てをり、又思想方面にも理解があり、又受刑者の心理にも通じてゐる者がこれに當る必要がある、しかも職業的に流れず、どこま

でも教化上一貫した眞面目な態度で、刑務行政上の教務の一分科として進むやうにせねばならぬ。つまり一般的な映画説明者の轍を踏まず、どこまでも刑務教化に立脚して適當な解説をする人でなければならぬ。

映寫場の設備

段々新しい刑務所も建てられてゆくことではあり、教誨堂の設備がよくなつて來てゐるから理想的な設備も出來るわけであるが、映寫場は單に暗くすればよい譯のものではない、清潔で、落ちついた感じを與へ、又相當の照明裝置も出來てゐなければならぬ、それと第一に、觀衆たる受刑者たちに、監視の中に見てゐると云ふ感じを與へないことが肝要である。由來映画殿堂は、夢の世界であつて、あの暗の中に一つの別の世界が現出して、觀衆を夢幻の世界に誘ふのが特色である、そこに帶劍がキラ〳〵したり、壓へつけられるやうなある感じを與へられては、第一に失敗である。それと、前奏曲が演ぜられてスクリーンに躍動する人生があらはれた以上、觀衆がそのスクリーンに吸ひつけられねばならぬのだから、彼等の心を散漫にするやうな邪魔が入つてはならぬ、映寫中不用意に扉をあけたり、雜音をさせたりしてはならぬし、又溫度や通風の干係にも注意して、寒暑のため映画に心を注ぐことが出來ないやうでは何にもならぬ。それも適當に注意せねばならぬ。しかも適當な休憩を與へ、ゆつくりと味ふことの出來るやうにしたい。

映寫時間の前後

作業時間のために、映寫を厄介視して、少しでも長くそして少しでも早く就業させやうとして、映寫の前後時間を切りつめるやうなことは得策ではない、理想的に云はゞ夜間映寫してすめばすぐ歸房するのが一番よい。バタ〳〵して働かせるよりも、そんな時にはゆつくり見せて、後もゆつくり味ふことの出來るやうに時間の餘裕をおきたい。でないとあはたゞしい觀方をしては、結局は觀ないのと同じことである。しかも作業も能率があがらず兩損である。

映寫の態度

刑務所の教誨堂での映寫だから、下らない喜劇や劍劇を淺草で見てゐるのと違へねばならぬことは勿論であるが、餘りに勿體ぶつたり、御說教臭くして、映寫前にも訓戒めいたことを長々と述べ、又終了後もクド〳〵と教化臭く說き立てることは、却て映画を觀て得たうつくしい快よい感得を一擧にして煙の如く散ぜしめ、たゞ反感のみが殘るやうなことになる、これではなんにもならぬ。世間の高級館でも、靜肅に眞面目に、生活の必要品として映画を鑑賞してゐる狀態なのだから、——眞面目な人生問題をとらへたものほど人氣があり演續されるだのから、決して昔のやうに寄席や講釋場へ行く氣分とは全然違ふのである。まして刑務所の教誨堂で見る場合にはむしろ打くつろいで見よと注意してもいゝ位である。

こんな風にして、いゝ映画をいゝ條件の下に見せたら、益々効果はあがり、世間の人がうつかり見てゐる時に、刑務所で施された映画教化によつて、立派に精神的訓練を經て、他日社會生活を營む時の、生活態度にどれだけ役立つか知れないと思ふ。全くそこでは純眞な氣持で映画に對し得るのだから、映画は一般社會に於けるよりも一層能率をあげて、受刑者たちの胸に印象づけられるであらうことは、敢て豫想して差支ないことと思ふ。

まだ何となく云ひ足りないところがあるやうに思ふが、この問題はまだ〳〵研究しなければならぬ事項だから、他日更に稿を改めて叱正を請ひたいと思ふ、と同時に希くは實際家諸氏の眞摯な意見發表を望んで止まない。

的はづれの非難

行刑の基調が、一般社會生活を基準にしなければならぬのは當然であるが、世間でもかうだめに刑務所でそんなことをしては不當であると云ふ考へは、いつの場合でも公當なものとは云はれない。

◇

たとへば世間には新聞を讀めない人もある、それに刑務にゐるものに、毎日新聞を見せるなどは以ての外であると、これは敎化と云ふ大事な立場を忘れた議論である。拘禁生活者の生活はそれ全體が敎化訓練なのである、世間の人の生活とは違ふのである、だから世間の人が新聞を見るのと、拘禁生活者が敎化新聞を讀むのと一しよにされては議論にならない。毎日何度も見せていゝのである。

◇

レコード音樂にしてもきうである。世間の勞働者階級などを標準にして、こんな立派なレコードが聞けるなどは、少しぜい澤ですれと云ふ議論があるが、これも當つてゐない、實的に音樂敎化を世間の人以上に施さねばならぬ人々なのだから、金をかけて効果のある音樂敎化をやるとは、決してぜい澤ではなく、必要なのである。

◇

この意味に於て、近ごろ刑務所の建築が立派になつて、居房なども明るい感じのよい設備になつたが、これは何も非難するには當らない。居は心を移す原理から生活轉換を目的として、今までとすつかり違つた、明るい氣持のよい生活をさせるためのものであるとすれば、たとひ世間の下層階級の生活狀態より、よ過ぎても決して構はない、それで當然なのである。今日の勞働者の生活改善事業にしても、セツトルメントワークにしても、部務改善事業にしても、みんなこの方法で一つは進んでゐるのである。（K生）

名士かく語る

田舎と都會——役所と官舍——社會と犯罪——今日の刑務所

——最上の尊い事業

宮城控訴院檢事長　吉益俊次氏談

先頃東京から仙台へ赴任したのですが、友人達は田舎に行つては、東京程面白くないであろーとか、萬事不便勝だろーなど、言はれましたが私はいや夫れは全く違ふ田舎の方が、寧ろ却て東京より面白いことがあるよと答へて笑ひました。私の考としては、成程東京は御承知の通り大厦高樓軒を並べて居り、賑かで生活振りは豪奢華美であるから、一寸覗くと目ををどろかす計りである、而し願て靜かに觀察すると云ふとあれは、決して吾國の國民性に添ふた生活でない。究飛な病的な變形的であつて決して常態でないことを發見せらるゝのであります。東京は文化の中心地であるけれとも、此點丈は變体である。吾國民生活の實体は田舎であつて、之は田舎でなければ見られぬのであります。東京や大阪を見て羨ましがるは間違である。もしも東京や大阪の様に日本全國がなつたら、それこそ大變吾國は亡國と云ふても過言でなかろーと思ふのであります。實に田舎は人情と云ひ風俗と云へ純朴である、氣質も剛健である、國の最大多數を占めて居る。田舎が斯くあればこそ國は益々榮え行くので

或る女監取締の手記

ひとりの女

宮城　ふく女

時はまだ監獄と言ふ嚴めしい名の付た其當時固く鎖せる門を潜つて無期と言ふ重荷を負ふて浦若い身を鐵窓に繋がれた女は有つた入所後漸次改悛の狀顯はれ賞表一個附與されたが如何なるはづみか其後犯行多くして受刑後今日に至る十有五年間幾多の懲罰を科せられ重きは賞遇停止數回輕きも作業賞與金計算高減削にして第一彼れの欠點としては他衆との折合を欠き職員より之が注意を受くれば却つて反抗心を起し如何とも手の付け様もないしたゝか者となつた止むなく之を獨居房に收容し他衆との交通を遮斷するに依て漸次に心裡

あります。こー考へると、田舎の方が却て生活に適當なる譯であつて、繁華な都に住めば自然變態の渦中に、投ずることゝなると思ふのであります。

又仙台に參りまするとと、控訴院は近頃の建築である丈、外觀内容誠に理想的に出來て居つて位置もよし、市中第一の建物て採光もよく何もかも新式で暖房の設備と云ひ、室内の裝飾や其他凡ての器具、器械迄備はつて居るので、新思想と云ふと之は又三四十年以前の建物であつて、役所の方とは比べ物にならん何となく寂びて殊に當節などは、寒い様な感じが致します。控訴院が立派だから官舍も亦同樣立派なれば結構だがどーもそーは行かぬ、凡て社會の狀態と云ふものは先づこんな様なもので、何事も一貫して居らぬ。思想に於ても然りで彼の歐州大戰亂後、思想界は世界萬邦を通して、非常なる動搖を來し、我國に於ても大に變化を來して居るので、新思想と徒らに新奇を競い、舊思想とは、兩極端に走りて相容れざる處あり、又詭激の思想を懷くものもあり、こゝに相混亂して大なる渦巻きを起して居るのでありますが、其根本的原因を尋ぬると云ふと、前申した様な物事の不統一、矛盾不釣合即ち物衡平を失すれば鳴るで、さすと考へらるゝのであります。次に此刑務所のことに付て申しますると云ふと元よりこの犯罪などゝ申すものは、其原因たるや種々様々であつて、之れは諸君のよく御承知のことゝ存じますから略しますが、社會の狀態は先程來申した様な次第であるからして、刑務の實際に當らるゝ諸君はこの環境を深く考究して、處遇上一層の注意を拂はれんことを希

沈潛するものゝ如く然れども彼の長所とする處は競爭心強くして己が授けられたる作業は熱心に勉勵し其生産高が若し他衆より不足ならんか自己の不成績を顧ず其不滿甚だしくして俗に言ふ八當りと言ふ擧動に及び爲めに他衆の最も嫌忌する處となり終局は山鳥が里へ出でゝ仲間入りとなりたるものゝ如く誰一人相手にするものなく一人ぽつちとなり不滿益々甚だしく觀側する處彼は社會との交通を絶つこと久しきに渉るが爲め社會其ものゝ觀念は漸次薄弱となり其等の關係上工場に於ける他の刺激を緩和する能力欠乏したるものゝ如くも感ぜらる又止を得ざるも現象なり彼は無期刑にして且つ强盜と言ふ罪質獰惡なるものなればこれ迄發布せられたる數度の恩赦令條件にも相當せず且只一點の望とする處は一の

ふのであります。刑務所は朝には非常に早く、夜も遅く迄就業させる、殊に、當節は冬期にも差かゝつて居るからして、諸君の勞苦と云ふものは容易なものでないと考へる。そこで刑務のことを眞に知らんとするならば、諸君と行動を共にして、朝夕の樣子を見るとか、又は教誨の席に列席して、其狀況を見るとか致さなければ分るものではなく、只監房や工場を廻り歩行た丈ではいけないと、若い檢事の人々に時々話すことがあるのであります。私は刑務のことは前申した通りよくは分りませぬが、東京に居りますとき行刑局の人々とも會つて、色々の話を御聞きしたこともあつた、昔は牢獄と稱へて只徒らに罪人を苦め、懲すと云ふ丈であつたから其取扱方も慘酷であつた爲めに、罪囚は六々日光にも當らず、頭髪は茫々として目は窪み、頬は落ち顏色蒼然たるものであつた、今日はどーかと云へば、建物も完備し採光もよく食物を吟味し、運動も相當やらせる、其上衞生設備も行屆、こゝに保健技師も居られるが、こーなつて來ると昔の牢獄時代の取扱とは全く違ふ、夫れから釋放後の保護のことですが、之れ又容易なものではない。私は檢事正を致して居りましたときに、釋放者の保護善導と云ふ意からして、刑務所長と相談し女の釋放者を引取りまして二三人使つて見たことがありますが、最初の程は愼もよく至極眞面目に働きますが、段々日數が經過するに從ひまして、氣儘になり閑暇をぬすんでは、外に遊びに出て、寄席に入るとか活動を見るとかし、遂には種々の口實を設けてひまを取り、永く居續けるものがなかつたのであります。外に出ると自由であるから、意思確かならざるも

假出獄有るのみなれども其等も數多き懲罰に處せられ居るを以て其望む處の光明すら覺束なきものと懸念し故に自暴自棄の氣味あるものとも觀察され實に致し方のない者と言へば其迄のことなれども又憐れと思へば實に感慨の極にして其責又取扱者の感化の至らぬ處なりと寢ても覺ても腦裡を脫するなかりしが本人は女子の最も必要なる縫針に純きを以て親切を旨とし之を授業し其成功を得しならば之れが動機となり或は改悛の緒を得るなきやとも愚考され元來本人は競爭心强く進取の氣象に富むを以て或は其深窓に一點の光明を獲取し得る又空しうせずとも愚考され運針だに碌々及ばざる本人の技能なりしも能く擔當取締を督勵し擔當取締をして身自ら敎授せしむる元來裁縫なるものは一朝一夕に一人前たるは不可能のものなれども就業後向ふ三ケ月と言ふ今日に於ては一の製作物にして其半擔當の技術の附加に依ると雖も普通の袷綿入羽織位を仕立得る程度となり單衣位は援助を俟ずして仕立得ることゝなれり彼は假出獄の恩典に浴すると雖も其恩典に浴する曉は年齡正にあづさの弓に至らざれば之を夢にだも見るよすがなければ强い勞働的職業は不適當となり爲めに他の雇ばーや等は最もふさはしと深く感激したるもの、如く依て授けられたる裁縫は其興味益々深く一心不亂に根氣を擧げ日頃の暴行は雲と消え水と流れて朗かなる胸を緊張して勉勵せり此所に於て此を視るに今日迄光明を失ひたる風雨の如き烈しき暗夜も漸次に暗翼を拂ひ一點の星

のは諸種の誘惑に陷り易く、再び刑務所に入ると、こーのである。茲に於て釋放後の保護と云ふことは、實に至難なる事業であつて、只刑務所にあるとき表面柔順の意を表し、規律に馴到したから之で改悛したものと思ひ、出てからのことは自由意思に任せてよいと、見做すは誤りである。どこまでも保護を加へ、心の奥底から改めさせなければならぬ。即ち精神的心と心の接觸である。靈魂の問題で形式的では行かぬと考ふるのであります。一体役人のする仕事は之は制度上不得止ことであろーか兎角形式に流れ安い風がある。即ち表面的な記錄とか、調書とか、或は報告とか云ふ樣に紙上を飾れば下に向つての仕事は、先つ二の次にすると云ふ風がある。表と云ひ報告と云ひ固より大切なものではあるが、元々此の役人のする仕事は國家國民の爲であつて國家に努むるには表面的はどーでも只々下に向つて即ち自己の分担事務を熱心に盡しさへすればよい、監督者は其部下がどんな仕事をして居るかよく分つて居ると思ふ。殊に諸君の從事せらるゝ職務は、人を相手にするものであつて、其一擧手一投足は彼等に反影するから、之が模範となり尤も固き決心を以て、其任務を果し理想の域に達せられんことを希望するのであります。一体刑務の仕事と云ふものは、國家の上に於て極めて重要なる職務でありながら何となく、世間より閑却せらるゝかの如き觀があるのである。之はどーか云ふ譯であるかと、私如きに思ふに刑務所は世間とは隔離せられて居り、又其相手となるものは、社會の弱者である廣く世間一般の人を相手にするとは、遂つて世の刺激も割合に少ない爲めでなかろーかとも考ふるのであります。顧るに我日本は過ぐる五十年間に

於て長足の進歩をなし、今日に於ては世界の一等國として、制度文物も備はりましたが、物には順序あり事に始終ありて、之等の諸制度も時を同ふして、一齊に備はりたるものではありませぬ。就中司法刑務と云ふことは少し後れ勝であつたかの如き感がある、之も國家の進歩發展の道程として、不得止もので軍備なり、教育なり、交通機關の整備なり、殖産工業の奬勵なり、先にすることが色々澤山あつた、丁度家の建築に譬ふれば、先づ地均しや木柱の組立から段々とはじまり、出來上つた處で床前の飾付をすると同じ樣なもので、建築の未成に飾付をするとは云ふ法はない、司法刑務と云ふことは、國家の施設として一日も欠くべからざるものではあるが、日本の國情としては、そーはじめより立派な設備が出來なかつたことは致方ない、然るに今やこの方面に於ける、制度も備はりました。今日に於ては國家の注意もだん々此方面に向つて來る、國民又同樣で、この刑務と云ふことに深く意を止めることになるのは明かである。諸君は國民に一歩先んじてよく學術を研究し、之を實際に徵して刑務の進歩改善を圖らるゝならば、收容者も段々減じて、即ち刑は刑なきを期する理想境に到達することが出來ると思ふ、之れ偏に諸君の心懸け一つで其努力が大切である。繰返して云ふ樣だが、全く心の問題です。

（赴任當初宮城刑務　職員に對する講話の一節）

新坊ちやん物語　(五)

威勢のよい幹部諸公……その諸公を電釦一つで呼びつける所長さん……その所長さんにも苦手がある……苦手の主は會計檢査官……花の名所を宣傳して御氣嫌をとり結ぶ……悉なく濟んだ夜は官舍街に大笑聲が聞えて來る……

春日鹿一

階級意識のさかんなことでは軍隊にまけないのが刑務所だらう、『俺は部長だよ』と云はなくても巡回してゐる時の態度なり、對者の敬禮のしかたで腕の二本筋はわかる。官名としては平看守も部長も同じく「看守」だが、そこを「看守部長」とことわりたがるのはむしろ人情だらう。それがこんだは任官するとなると

「何々看守長どの」と呼ばれた時の氣持はまんざらでないらしい。第一あの肩章をつけると「事の如何を問はず」一寸額に光りがさして、思はず直立不動の姿勢で敬禮したくなるよ。そして主任殿となり「幹部」となつて中央部に安坐し廻轉椅子にがんばつて見るとなほのこと惡くはないにしても部長も同じく「看守」だが、そこを「看守部長」とことわりたがるのはむしろ人情だらう。それがこんだは任官するとなると

「何々看守長どの」と呼ばれた時の氣持はまんざらでないらしい。第一あの肩章をつけると「事の如何を問はず」一寸額に光りがさして、思はず直立不動の姿勢で敬禮したくなるよ。そして主任殿となり「幹部」となつて中央部に安坐し廻轉椅子にがんばつて見るとなほのこと惡くはないにしても部長も同じく「看守」だが、そこを「看守部長」とことわりたがるのはむしろ人情だらう。それがこんだは任官するとなると

「何々看守長どの」と呼ばれた時の氣持はまんざらでないらしい。第一あの肩章をつけると「事の如何を

から來る威嚴はあるやうだな——のエラさこそは迚も支那の張作霖位のことではない。大阪邊りのやうな大刑務所では四五千人のものから文字通りに顏を見ればお辭儀をされる所長さんは全く一國の國王にもならびなき權勢なんだ。時めき給ふ大宰相だつて、完全に四千人から對面する毎にお辭儀をされるかどうか疑問だ、まあ與黨の陣笠から御世辭笑ひを受ける位が關の山だらう。かく考へ來ればだ、以てそのエラさのいよ〳〵彌ますを覺えるではないか。

ところがこのエライ所長さんが、まるで勢を抜かれてヘドモドするものがあるから不思議だ、もつとも誰にも苦手と云ふものはある、なめくじや青栄には塩と云ふ大敵がありそのまたなめくじが蛇にとつては大敵、道樂息子にやかん親爺は苦手であり、その又親爺をヘコますものは昔で云はゞ典獄さんの方が一段上だ。

を認め聽ては峻々たる滿月の光に接したるにや今日迄前途の光明を失ひたる無期刑の彼れに對しては所遇上勘からず頭痛し來りしが茲に至つて漸次頭痛も緩みたる心地するは一に擔當取締が及ばざる處を及ぼしたる盡力の及ぶ處と欣喜置く能はざる次第なるが前述の如く懲罰に懲罰を重ぬるを以て更に〳〵閻路へ踏み迷ひ次第に明るき路に相距るに至る之れを月見る高峯へ誘はんには能く擔當取締の精神的物質的に血涙を注ぎ彼憐れなる不具者を憐れみ盡して尙ほも努力せられなば赫々たる滿月を向ふること又癈ひなかる可きも之れ丸木橋を渡らんも同然なるものなれば事半にして墜落せざる樣中庸を採りて其成功を念願して止まざる次第なり。

ガミ〳〵の阿母と來てゐるから、まると、若い幹部や、慣れない所長どあ世の中はさうしたものかも知れぬ。

それにしても、その所長殿の苦手と云ふのは何だらう、「さアあてたまへ」と何も思はせぶりをしなくてもよいが、それは外でもない、會計檢査官と云ふ苦手だ。會計檢査法第何條かによつて絶對の權威をもつて帳簿を調べると云ふ先生たちである。調べることではお手のもの〻連中だがこの時ばかりは幹部も所長も一致して共同の敵——いやこれは謹んで取消すがその檢査の無事に濟まんを希ふのである。

何でもこの檢査官が來て、あたりまへに帳簿をひねくつて、「これはどうした費用ですか」と穩やかに聞きたゞせばよいのだが、つい人間の悲しさに權威を笠にきるやうなことになつて、恐しい權幕で訊問に及ぶから、及ばれる方では、恐縮してしまふ。殊にいぢ惡るくごじくり廻されるのは上つてしまつて、答がヘドモドする、その擧めにつけ込んで、グン〳〵突いて來るからたまらない、どう說明すべきかと頭をひねつておち〳〵眠れないやうなことになる。一体云ふとこんなことは双方とも好ましいことではないので、正當に支拂はれてゐるかどうかを調べればいゝのだから、そこは談笑の中に打解けて調べもし調べられもするのがよいのだが、いつとはなしに、被告扱ひ見たいなことになつたものらしい。だからまあ、理窟はとにかくとして、敬ひ奉つて恙なく御歸還を願ふやうなことになるのだらう。

新築した物置小屋に部長が住んでゐたり、とんでもないものが備品として購入してあつたりすると、檢査官はこゝぞとばかりに圖魔顏になる。

◇

「來〇日〇〇檢査官當廳に出張被致候に付各係に於て萬遺憾無之樣準備相成度　所長」

と云ふお布令が例つて來た。さあ大變、會計、作業、用度などと各主任が集合して、

「弱つたね、大丈夫かい」

と頭をかいてゐる、別に後ぐらいことなどはこれつぱちもしてゐるのぢやないが、正直に云ふとうるさいのである、まかり間違つて、進退伺を出したり、懲戒處分などをうけてはつまらぬと思へばこそ同病相あはれなのである。

その日になつた、何でもかうしたこはいおぢさん達は丁寧にするに限ると所長以下劍をガチヤつかせて、賑々しく停車場に出迎へた。そして自動車で御旅館へ送り届けて、

「いやどうも御苦勞さまです」

を何度も何度も繰返してゐる中にしまひには誰に云つてるかわからなくなつて、何だか自分自身に云つてるように思へて來た。

うちの所長はさすが錬達の士だけあつて、始めから檢査官に檢査に來たと云ふやうな氣持をもたせまいとして

「ちやうどいゝ臘梅に花が咲きかけましたから、一つこゝの名所の花見に御案內致しませう、いや花はどこにでもありますが、こゝの名木だけは天下一品です、それにいろ〳〵と旅情ゆたかなものも少くありませんよ」

まだ一人は若い檢査官であつたが、この所長の外交辭令にいゝ氣持になつて、何とか相槌をうつてゐたが流石に職掌を忘れないで

「早速ですが、午後に取り敢へず一度參りますから……」

と忽ち職能を發揮して高飛車に出る。「お疲れでせうから」と云つて見たが、おとり上げにならない。差廻しの自動車でやつて來た檢査官の一行に旅館へ出向かなかつたものが、名刺をもつて出て敬意を表することなになる。

それを接待役を命ぜられてお茶をもつて出た自分は、見るともなく見て、いやはや役人するなら檢査官にならうと危く思つたが、いやあれでまた、內幕へ入つて見ると出張した時のやうな工合にも行かぬのだ、苦手にも又苦手はあると反省して見てゐた。

檢査官たちは結局三日ばかり滯在してゐた。その間は所長室應接室で外交談判が開かれてゐたから、自分には樣子はわからないが、例の接待役と云ふ役目のあるために、呼リンがなつて、何とか文句のつきさうなところに文句をつけて見るのかも知れぬ。

チラ〳〵見る樣子で、新聞記者ならば第六感の閃きがある筈だが、それほどに行かずとも、用度主任と所長とは便所にゆくやうな顏をして別室で答辯を打合せてゐたりするところを見ると、杓子定規の法規でせめ立てられて、弱つてゐたときであらう。

一体刑務所と云ふところは、外の役所と違つて、殆んどないものはない程、いろ〳〵のものがある、だから自然と法規一點張では行かぬ場合がある、さうした時に法規の許す範圍で、いろ〳〵とやりくりをしてゐるものだ。そこを察して呉れゝば、電燈が一燈や二燈多からうと、備品と作業參考品と一しよになつてゐても、そこは當体をつかまへて、よしと認定すべきであるが、まあ〳〵無慈んで小言もなく歸つては云ふところもあらう、會計のことはやかましいのがよろしいのぢやと、ことさらに文句のつきさうなところに文句をつけて見るのかも知れぬ。

かうした上下そろつて緊張した檢査官の來廳も、まあ〳〵無慈んで來たときと同じく、プラットにずらりと並んで、御機嫌よく御發足を見屆けたときには、誰しもやれ〳〵と云ふところであつた、さうかうしてその夜は所長どのゝ官舍からも、軒を並べた主任連の官舍からも、ことさらに大聲で笑ふこゑが聞えて來たさうである。

諸國そのの行脚 五

頃も丁度藤枝の宿

魔の鐵道に敬遠主義 熊谷直實出家の實錄 金色の彌陀が口から口へ 蓮生房の遺跡蓮生寺

芭蕉の吟に「駿河路や花橘も茶の匂ひ」と、その駿河路に藤枝となん呼べる古驛侍る、と云へば古めかしいがまことこの地は古い、承久の比、參議雅經卿あづまへ下つた折に、

春を待つ歎きは誰もあるものを
同じ枯葉の藤枝の里

の一首をとゞめ、東海道五十三次の一つであつた。今日、鐵道の東海道線の驛はこの藤枝の里から南半里の地點、前島といふところにある、抑も鐵道が最初日本の土地に敷設された時代は、お耻しい話であるが、汽車といふものも切支丹破天連の魔法の一つかのやうに心得たもので、魚鐵道が敷設されるとなつた時は問題になつた、第一、鐵道が出來ると町が寂れる、これはまア理由があるとしておく、第二、甞は兎も角、朝に晩に驅々して安眠が出來ない、のみならずアレは魔の道（今日でも魔の列車や魔の踏切がある）だから敬遠主義を採るに限るといふのであつた、だから御覽なさい、この藤枝計りでない、岡崎などは昔の町とは一里余も隔つて居る、この外にも早く出來た線路添ひの市邑を調べれば一目瞭然ぢや。

それで今日は藤枝驛から藤相鐵道の便を借て古驛へ向ふ、この地には蓮生寺といつて熊谷蓮生房の法弟が開基した古刹がある、寺を寫眞版で現はしたいが間に逢はないから遺憾ながら、大阪芝居の中車の熊谷直實、雁治郎六十七歳のときの敦盛の場面の寫眞を以てお容赦を願つておく。

◇

で先づ芝居の方から話を進める、淨瑠璃の一の谷嫩軍記は熊谷陣屋の段が三段目でこのあとは作が面白くなくて、芝居でも操人形でもやらない。がこの三段目は理が詰んで泣かされる。見どころ聞どころは、

……戰場の義は是非なし……敦盛卿を討つたる次第、物語らんと座を構へ「扨も去ぬる六日の夜、早東雲と明くる比、一二を爭ひ拔がけの平山熊谷打取れと……

の一くさりであつて、それから首實驗となり熊谷は花の制札を拔き「此花江南の所無、一枝を切らば一指を切べし」とある制札面の謎を解いたと辯明し、首は敦盛でなくて我子の小次郎のであつた。この樣子を立聞いて梶原平次が鎌倉殿へ注進と馳出す處を、物蔭から石礫を手裏

劍代りに使つて仆し、「もうお暇」と立て行く親爺を、義經が「コリヤ彌平兵衛宗清待て」と呼止める、親爺は「御影の里に隱れのない白毫のみだ六といふ男で忘す」と打消すと義經重ねて「その時は我三歳なれ共肩間のほくろに見覺有り」と圖星をさゝれ「テモ恐ろしい眼力ぢやよなア」と白狀して結局敦盛卿の遺入つてゐる鎧櫃を貰ひ歸つて行く、そのあとで熊谷は西國出陣と催促されて「先達て願上し暇の一件かくの通り」と兜を取つて坊主頭を義經にさし出し暇を貰ふことになる。

◇

以上が熊谷出家の事情であるがこれが所謂お芝居であつてその眞相は他にあつた、承久二年直實死去の折は一子小次郎はその場に馳付けて居る。それが敦盛ぢやといへば水掛論になるが史實によると直實は建久三年に親戚の久下直光と境公事即ち領分の境界爭ひを起し、當時の最高審判である。賴朝公直裁の口頭辯論となつたとき、直實は不辯舌な口上で以て



都に上り黒谷の法然上人の弟子となつたのである。さうして多年の武名を一朝に拋ち「そのまんまの姿」で救はれる淨土眞宗の法悅三昧に浸つた。

◇

彌陀に身を委せた熊谷は今は一個の法力房蓮生として嘗ては戰場に一番乘りをした其勇猛心を一向念佛道に捧げ、過つる日甲冑を纏ひ行列を立て、雄々しく往來した者が一衣一鉢の貧僧を潔よしとした。建久六年九月の頃、本國へ下向の途次、藤枝の宿にかゝつたときには路用に盡きた、でとある富家を見付けて一貫文の借用を申込んだ、

敗訴した、それには、相手方に梶原景時といふ巧言令色の猛者が後楯となつて居たからでもある、玆に於て關東一の旗頭も高審判である。賴朝公直裁の口頭辯論となつたとき、直實は不辯舌な口上で以て顏は丸潰れ武骨一遍の正直ものは賴朝公の面前で自ら髮を斷つて直に京

家の主人は、
「見ず知らずのお方に御用立はなりかねる、それとも何か貴紳はござらつしやるか」
「見掛け通りの旅僧、何として貴物のあらうや、――が是非にとあればこの折柄、實身の差合せとやら、身に代へ難い勿体ない寶ではあるが、來巻京へ上る迄お預け申さう、さらばどうか口を開いて戴きたい」
「御僧は妙なお方ぢや、たとへ貴物にせよ物を受取るには手に受けるが定法それをば口を開けとは――さてはお戯りなさると見へる」
と主人少し腹立ち氣味、それをなだめて、
「物はためしといふ事が御座る、だまされると思つて口を開いて下され」
と促した、主人も致方がなく、面白半分に口を開いた。すると蓮生房は靜かに念珠押揉み合掌して、靡朗かに、
「南無阿彌陀佛々々……」
と十遍唱へたその一口毎にその口から主人の口へ金色の彌陀が一体宛移つて行つた、主人はこの奇瑞に打たれ恍惚として居たが、やがて十貫文を前に差出し、
「お見それ申し失禮の程は平にお赦されませ、この上には無躾ながら御名をば――」
「イヤ名もなき者、鳥目しかと借用申して參る」
と立去つた。

◇

その歳も明けて、櫻咲く三月この家を訪れたのは蓮生房、一貫文を返した末、
「就てはお預け申した十念を頂戴して參りたい」
主人は當惑して、平あやまりに詫びた。すると、
「イヤ決して心配は無用、只一心に念佛申されたらばよい、愚僧がそれを受取り申す」
と口を開いて待つので今は主人も一生懸命、
「南無阿彌陀佛々々……」
不思議や金色の彌陀は蓮生房の口へ歸つて行く、この体を傍らで眺めた女房が、九遍迄唱へた處で主人の口を塞いだ、さうして、
「實に尊いこの奇瑞、何卒殘る一体丈はこの家に御譲り下されませ、その御恩は生々世々に傳へまする」
主人も口をつぐんで低頭平身、懇望默し難くなつた、
「では大切な寶なれど殘して行く、これを因緣にこの後、善知識にすがつて念佛を勵まれるがよい」
「有難う御座いまする、お名をばどうぞ――」
「イヤ名もなき者」
と立去つた。

◇

その後のこと、この家に宿を取つた親鸞聖人に主人夫婦はこれを物語ると聖人うなづいて、
「そのお方は熊谷蓮生房どのぢや、お身達はよい寶を貰はれた、私も疾く承知して居た」
そこで夫婦の者は聖人から厚き敎化を受けその場で、徒弟となり我家を寺に改めてその名も蓮生寺、主人は蓮順房と法名し、爾來後世に傳へたといふ、蓮生寺誕生の由來先づはかくの通り。（E生）

海外時報

最近歐洲刑政一斑（三月號の續き）

European Methods of Dealing with Criminals

ドクター・ルイス・ロビンソン

◇階級處遇　今日ドイツでは、到處階級處遇（The Progressive System）の問題が非常な興味を以て取扱はれて居るのである。余の訪問した凡てのドイツの行刑施設では、受刑者は普通三級に分たれてゐて、各級はその特權及び生活狀態に關してかなり隔たつたものである。例へば、チュウリンゲン聯邦のウンテルマスフエールド刑務所の如きは、最上級は所内の行刑管理中に在つて自治組織を有つてゐて、此級に進むには、已に此級に在つて級の特權を享受してゐる受刑者の同意を得なければならないことになつてゐる。この特權がまた中々面白いもので、其内には、日曜日には一人の看守なく所長及び敎師のみに引率せられて林間を散歩することができるといふ特權がある。イングランドでは已に夙くプログレッシイブ・システム（階級處遇）の利益を知つてゐて、このシステムによつてこそ初めて拘禁が我儘な自制に乏しいものに最も有効な訓練を與へ得るものである、といふ固い信念を有つてゐるのである。

◇管理の統一　余の訪問した歐州各邦では、いづれも今日では今迄區々であつた行刑制度の統一が行はれて來たのである。行刑管理が中央政府の手に收められるゝに至つたため、曾つて箇々の刑務所が各自獨立の施設として管理せられてゐた場合に比べて、各受刑者の箇別研究から得られた結果を一層有益に利用するを得ることゝなつたのである。かくして一箇のプリズンを特別なタイプの又は種類の犯罪者の收容に充てるを得て、種別拘禁（Differentiated imprisonment）を可能ならしむるに至るのである。これが凡ての行刑施設に普通に看る所の拘禁制度よりも犯罪を防止するの社會の努力を一層有効ならしむるを得るは疑ひもないことである。伯耳義やドイツのバイエルン聯邦のように、プリズン内に大規模の研究機關を設けてはゐないが、イングランドは行刑管理の統一によつて研究の結

果を利用するを得た點では、右の二ケ國のいづれよりも遙かに進んでゐるのである。一例を擧げると、ロンドン郊外のワームウツド・スクラツブス刑務所は今は專ら曾つて一度も入監したことのないもの及びボルスタル・インステイテユウシヨン（ボルスタル式施設――大正十五年七月號參照）より假釋放を受けたる青年にしてその誓約を破りたるもののみを收容することになつてゐる。ウエークフヰールド・プリズンへは、必ずしも初犯者のみに限らず、他のプリズンのワーデン（所長）をしてこのウエークフヰールドに行はるる溫和なる制度の却て其者の利益となるべしと信ぜしめたる受刑者の階級を收容するのである。ボルスタル・インステイテユウシヨンも次第に特殊のものとなつて行く傾向がある。ポートランド刑務所へは入所の經驗あるもの及び從來の記錄の甚だ難物なるを示したるものを送るのである。フエルサム刑務所は犯罪にたけたるもの及び稍々智能の足らざるものを收容する。特に目立つた特質のない普通の犯罪者はボルスタル式施設の起原となつた元のケント州のボルスタル・インステイテユウシヨンへ送らるゝのである。

イングランドに於ては、行刑の統一といふことは亦た一方常習犯者に對する從來よりも一層有效なる方案を實行するに非常に役立つたのである。この方案といふのは豫防留置（Preventive Detention）と稱せらるゝもので、常習犯者（habitual offender）に對しては、法律によつて定められたる懲役刑の外に、五年乃至十年の特別刑を科することを云ふのである。この特別刑は、犯人が懲役監の一つで正規の刑に服した後、イングランドの南部海岸のワイト島に在るキヤムプ・ヒル刑務所で執行されるのである。キヤムプ・ヒルは決して嚴重な訓練方法の强制されるプリズンではなく、却てイングランドに於ける他の數多きプリズンよりも一層自由で、社會的責任感の助長に一層多くの機會を與へんとするの方針で管理されてゐるのである。

今や歐州に於ては、累犯並びに常習犯に對する一層嚴肅なる取締方法を設けて由て以て犯罪を減ぜしめんとの思想が廣まつて來たのであつて、恐らくは將來、改善に十分なる機會を與ふると同時に、また累犯の性質のシテイズンたるの正經なる生活を營むの不可能なることを示したるもの〻ための監保施設（Custodial institutions）としてのプリズンが建設せらるゝに至ることと思ふのである。

◇新しい刑務官

拘禁は現在よりも一層有效な訓練紀律たらしむべきで、且つ決してそれが不可能ではないといふ事實は、今や到處刑務職員其人の人物の問題に關して識者の間に異常なる興味を惹起しつゝあるのである。イングランドでは往時より人間を取扱ふこつを心得てゐる海陸軍の士官をワーデン（所長）即ちイングランドでいふガバーナー（Governor）に任命することになつてゐたのである。かゝるタイプのワーデンは多くの場合克くプリズンの紀律を維持し、正しい立派な刑務行政官たるに成功したのであるが、然るに今や、往時と異り、拘禁は單に拘禁のためでなく、人の性格の改善に役立たしめ得るものであるといふ近代の行刑觀念は、紀律維持に腐心するばかりのワーデンでなく、之と異つた別のタイプのワーデン即ち受刑者各自の性格の改善に興味を有つてゐる人を要求するのである、といふことには何人も異を挾むものはなくなつたのである。ドイツで余の面會した所長はいづれも、居房の開閉以上何物かを理解するに足る能力を有つてゐる看守其他の補助者を與へられなければ、拘禁をして國民の期待に副はしむることは到底不可能である、と語つてゐたのである。或る所長は「自分は職員をして種々の講義を聽かしめてゐるのであるが、講義の多くはたゞ彼等の頭の上を素通りして行くばかりだらうと恐れてゐるのである」、と曰つてゐた。政府の高官達も刑務職員に其人を得ない現在の事情には熟く心づいてゐるのではあるが、何分にも才能のあるものを得るには高給を拂はなければならないので、ドイツが十分に戰後の疲弊から恢復するまでは到底達しがたい望みなのである。

◇刑務改良の氣運

余の訪問した國々が悉く大戰によつて行刑改良運動を促進されたのは面白い現象である。と曰つても、余はこの改良運動が受刑者の處遇をして所謂彼の「コツドリング」（甘やかし）に至らしめたと云ふのではない。むしろ却て此の運動は現在犯罪者に對して採用されつゝある刑政々策の徹底的な研究檢討に赴かしめたのである。この結果として、自己滿足の病を去り、刑務行政の部面に今迄長く不問に付せられてゐた諸法規の已に無用に屬せるを發見するに至つたのである。現在諸般の改良は已に其緒に就いてゐるのであるから、若し更らに進んで潤澤なる豫算を得たならば改良の完成は直ちに遂行せられ得べしと余は信じてゐるのである。已に受刑者に對する處遇方法の標準は確定されたのであるから、此の本質的な基礎の上に新しい結構を建立するのはさのみ困難ではあるまいと思はれるのである。（了）

Prison Journal, January, 1928

Zuchthaus Straubing
in Bayern

獨逸國バイエルン聯邦 ストラウビング刑務所

「自由刑の執行は受刑者をして秩序と勞働とに慣れしめ由て以て其品性を改善し再び罪を犯さしむるなきを期すべきである」（獨逸國新刑罰執行法草案第五十七條）

"Durch den Vollzug von Freiheitsstrafen sollen die Gefangenen an Ordnung und Arbeit gewöhnt und sittlich so gebessert werden, dass sie nicht rückfällig werden."

ドイツのバイエルン（ババリヤ(英)）聯邦の穀倉と呼ばれてゐる下（南部）バイエルンをものうげに流れてゐるドナウ（有名なるダニユウブ河——バイエルンを東に去つて墺太利に入り首都ヴイーン（ヴインナ）を貫流するもの）の岸に、古い中世以來の小さいストラウビング市は立つてゐるのである。この市にバイエルン聯邦政府ではこの世紀の初め頃一個のツフトハウス(Zuchthaus——刑務所)を建設したのであるが、現在ドイツに於ける最も近代的にして、新しい刑罰執行法の精神から看て、科學的にも敎化上にも申分なき設備を有つてゐる行刑施設だと云はれてゐる。

この施設は、東京驛式に二つの中心建物から成つてゐて、各中心建物の丸い塔から四箇の監棟が翼となつて派出され、監房は中央の監視臺から監視されることになつてゐる。二箇の中心建物の間には寺院(Kirche)と炊場(Küche)とがあつて二箇の主要建物の連鎖となつてゐる。以上の建物の周圍に、庭園及び遊歩場との間に、病舍(Krankenhaus)精神病監(Irrenanstalt)數棟の工場(Arbeitbaracken)農舍(Ökonomiegebäude)煉瓦製造所(Ziegelei)等が散在してゐるのである。

この刑務所は約一千人を容るゝ收容力を有つてゐるが、現在の收容者は九百人で、各自獨房に收容せられてゐる。居房は清潔で、煖房は蒸氣、照明は電氣、別に戸棚洗面臺の備へがある。

近代の刑罰執行に於ては、受刑者を種々のクラスに分類するのであつて、且つ、階級處遇によつて受刑者の品性を陶冶し、徐々に再び市民生活へ導いて行くべきものとしてゐる。

ストラウビングへ入ると、受刑者は先づ第一級に屬せしめられる。茲で暫くの間は獨房で淋しい散歩をする外、他に特別の恩典は授けられないのである、行狀佳良であれば、次の級(Stufe)へ進むのであつて、第二級の第一級と異る所は、第二級では、受刑者は黒色の折襟の短褐に灰色のヅボンを着し、水曜日及び日曜日の晩食にはパンの追加があり、且つ日曜日の晩にはヂヤム又はチースが添えられる。尙ほ第二級では



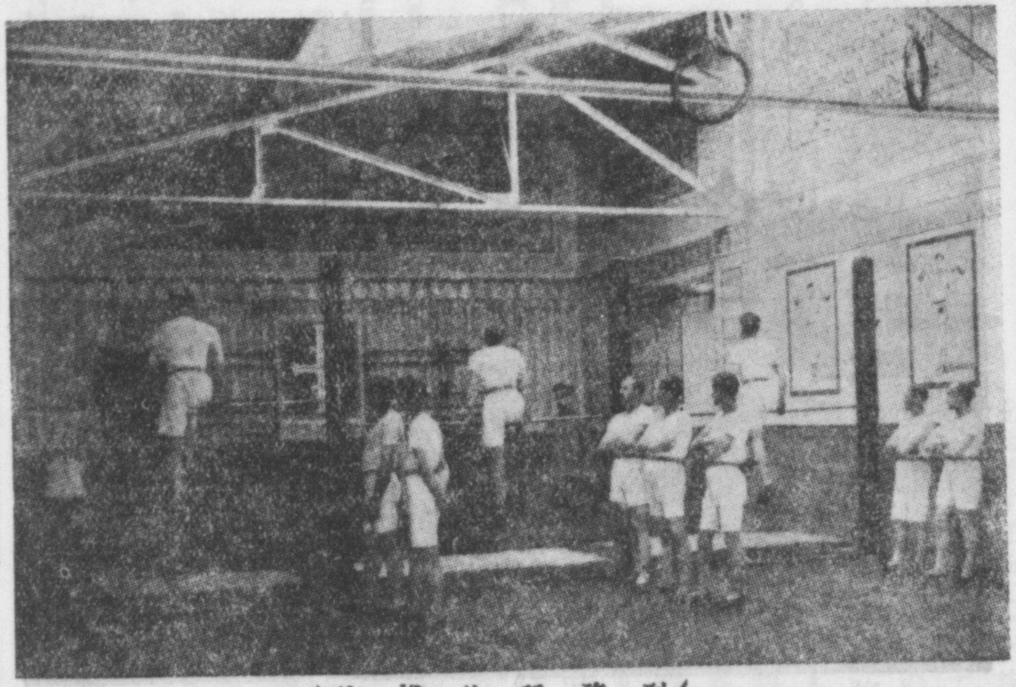
←刑務所正門→

時々吸ひ殻タバコ又は噛みタバコの小量、或は白パンを自辨することができ、接見の回數も增し、しかも仕切り格子を用ひずに面會ができるのである。發信も今までよりは余計に許可せられる。日曜日には半時間だけ散歩時間を多く與へられ、且つ散歩中交談することができるのである。

第三級も第二級と畧同じであるが、只だ特權の數がふえて來るのである。受刑者は更らに長時間に亘る接見を許可せられ、回數も增し、且つその際願ひにより平服を着用することを得るのである。受刑者は毎日一時間半の散歩時間を與へられ、隔日にスポードを演る

ことができるのである。毎週水曜日には白パン、林檎又はチースの内一つを増し給せられ、日曜日の晩にはミルク入りの茶を與へられる。一週一回受刑者はタバコ又は白パンを自辨することを許される。第二級及び第三級に在つては、日曜日には時々音樂の演奏、講演及び活動寫眞の映寫が擧行せられる。以前は受刑者は凡て髭髪を刈り去られたのであるが、今は髭髪共に其まゝ伸すことができるのである。受刑者の賃金は階級の順序に從ひ一日二十、三十、四十ペンニッヒを給せられる。

近代の刑罰執行では受刑者の處遇は以前とは根本的に異つてゐるのであつて、刑務官吏の受刑者に對するは、單に罪惡に報ひる正義の代表者としてばかりではなく、罪惡に墮落した人々を憐れむ一箇の人間として接することゝなつたのである。で、ストラウビング刑務所に於ては、受刑者は直接所長に報告をなし及び實際加へられ又は加へられたりと信じたる苛酷なる處遇に對して陳情をなし、及び情願をなすの權利を有つてゐるのである。



←刑務所体操実→

規則に違背し又は職員を襲撃したる受刑者は懲罰として直ちに特權を奪れる。然しながら、かゝる受刑者が一般刑罰執行規則に適しないで、幾度か重ねて規則違反をやることが分明かつた場合には。刑務醫師の命令あるを待つて刑務所々屬の精神病區に移されるのである。

刑務所に於ける日々の生活は朝六時から始まつて、直ちに監房は開かれ、受刑者は新しき水、朝食（普通スープ）及び一日分量のパン一封度を受取るのである。裁縫工、絨氈工、織物工として監房に於て作業するもの丶外は、七時には煉瓦工場、耕地、又は其他の工場へ導かれる。九時頃十五分間の休憩があつて、十一時四十五分に監房に歸り晝食を配付される、晝食はスープ又は野菜で、一週間に三回肉を供せられる。日曜日には大抵豚肉又はハムとキヤベツが供せられる。食物は潤澤である。追加食としての馬鈴薯は伏して惜まるゝことなく、調理には四季の季候の變化にも出來るだけ注意が拂はれてゐる。糧食の調理は蒸汽々鑵で行はれる。十二時には受刑者は悉く庭園に出て、級により或は單獨に或は集合して遊歩する。一時から六時まで、途中十五分間の休憩あつて、再び作業をつゞける。七時は晩食である。スープ、チース、馬鈴薯と鰊が副へられる。點燈は普通八時までを限りとしてある。

二三年前までは音樂演奏及び講演は時々擧行さるゝに過ぎなかつたが、今日では刑務所專屬の樂隊があつて、日曜日の勤行中及び刑務所の祝日等に奏樂せられる。尚ほ別に、受刑者より成る優秀なコーラス（合奏團）があつて、オーケストラの場合には職員も一部之に加はることがある。

受刑者の處遇については、改善の可能性なくまたその意志もなく、特に故意に感化指導に反抗し、由て他の受刑者の危險となる虞あるものは、能ふ限り改善可能にして且つその意志ある受刑者より隔離し、特殊の部類を編制せしむることにしてある。

Berliner Illustrierte Zeitung,
26 Februar 1928

主任制を論ず（七）

教務主任

有馬四郎助

刑務所の教務と云へば、一國に於ける文政を司る文部省の如く、行刑の主要なる事務に屬することは何人も認むる所である。此の意味から考ふれば、國家の生命が玆に保たれる如く、行刑の生命も亦全く之れに依つて保たれると謂ひ得らるゝであらう、即ち生命あつて萬物共の本能を發揮するが如く、總ての物質は之れに支配せられなくてはならぬ。其の如く行刑の有形的設備が如何に具はると雖、若し教務にして整はざるときは、何の役にも立たないのは明かである。素より教務のみでやつて行けないことは、恰も人間の生命で肉体の中に宿るが如くであつて、肉體を離れて人間あるを得ないのであるから、行刑のことも矢張り他の外形的若くは物質的の働きと相俟たなければならぬのも、見易き道理であるが、乍併其の順序より申せば、矢張り生命が主である如く、何と云つても行刑上の事務は他のものよりも、教務が其の首位であることは間違ひないのである。

玆に於て注意す可きことは、一口に教務と云つても其の中に教務と教化との大別あることである。此の區別を心得、而して此の仕事の使ひ分けが判然しなければ、教務は教務としての權威を保ち得ないことになる。其の大別とは何ぞ、一口に教務と云へば教化を包容せる場合がないでもないが、乍併教化には必ずしも教務の事務を包容せないのである。語を借りて言へば、筆や口を以てするに非ずして、誠心即ち血と肉とを持つて働く所謂肉彈戰をやるを云ふのである。而して效力と其の貴さから申せば、彼れよりも是れに多きを認めねばならぬ、然るに

動もすれば物の質を見ずして、量を見るが世の習ひであるために、量の多い一般教務を重しとして、然も質の多くして量の尠き此の教化の方を輕視し、動もすれば抛擲せらるゝやの傾きを見ないでもない。

◇

教務主任は、此の邊の大綱をよく摑んで、輕重本末を取り違へないやうにするが第一の任務でなければならぬ。繰り返すやうであるけれども、何と云つても行刑其のものが教化であらねばならぬのであるから、如何にしても肉彈戰は教誨師の大眼目となさねばならぬものである。肉彈戰とは之れを德化戰とも云ひ得るのであつて、要するに常に收容者に接觸し、善交を親しくすることに依つて、彼等を感化歸善せしむるの義である。此の故に教務の他の事務に忙がしくあると云ふことは、非常な妨げとなるから、教誨師としては成る可く事務に携はらぬを可とする。若し教誨師が事務に堪能で、屬官のやうに筆と紙を持つて齷齪たるやうでは、みつともなくも見え、其の役目も素より盡し得ないことは言を俟たぬ。

教誨師としては、常に思ひを練り、思索を凝らし、精神の修養と向上を之れ務め、同時に教化訓育のために最も心身を勞せねばならぬ。夫れ故に、成る可く俗務のために煩はされないで、讀書見學の餘裕を有し、且つ收容者と親密の交際を保つの必要がある、殊に個人的の接觸に到つては、多くの時間と勞力を費さねばならぬ、玆に教誨師たるの職分は立ち得る、其の餘の事務の如きは、實は枝葉事務であることを篤と心得置く可きである。然るに或は時に其の本末がとり違へられて、時代的流弊のために只其の枝葉務に堪能なるを名譽の如く思ひ做す嫌れがないであらうか、此の邊は常に鑑み深く戒むる所あつて然る可きことかと思はれる。

如斯にして教誨師は兎も角も、其の品性に於て又見識に於て、一頭角を他の職員より拔く所がなければならぬ。切に言へば、單に收容者のために師表たるのみならず、職員全体の鏡となり、其の尊敬の的とならねばなるまい。勿論職務的の階級順序は別として、修養上の指導者たるの精神的權威に至つては、是非とも之れ教誨師の自任せらる可きものであらう。

◆

文明諸國の刑務所に於ける教誨施行の場合には、聖壇の前に集ふ收容者と共に、其の職員も皆神を禮拜し、神の言葉を聽くと云ふ態度にて其の席に列なると云ひ、中には職員の家族迄が一緒に集まると云ふことすら聞えてゐる。此の點に就いて考ふれば、我國にしても其處には大いに學ぶ可きものないであるまい、即ち各自修養のためには、誰れ彼れの差別なく、最高の理想を望んで之れに近づかんことを熱求し、敬虔の念に充たさる可き神聖なる場所とせねばならぬ。若し夫れにも拘らず人によつて差別をたて、或は自ら修養し、或は自ら修養せず、若くは又敬虔の念に充たされるものありとせば、其の場面に於ける光景を荒し、修養に相應しからざる場所に化して了ふ虞れがある。文化の進まざる時代に於ては、是等の點については無關心であり、甚だしきは是等の理解力ですらなかつたのである。

今日は總てが然うであるか否かは知らぬが、多くは既に文明諸國に於けるが如く、教誨の場所を最も神聖視して、茲に集るものは職員と云はず、收容者と云はず、皆修養のために眞理の光りを仰ぎ、教誨師の貴ぶ可き態度品格を仰がんとして、聖壇に向ふことになつてゐるのであるから、教誨師としては常にこれ晴れの演壇晴れの式場であらねばならぬ。隨つて自ら重んじ、自ら任ず可きこと容易ではない、謂はゞ眞劍の場所であるから、全身全靈をうち込んで、所謂眞心を會衆の肺腑にうち込む底の緊張味がなければならぬ、若し茲に缺くる所あり、徒らに長舌巧辭を弄して得々たるものありとせば、夫れは鳴鐘や鉦の如しで何の役にも立たない、殆んど空鐵砲を撃つが如きものである。

◇

教誨師壇上の權威として敷へ擧ぐ可きものありとせば、以下述ぶるが如きは、其の中の重なるものと云つて差支へは無からう。即ち

第一　眞實に物語ること。

敢へて眞理を物語れと云はざる所以は、必ずしも之れを無視するためでもない、矢張り眞理を語る可きは勿論であるけれども、然し眞理を語るにしても、若し眞實心がなければ語る所の眞理を活かすことが出來ない。詳しく云へば、喩れる銃身から撃ち出す彈の如く、彈其のものは眞彈であつても目指す所に當らないと同樣に、眞實に語らないと云ふことは、聽く人に眞理として受けとらしめ難いのである。如何に巧に技工を加へても、其の力を減殺するのみである、云ふ迄もなく眞理其のまゝを飾り氣なく、又混り氣なく物語ることによつて、始めて力あるものである。

第二　自ら語る所の眞理そのものに對して、深き諒解と堅き確信を有すること。

あやふやな考を以て、眞理を可い加減なものとして話すやうでは、自然其の態度に眞劍味を缺き、聽くものをして心から傾聽せしめることは出來ぬ。

第三　常識に富み經驗に長すること。

教誨師たるの品位を保つ爲めに、此のことの必要なるは云ふ迄もないが、特に壇上語る所に權威あらしめるに此のことが最も必要なのである。何事でも經驗を通しての話は、一種の重みを有し、聽く者をして傾聽せしむるに足るものである、經驗なくして話す所のものは、其の人にとりては空理空論であつて、未だ眞の證明を以て語るものではない、隨つて效果のなきは當然である。茲に於て彼の年若き人が老人氣どりで話すが如き、聞くに堪へざるものなきを得ぬ。又常識に至つては多く經驗が生み出すものではあるけれども、更に智慮の分別により之れを養ひ得ることも可能なるが故に、茲に意を用ひて以て其の語る所を律するならば、必ずや程よく聽者の感情を支配することが出來よう。

第四　廣く書を讀み、殊に內外の經書に目を通し、其の學說教旨については皆一通りの概念を有すること。

古語に學ばざれば道を知らずと云ふ如く、何事でも廣く研鑽しなければ、天下の大道に通ずることが出來ず、如何にしても偏見、極論、陋說に捉はれ、宇宙通在の眞理を發見し得ない。尠くとも千差萬別なる人の感情眞理を適當に指導する役目として、廣く學に通ずることは最も其の權威に關係することである、若し茲に缺くる所あれば、如何に善性善質の教誨師と雖、夫れ丈けでは到底信賴を得ること不可能である。

第五　收容者銘々の魂を愛するの熱情を有し、一意之れが救濟に向つて突進するの氣慨ある可きこと。

この氣概あれば、語る所自ら彼等の急所に當らざるはない、茲に熱情の缺くる場合には、勢ひ權威を失ひ、彼の營業辯士の夫れの如く、徒らに人氣取りの辯說に墮して終ふ虞れなきを得ぬ。どうかすると感情のみに訴へて、或は泣かせ或は笑は

せ、以て成功の如く謬解する場合も或は無いであらうか、成る程疑を掛ふの一念を除外して考ふれば、夫れでも可いかも知れぬ、然し刑務教誨としては、到底夫れでは認容さる可きであるまい。

第六　教誨を爲す場合に、常に聽者の感動如何に注意すること。

言ふ迄もなく、聽者を相手に語るのであるから、其の相手が語る所を心から聽くことに於て、始めて語る可き理由も生ずるのである、されど如何に聽者に向つて話しても、更に耳にせない時は、何ぼ刑務所の教誨と雖其の理由を亡失するのである、現に聽いても聽かなくても、只言はんと欲する所を無遠慮に喋舌り續けるやうでは、非常なる倦怠を來すのみならず、寧ろ有害の結果を見ることもないではない。所が其の相手の如何におかまいなく、夢中になつて長談義（刑務教誨は四十分を越ゆ可らず）を續ける如き、傍聽者をして汗を握らしめる場合も無きに非ず。是等は宜しく常識に依りて自ら裁量しなければならぬものであらう。

第七　刑務教誨に用ひる挿話は、普通人を相手にする場合と異る可きを心得をくこと。

此のことも、聽く相手の性行經歷に鑑みて適當に取捨す可しと云ふのである。要は世間の犯罪事實や不德行爲をば事細かに枚擧說し、殘忍暴虐の言葉を並べたり、强盜だの姦淫だの、憚りなく不謹愼の語を妄用する等のことは、假令之を防止するための挿話とは云ひながら、彼等に向つては大なる禁物とせなければならぬ。彼等は斯る例話を聽く毎に、更に記憶を新にし、夫れがために折角の向上心をも素されること、頗る大なるものがある、神聖なる教化の場所、苟も思を穢す可き罪惡談の如きは、行刑の嚴肅を保つにも有害なるのみならず、精神涵養の上に、非常なる妨害となることに氣附がねばならぬ。斯の如きは心理學上より見ても其の不都合なること、明白のことであるけれども、未だ經驗に乏しき新進の人にとりては、或は玆に注意を要す必要はあるまいか。

第八　壇上の態度、辯說の抑揚、音聲の緩急調節につき注意すること。

元來說話の目的は、聽く者に其の意味を諒解せしめ、其の主張を心に受け入れさすれば足るのである、故に如何にせば此の目的を達し得るかについては、研究即ち工夫を凝らす所がなければならぬ。然るに玆に何等の用意なく、只自家の流儀のみにて持ち前の癖などについては、更に頓着なく饒舌り立て、然して聽き手側の感想如何の如き、漫然顧慮する所なきは、實に之れ盲動妄舉と云ふの外はない。聽者の迷惑や又實に察す可きである。說者は斯る盲動妄舉を敢てせざる可く、是非とも

深く省みて、玆に研究を積む所がなければならぬ。宜なる哉壇上の權威者たる者が、片言雙語と雖之を苟もせざると、其の用意の周到なることや驚く可きものがあるであらう、故に壇上の勇者たらんとするには、廣く他の說教や演說の振り合ひ等を眺め、其の調子や態度を呑み込んで、之れが長所を採り入れるの覺悟あるを必要とする。但し如斯にして結局は自己の眞面目を沒却せず、如何なる說話をなすにしても、其の人格をして物言はしめることは辯說上の原則であり、又其の秘訣であることを忘却してはならぬ。玆に辯者としての成功の鍵が在するのである、若し夫れ研究が變じて技巧となり、粉飾となるやうでは、全く俳優の夫れと相選ばざるに到る、恐る可きでないか。

第九　高き思想を低き俗語にて說き明すの心掛けある可きこと。

平凡な考を高尙な言葉で語るのは品の惡いものであつて、賢者は之れを恥とする、のみならず聽く側に於て是程聽き辛いものはない。兎も角も高尙な理窟を何人にも解り易く教へ、理解せしむるに於て必要なるは、通俗の言葉を用ひるを最も可しとするのである。言葉さへ六ケ敷き高尙の言葉を以てすれば、假令其の事柄が平凡愚劣のものであつても、偉き人と他から尊敬せらるゝものと思惟するものもないでない、が事實は全く其の反對であつて、他の嗤笑を招くの外何の得にもならないことである。彼の所謂老練家なるものは玆に能く氣附く所あるが故に、老練家たるの名をも博し得らるゝのである。所が此のことたるや中々容易のことではない、何の苦もなく出來そうで出來ないのは即ち此のことであつて、餘程の修練を積むに非ずんば能はぬ事である。

世には氣どりやなるものがあつて、殊更に難解の言葉を弄し、甚だしきは學者ならずして學者振り、物識りならずして物識り振り、若造にして老成振り、平凡な考を以て高尙振り、其他「らしからざる」態度を示すが如きは、何れも傲慢の過ちに陷つたものである。是等の謬見は、嚴密に自ら戒めて、聖職にある教誨師は豫め深く警戒して是等世の通弊を斥けねばならぬ。

第十　教誨の趣旨は、何れも惡を責め善を勸めるに在るは素よりである、去りとて彼等に向つて其の說く所が餘りに單純直接過ぎては有害なるを忘れざること。

凡そ敵の城府を衝かんとするもの、其の正面攻擊よりも側面攻擊の方に利ありと爲すは兵家の定論である。其の如く人の肺腑を目當てに之を衝かんとするものは、正面直接の銳鋒よりも所謂側面遠曲、諷刺攻擊の方が有利なるを認めざるはない。英語の所謂サゼッションの筆法によるを最も適當なりとすることは、今や內外の教育者が一致して採る所の方法ではあるま

いか、石の如き固まりたる人の心や考を砕くには、中々容易なものではない、殊に犯罪者の夫れに至つては一通りの力では動かし得ないのである、されどサゼッションの筆法を以てすれば、恰も萬力の挺子を用ひるやうに難なく之れを動かし得るの例は、少しく實驗に徴すれば判る所であらう、此の故に說鋒は常に之れを側面に向け、其の腋下をさすが如くせば、彼自ら動かざるを得ざるのである。是を之れ察せずして不躾けにも直ちに其の罪を詰責し、若しくは其の反省を强ゆるが如き短急の鋭鋒を用ひるは、極めて短見淺慮の沙汰と云ふ可きであらう、物言には餘裕あるを善しとする、殊に罪人に直面して之を面責するが如き敎誨は、害こそあれ彼等を感化歸善せしむるためには、其の益なきことが十分に看取せらるゝのである。是等も無經驗者の常として兎角に短刀直入に其の鋭鋒が常に面責の結果に終る、これも普通の感情から云へば尤もの次第であつて、人情としては如何にも玆に到らざれば、敎誨を爲したやうな氣がせぬので、何か一釘うたねば敎誨にならぬやうの感なきを得ぬもの、之れは怪しむ可きでないとは云ひ乍ら、到底其の道を得たるものとは言ひ能はざるを如何せんである。

◇

以上述ぶる所の要旨に對しては、尠くも敎務主任たるものゝ責任として、之れを宰理監督を要する所のものである。元來敎務なるものは其の職務が思想の方面に屬する故に、隨つて之れを纏めて行くに餘程の努力と配慮とを要するは言を俟たぬ、即ち思想其のものが其の面の異るが如く、人々獨自の領分を有するものであつて、夫れがために動ともすれば其の爲す所言ふ所勢ひ個々別々にならざるを得ない。然も少しく放任すれば、奔逸して止まる所を知らざるの憂ひなしとも云へまい、素より之れ杞憂に屬するかも知れぬ、けれども單に勢ひを言はしむれば斯く云ひ得るであらう。嚴密に云へば敎務主任の職務の中、之れを指導監督して纏めて行くこと、是れ程骨の折れるものなからうかとも察せらるゝ、之れについては色々の方法手段もあらうが、兎も角も敎務は收容者に對する務めのみに非ずして、其の部下に對して爲す可き是等職分の方面をも其の任務たるを覺え、之れに力を頒つことを忘れてはなるまい。

所長を受刑者の父とすれば、敎務主任は其の母であらねばならぬ、此の立てまへは如何にも當然であつて、左樣な心持ちで收容者よりの長敬と信賴を受け、而して所長敎務主任も亦其の心持ちを以て彼等に對するとせば、萬事が誠に工合よく運べるに違ひない、父と母之れは頗る妙味ある所の形容詞とせねばならぬ。然るに此の心持ちと態度が具体になつて來れば、即ち母親に子供が甘へ、而して無遠慮に何も彼も强請るが如き、其の關係が頗る親密になつてくるのは已むを得ないことであり、又決して非難す可きこともないのである、が之れと同時に深く注意して油斷してならぬことは、勢ひの馳る所私恩私愛に流れ、遂に其の情に絆されて行刑の公正を紊るが如きことないとも云へない。尠くも働きのある所必ず信望集るの道理で、內外より色々の請托私に行はれ、遂に不當なる疑惑の中に陷し入れらるゝ場合も想像し得られざるに非ず、君子は危きに近づかずとの古語もあるけれども、乍併敎務主任の仕事の如き、假令疑惑抔の危險が伴うとしても、之れを恐れて近づかざる樣では、又其の職分を果たし得る所以でない、故に進んで爲す可きはドシ〳〵之れを爲て退けねばならぬ、同時に茲に自ら警戒を嚴にする迄のことである。若し夫れ釋放後の關係即ち母子又は子弟の交際に到つては、決して之れを職務外のことゝせず、何處〳〵迄も永く保護善導の職責に任ずるが當然である。（未完）

境野黃洋　賢マ

元來大谷派本願寺に屬する人であるが、派內に志を得ずに出た友人、吉田賢龍君の美談を傳へたい。

昨年夏の能登輪島の夏期大學で、君は「錦衣郷に還るといふことは大きな間違ひで、人は在郷當時の貧し い心もちで、故郷に還るべきものである。」と言ふことを話されたのを、自分も講師の一人として耳にしたことがある。

其の後、君に隨つて金澤に歸つた縣吏の通信による と、汽車が金澤へ着いたとき、一人の若者が、腰から下は所謂赤脚丸出し、草鞋穿きといふ姿で、出口のところから大聲を立て、「賢マ還つたか」と怒鳴ると、吉田君は窓口から顏を出し、「オー還つたぞ」と言つて、やがて兩人相歡び合ひ、若者は君の旅行用の大トランクを背負ひ込むと、君も殘りの大トランクを同じ樣に背負ひ上げ、相伴つてスタ〳〵歩いて、炎暑のさ中に金澤市外二里さきの實家へ還つて行つたといふのである。

其の縣吏の手紙の終りに、「廣島高等師範學校長吉田先生の行動の其の言ふところの如く行はれたるには、唯々感激致し候。其の若者は、吉田先生の從弟の方と聞き及び申候」とあつた。

常識講座

近代社會思想の梗概

（二）

マルキシズム（二）

價値の問題

マルキシズムの經濟學説の根據となつて居るところのものは、「剩餘價値説」である。一体、價値に、使用價値と交換價値とがある。使用價値と云ふのは、人間の欲望を充たす用に供せられるところのもので、空氣だとか水だとか、日光だとか全て人間のために有用なものは、この使用價値をもつてゐる。

交換價値と云ふのは、他のものと交換されうる價値で、水や空氣などは、交換價値をもつてゐない。米だとか、ペンだとか、紙だとがこれである。しかし交換價値は、勿論、使用價値をすべてもつてゐる。

然らば、この交換價値と使用價値とは、どこがちがつてゐるかと云ふと、即ち「勞力」が加はつてゐるとゐないとの相違である。

使用價値だけでは、價格をもち得ないが之に、人間の勞力が加はると、即ち交換價値をもつことゝなつてくる。

而て吾々が、貨物を比較して、價値の高いか低いとかと云ふのは、この「勞力」の多寡を云つてゐるのである。だから交換價値は、相對的なもので、時と所どによつて變化する。

この價格の高低を定める「勞力」の多寡即分量は、何によつてきまるかと云ふと、勞働の繼續時間の長短によつて測られるのである。即ち價値の標準は、それに加へられた——それを生産するために費はれたところの勞働時間である。然るに勞働時間の長短でもつて、物の價値の標準を定めるとすると、不勤勉で、不熟練なものがつくつたものは、勤勉で熟練したものがつくつたよりも高くなるではないか（勞働時間がなくかゝる）といふ疑問がおこつてくるが、之に對しマルクスは、「社會的平均必要勞働量を以て商品のなかにふくまれてゐる價値形成の實体とする」のである。

即ち、マルクスの云ふのは、個々の人間の勞働量勞働時間が直ちに、價値の標準となるといふのではなくて、その生産のために費さるべき社會的に必要な勞働の分量を意味するのである。

かく商品の價値は、その生産に費すところの社會的に必要なる勞働の分量によつて定まるのであるが、同時に人間の勞働力も又資本家にかはれるところの一種の商品であるから、その商品の源泉たる勞働力も亦勞働時間によつて價値の標準がたてられねばならない。

然るに勞働力なるものは勞働者の生活とはなれたものではない。此勞働者の生活は生活資料の消費によつて産出される。換言すると、勞働者の生活をなすために必要な勞働量は、勞働者の生計費でなくてはならぬ、勞働力の交換價値即ち勞働賃金は勞働者の生計費によつて定まるのである。かくて資本家は、當然生活費たる勞費を拂つて、勞働力を受取るべきである。

剩餘價値説

然るに、資本主義經濟組織に於ては、勞働力は賃金といふ交換價値によつて買ひとられ乍ら、必然的に、之は使用價値として役立たしめられる。

資本主義は云ふ迄もなく儲け主義である。從つて、一圓かゝつた品を、一圓にうつてゐては、その目的にかなはぬ。一圓でかつた勞働力を一圓分だけの時間勞働させては引きあはぬ。そこで一圓でかつた交換價値を、使用價値として、增大せしめるのである。

こゝに資本家のうる利潤基礎體があり剩餘價値が生れてくる。剩餘價値といふのは、物をつくり出す爲めに費されたる價値と、之によつて作り出された生産物の價値の差額である

たとへば、三百人の勞働者をつかつてゐる資本家があるとする。而て一日三時間の勞働力に對し三圓をもつて資本家は一人の勞働力をかふ。この場合三時間に對する必要勞働の價値は三圓である。所が、資本家にしてみると、三圓を出して三圓の價値をつくつてゐては、その投資の效能がない。そこで三時間の必要勞働に對し六時間の勞働によりて六圓の價値を實際つくらせる。

かくて、この資本家は、一日に千八百圓の生産價値をつくるのである。

この千八百圓なるものは、つまり、必要勞働力である九百圓以外に更に九百圓よりうけるところのものは、不變資本でなくて、勞働力たる可變資本からである。何となれば、たとへば、三千圓かけた機械が三年で駄目になるなれば、一年に千圓一ケ月に八十三圓餘、一日に二圓七十錢ほどにあたるが、之は、生産された商品の上に價格としてなしくづされてゆくのである。

又原料が高くなれば、これも商品の上に加へられてゆくのである、從つて機械が三千圓であらうが四千圓であらうが、資本家の資本そのものゝには、かはりがないのである。

かくて、資本家の儲けるところの剩餘價値は、專ら可變資本たる勞働者が產み出すものであり、その剩餘價値率は、剩餘金を可變資本で割つた率である。

いまの場合でいふと、九百圓の剩餘金を必要勞働價値たる九百圓で除した率即ち十割が資本家によつて得られたことゝなる。

然るに資本家は、この剩餘價値に不變資本を加へたものを可變資本で除して、これが剩餘だとする。たとへば、さきの場合、機械が四千百圓かゝつたとすると、資本家は、工場だとか機械だとか、原料などに加せられる資本である。ところが、資本家の

は、之れに九百圓を（剩餘）加へ之を必要勞働價値たる九百でわつた一割八分が、資本家の利得とする。しかし之は、利潤率であつて剩餘價値ではないのである。

而てこゝに付記せねばならぬのは、之は「絕對量」でなくて、たとへば六百圓の剩餘價値に對する六百圓の可變資本の場合でも、價値率は十割で、前者の九百圓の剩餘價値の場合の方が、絕對量としては、大きいのである。

而て、この價値率は、又必要勞働時間を以て剩餘勞働を除したるものと等しくなつてくる。即ち、三圓でかはれた勞働時間は三時間であるのに六時間勞働をした場合剩餘勞働三時間を必要勞働の三でわつたものと同じいのである。

而て、資本家が、實際の生産者たる勞働者に對して、より多く所得をなし、何等の勞働をなさずしても尙一定の所得をなすのは、一定の時間內、無報酬で、勞働せしめるためである。つまり剩餘勞働によつて、資本家は、利得を得てゐるのである、然るに、實際は、表面は、極めて公平なる賣買取引の形式になつてゐる、從つて隱蔽されてゐるのである。

即ち實際は勞働者は二時間分の勞働に對し報酬を受取り乍ら——從つてそれだけの生計費——契約形式から云へば、十時間の勞働に對する賃金となつてゐるのである。

資本家は、なるべくこの剩餘を多くせんためにその使用する勞働者よりなるべく多くの剩餘價値を搾取る工夫をしなければならぬ。

その第一に考へらるべき方法は、勞働時間の延長である。

必要勞働時間をそのまゝにして、從てそれに對する賃金はそのまゝにして、能ふ限りに搾取する勞働時間をながくするのである。

現に如何なる國でも、資本主義の初期に於ては、長時の勞働時間を課したのである。

今日に於ても勞働時間の短縮は、一國の生産が衰頽する——などゝ云ふ名の下に、短縮に多く資本家は反對してゐる、資本主義制度に於ては、事實、短縮すれば利益が必然に少くなりその國がおとろへることゝなるのである。然し勞働者が、漸次勞力を得てくると或る程度までの短縮はやむを得ない。工場法の制定はこの壓迫に對する一の索制力である。

第二に資本家のとる方法は、必要勞働時間の短縮である。即ち勞働者の生活維持のために必要なるべき勞働を出來るだけ短い時間にすませて、より多く剩餘時間をつくらうとするのである。マルクスは之を、相對的剩餘價値と云つた、換言すると、之は一定の勞働時間內に於て、勞働の生産力を出來うる限り增加するのである。即ち、勞働能率の增加である。この有力な手段は、機械の利用及改造である。機械の採用、生産技術の進步は、今迄六時間を要したのが四時間で仕上げることが出來る。從つてこゝに二時間の剩餘の時間が資本家の利益のために、つかはれることゝなつてくる。マルクスは資本主義の勞働生産力の向上に於ける歷史的段階として、第一、單純なる協業、第二、分業及工場手工業、第三、機械及大工業の三を指摘したが、この機械力を

用ゆる時代こそ、生産技術の革命で、相對的剩餘價値をうることを叫したものである。

所がこの資本なるものは、元來は機械でも工場でも資本そのものではないのである。唯ある關係が、機械なり工場なりに付加されて初めて資本となるのである。即ち資本は、貨物生産に際して初めて發生する一種の社會的關係なのである、

言葉を換へると、勞働者の利益を剝奪しそれを支配する作用をなすに至つて初めて資本となるのである。而てこの資本主義經濟組織の根源は、或る少數の人間が、他の多數の人間より各人共有たる土地を掠奪することに濫觴するのである。

この資本主義に於ては、錢——勞——錢（プラス）（十）となり、この殘る（十）（プラス）が利子や地代や利潤の名義で資本家の懷に收められるのである。而てこの剩餘價値の一部分が更に資本として再生され蓄積されてゆくから、資本家と勞働者との懸隔がます〳〵はなはだしくなつてくる。加ふるに人口が過剩となり、勞働は過剩を生ずる、從つて賃金は低下し、資本家の剩餘價値はます〳〵增上してゆく。

然るに、他の一面からこの制度を觀察すると剩餘價値は、生産行程に於て成立するのであるが、實際は、つくられた商品が一定の價格をもつて消費者の手にわたり一定の貨幣にかへられて初めて、資本家が利益を得るのである。こゝに販賣についての資本と勞力とが必要となつてくる。しかしこの流通行程に於ては剩餘價値を生じないから結局生産行程に於ける剩餘價値から流通行程の利益をとつてこねばならぬ。即ち、資本家は、全部の剩餘價値をとることは出來ない、たとへば本來一圓の價値ある商品は、六十錢で問屋におろし問屋は八十錢で小賣商に賣りわたすのであるかく資本家の手に實際分配された剩餘價値と、その根源をなす資本の比例を名げて利潤率と稱するが之は年一割とか八分とかに凡そきまつてゐる。

ところが、生産力が機械の發達に伴ふて增大すればするほど、不變資本の割合が增加し、利潤をとる可變資本が減少してゆくから、總資本に對する利潤率が漸次低下してゆく。こゝにマルクスの「利潤遞減の法則」がある。而て一方では儲けやうとする。が他方では、儲からぬ。こゝにこの組織の大矛盾が生じてくる。そこで資本家は、この矛盾を除くために、生産を出來るだけ多く增加し、大量生産によつて薄利多賣をやり利潤を或る程度まで維持しやうとする。ところがこれはやがて生産過剩を生ずる。生産された商品が消化されないのである。これが財界の恐慌となり。生産制限となり失業者の續出となり市場の爭奪となる。一方に於て無產者の增加となり必然に階級爭鬪は、激甚となつてくる、かくて資本主義は、益々增大してゆく其生産力と衝突し必然的に崩壞し、より發達せる一切の資本と生産機關とが社會の全員に共有され、只その社會全體の必要のためにのみ生産の行はれる社會主義的社會組織を迫出するやうになつてくる。これがその崩壞說である。

◇

マルクスによれば資本主義は、かく、生産力の或る發達の階段に於て行きづまり、それ自身の内部から必然的に崩壊せねばならぬものであり、これに代るべき新社會組織は、必然に育ぐまれてくるのであるが、しかし、之を放任しておいては、人爲的な力によつて資本主義制度のみならず一般社會そのもの、生産力そのものまでが自滅しなければならなくなつてくる。

從つて、社會をして沈滯萎微から救はんとするならば、一定の時期に於て、その組織の改造をするより外にないといふ信念から、社會組織の改造の實現を主張するのである。

而て、このマルキシズムの社會主義の主張とするところは、「資本の公有」といふことである。資本の公有といふことは、たとへば現在我國に於ても、道路の如きは共有になつてゐる如くに、剩餘勞働を奪ふために使用されてゐる所の財産——マルクスの云ふ資本——を公有にしやうとするのである。だから、着物を縫ふ針も鍬も資本だからと公有にしやうといふのではない、又一の組合をつくり、そこで衣服なり着物なりをつくつて分配し、消費するとするとそこに一定の機械なり一定の家屋なりが私有の形式であるが、これによつて勞働を掠奪しない限りマルクスの云ふ資本ではないのである。

即ちかれの云ふ主張を簡單に云へば、今日の社會で遊んでくつてゐる人も一緒に働いてゆく樣な社會組織即ち擧國勞働論といふ樣なことを主張しその意味での資本家撲滅論なのである。

ところが、資本主義は、少數の資本家にとつては、まことに好都合な制度である。從て現狀を極力擁護してその維持につとめる。世間の小賣商が、廉賣する公設市場を設けるのに反對するのと同じことである。

かくて、被壓迫者であるところの無産階級即ち勞働者階級の手によつて、新社會の健全なる發達を促進する樣にせねばならぬ。

社會政策の如きは、資本主義社會の臨終を幾分のばしむる效果がある位で、資本主義の根本的矛盾——生産方法と所有形態との矛盾——を救ふことは出來ない。

かくてマルクスは、勞働者の團結の必要を認め、階級爭鬪により、社會組織の改造を期せんとし、而て、無産階級の共同對手は、資本階級でありその他の何物でもない以上、或る特種な國内に限らずに、勞働者の國際的結合を叫んだのであつた。

「萬國の勞働者よ團結せよ」

それは、餘りに有名な句である、

けれど、これも、資本主義が崩壞し、無産階級が解放されたとしても直ちに、理想のやうな社會の實現の困難を認め、この點で勞働者獨裁の過渡期の時代の出現を豫想してゐるのである。

—赤田生—

刑務官の妻として

(一)

市谷刑務所長 根本仙三郎氏夫人談

受刑者の人々が、わたくしたちの住んでゐる官舍のつくろひや、掃除をしてくれます、色の變つた着物を着て鎖を引いて居りますけれど、決していやな感じをわたくしには與へません。わたくしはその人々がすなほに看守のいふ事をきいて眞面目に仕事をするのをつく〴〵見て居りますと、涙ぐむのでございます。

× × ×

あの人たちの奥さんはどうしてゐるでせう。子供たちはどんなにしてゐるでせう——などと、それからそれへと考へますと同情に堪へません。熱心に仕事をして下さるのだから、お茶でも出したりおやつでも上げたいと思ひますけれど、規則にしばられてそんな人情も現すことが出來ません。

× × ×

事情を聞きますと、みんなお氣の毒な境遇の方ばかりださうです。在所中の人々に奥さんなどから、手紙が來るのを主人は目を通すさうですが、讀みながら目がうるむやうな事情が書き連ねてゐるさうです。

『わたしはあなたの妻です、何年でも待つてゐます、子供は日に日に大きくなります、何の苦しみもしのびますけど、子供たちに父の行方を聞かれるのが一番つらう御座います』。

こんな内容のものもあると主人から聞かされまして、私はその奥さんの境遇を思ひ浮かべて、この時にも泣かされました。

取計らつて下さい』。

と訴へられました。私も本當に泣かされました。出來ることなら力になつて上げたいと思ひました。

× × ×

はじめて長崎刑務所の所長に主人が赴任しました時は。官舍に居ながらも何百といふ入所中の人々が暴動でも起しはしないかなど、心配し、どんなに恐れたでせう。けれど日のたつに從つて、恐怖心はいつか同情心に變つて、いまは恐ろしい氣持ちも厭な氣持もありません、官舍に遊ぶ無邪氣な子供たちは『小父さん、小父さん』といつてなづいてゐます。本當に子供たちの審判は正しいもので、異樣な服裝をしてゐましても同じ『人』であれば惡くは見えないのでせう。

× × ×

わたくしは、あの人々は病院にはいつてゐるのですから、退院後は世の中の人たちが榮養分を豐にして上げたならまたと入院する患者とはならないと思ひます。—報知—

御大禮五講

《貳》

第三講　踐祚と即位

唐風の御即位式といふものが行はれるやうになつて玆に「踐祚」と「即位」といふことの二つの區別が出來た。一体踐祚とは支那の熟字を我國の御即位に當てたもので、純粹の和語では「天日嗣の高御座の業(わざ)」と申した、天日嗣即ち天つ神の御後繼として高御座に入らせられ御政治をなさる意味であつて、この言葉は長い、之れを漢語を當てはめて「即位」ともいふことに御改めになつた、これが桓武天皇の時からである。この時は先帝から三種の神寶の「踐祚」ともなり、この二つは文字は異るが奈良朝以前迄は同じ事實であつたのである。上代は至極簡單に行はろが外國との交通上御儀式は唐風になつたが、皇位御繼承上最も大切な御証の三種の神寶の御引受の御儀式が唐風では出來ない。それは外國使臣の參列する面前でこの神寶を天皇に奉ることは、神寶に對し奉つて畏れ多いこれを輕んずることになるから忌部氏が御即位當日に奉つた御式は廢止なつた。申す迄もなく神寶中でも御神鏡は天照大神が「なほ我を見る如くせよ」と仰せられたのであるから御神鏡のうつられたものとして特に歷代天皇は尊奉され、その御尊拳のあまり宮中に別殿を設けて祀られ又、御劍并御璽は別に御筥に藏められてあつた。それで唐風の御即位式に三種の神寶を奉る御式を廢止して、これを御踐祚の日に奉ると中劍璽の二品が渡御になり、半月程の後御即位式を擧げられて居る。上代は至極簡單に行は

大禮まで

◇大禮日取

一、八月中旬　大嘗宮地鎭祭
一、同　名古屋離宮賢所假殿地鎭祭
一、八月下旬　悠紀、主基兩齋田齋場地鎭祭
一、九月中旬　兩田拔穗前一日大拔及拔穗の儀
一、十月中旬　兩地方新殿供納式
一、十一月六日(火)京都行幸啓の儀(名古屋高宮御一泊)
一、七日　賢所春興殿に渡御の儀

◇

一、十日即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀
賢所大前の儀　十日午前八時から同十一時卅分迄
紫宸殿の儀　同日午後一時卅分から同四時迄【首相萬歲を唱

れたけれども後世になると種々の御準備を要する關係上御即位式を後にし、天位は一刻も空しくすべからざるものであるから劍璽の渡御があつてこれを踐祚と申したのである。

源平亂後、政權を武家の手に委ねられるやうになつてからは、朝廷の御内帑も不足を告げられ、大極殿も燒け、唐風も余程省略せられるに至つた、德川時代になつて漸く復興を見た、唐風は奈良朝末から起り平安朝に整頓し、孝明天皇の御時まで盛衰はあつたが繼續した。

◇明治天皇に至つて王政復古とともに唐風の御儀式は廢され神武天皇の時の御式に則られた。御即位式前に太政官令で以つて「大旌初め是れまで用ひ來つた禮服即ち衮龍の御衣など唐風の禮服をお廢しになつたのである。

明治天皇御即位式の大体を申すと、紫宸殿の前に唐風の旗代りに三丈程の竿の先に榊を附け榊の上から五色の絹を下げ、それに御鏡と御劍と御璽を附けたものを之れを大幣旗と云つて眞中に樹て、その左右に中幣旗、少幣旗を數本樹てた、これが神籬に相當するので、この大幣旗の前に「奉幣案」(八脚の机)を置いた、御飾は只これ丈で、高御座は御準備が間に合はず御繼壇と申す高さ三尺横二丈八尺ばかりの壇上に御簀床を立てられた、恰も百人一首の天智天皇の玉座と同じものである、四隅に柱を立て御帳を垂れた、これが玉座であつて出御には「黃櫨染」の御服を召された、この御服は日本紬粹のもので光仁天皇以後、中禮服となつて居たもので、これを召された、黃櫨染めとは夏の太陽の周圍に暈のやうに現はれるその色を象つたのである、又この御服には桐竹、鳳凰、麒麟を組合せた模樣が織出してある、この御姿を御束帶といふ、御冠は立纓であつて、臣下は垂纓である。群臣も從つて俗に申す天神樣のやうな姿で參列した、これには西鄕大久保などの人達も木綿の直垂に烏帽子で參列した。

しかしこの服裝は寬大な御思召から許されたのであつた。

御式は天皇高御座に出御になると辨事が一本の御幣を奉り、同時に神祇官知事神祇司輔照公が玉座側に進み、先づ捧呈した御幣を天皇の御手から受け紫宸殿を降り、先に進べた奉幣案上に立て、了ると西三條季知卿が出て御祝辭を奏上した、從來御即位式に祝辭はなかつたので

へる時刻、同日午後二時十五分頃】

賢所御神樂の儀　十一日午後四時頃——翌十二日午前零時四十分迄

一、十二日　神宮皇靈殿神殿並に官國幣社に勅使發遣の儀大嘗祭前二日御禊及大祓の儀

一、十三日大嘗祭前一日鎭魂の儀

◇

一、十四日　大嘗祭當日神宮に奉幣の儀、皇靈殿神殿に奉幣の儀
賢所大前供進の儀
大嘗祭の儀　十四日午後四時卅分——翌十五日午前六時頃【悠紀殿供御の儀】十四日午後六時から同十一時迄【主基殿供御の儀】十五日午前一時から同六時迄

◇

大饗宴第一日　十六日正午から午後二時頃迄
大饗宴第二日　十七日午後六

あるが、王政復古最初の御即位であるから御祝辞を奉つた、さうして天皇から宣命、前講の「うこなはれる云々」があり次で樂人が樂を奏して御式は終つた、實に御質素なものであつた。

第四講　即位禮

明治天皇の御治世に登極令が發布されて、古式に則り時勢に順應した一の御儀式が定まり、又皇室典範を定められた。それで大正天皇以後之れによつて先づ踐祚朝見式は行はれ、臣下に勅語を賜はる、それから大禮使を任命し御即位禮、大嘗祭に取かゝられるのである。

◇御即位禮當日賢所大前の儀……これは明治天皇の厚き御思召から御定めになつた從來にない儀式である。この「賢所」とは御神鏡を奉祀してある所の名でこの御建物は溫明殿と申し、御神鏡を奉祀せる畏れ多い所といふ意から「賢所」といふ名が生れたのであるが、天皇行幸の砌は劍璽の二品は捧持せられるも賢所は容易に御動座にならない、が御大禮の折には宮城御發輦に當り、その當日の朝、賢所の御祭典が行はれて京都へ御動座になる。天皇は皇后と御同列で神器を奉じて京都へ向はせられる。京都へ御着になると賢所は春興殿に奉齋される、春興殿は紫宸殿に並び、高御座の御床とは同じ高さである、この所で御即位禮當日大前儀が午前中に行はれる。

階前には、「儀衛の高等官」といつて纓（おいかけ）の附いた冠を戴き、身に裲襠（うちかけよろひ）を着し、胡簶を負ひ、太刀を佩き、弓を持つた者が左右に分れて二十人並び、その先に「威儀の高等官」といふ嚢に入つた、劍、弓、胡簶、それと矛、太刀おの〳〵その一つを持つた者が四人宛左右に分れて居並ぶ、時刻に及ぶと參列員は所定の座に着き、御神樂舍で神樂を奏し、供饌がすむと、天皇は「帛御衣」即ち純白の御祭服、皇后は普俗にいふ十二單衣の御姿で皇族幷女官之れに從ひ、成らせられ、親しく御告文（ごこうもん）を讀ませられる。最初に述べた天日嗣を知ろし召される御奉

時から同八時卅分頃迄

夜宴の儀　十七日午後八時卅分から同十二時迄

一、二十日、二十一日　即位禮及大嘗祭後神宮に親閲の儀

一、二十三日　神武天皇山陵に親謁の儀

一、二十四日、二十五日　仁孝、孝明、明治天皇山陵に親謁の儀

一、二十六日　東京に還幸の儀

一、二十七日　賢所溫明殿に還御の儀

一、二十八日　賢所御神樂の儀

一、二十九日　大正天皇山陵に親謁の儀

一、三十日　皇靈殿神殿に親謁の儀

◇行幸鹵簿

〈宮城東京驛間は第一公式鹵簿に賢所鹵簿の混成鹵簿で全部儀裝車である、警部、警視の御先導で近衛儀仗兵衣冠帶の掌典長（騎馬）

告の祭を玆に復興遊ばされたのであつて劍璽の二品の渡御ばかりでなく御神鏡の大前に出御され、天照太神から神鏡を受けさせられる御心持ちを禮儀に表はせられるものである　これには外國の使臣その夫人も參列する、今日は神籬に代ふるに神聖な宮を造られることになつた譯であり。群臣を集めて即位を御宣告になるものが午後に行はれる紫宸殿の御儀である。而て午前の御儀が重きことに注意すべきである。

◇紫宸殿の御儀……紫宸殿の前庭は廣く南北十五間東西廿一間あり、東の角に左近の櫻西の角に右近の橘がある。左近右近とは昔の御儀式の時、そこに左近衛中將、右近衛の中將が立つたからいふ、この御儀にも前の如く儀衛、威儀の者が居並び、威儀を添へる爲に日像纛旛、月像纛旛、頭八咫烏形大錦旛、金鶏形大錦旛、萬歲旛（二本）菊花章大錦旛（青、黄、白、赤、紫各二本）及中錦旛、小錦旛（各十本）その外數本の矛が左右に分立し、尚ほ鉦、太鼓を打つ者が並ぶ、紫宸殿の眞中には高御座が設けられ、御椅子の左右には劍璽を奉安する螺鈿案が置かれる、高御座の東に皇后の御帳台が設けられ、又八方には濃き紫の綾に小葵の紋ある御帳が垂れる。御即位式に皇后の御參列になることは明治天皇迄嘗て無かつたものが、かく群臣の拜を受けさせられることになつたものは明治天皇の有難い御思召からで、これ婦人の地位を御認めになつたからであると拜察する、その一面には婦人としての責任も亦重くなつた譯である。

群臣各その座に着き、總理大臣始め各大臣が參列すると、天皇は後方から玉座へ出御になり、皇后も著御される、皇族及女官之れに供奉して所定の席に着く。天皇、皇后御着座なると群臣最敬禮のうちに侍從は玉座の綾の戸帳を、女官は御帳台の薄紫の御帳を開き奉る、次で首相が御殿の前に參候すると親しく勅語を賜はる、首相は階段を上り、群臣幷國民を代表して奉答の賀詞を奏し、階段を下り萬歲旛の所に立ち萬歲を唱へ參列者之れに和してこの御儀を了るのである。唐風の時代にも萬歲旛はあつたけれども萬歲を唱へたことはなかつた。天皇の御前で公然萬歲を唱へたのは大正天皇御即位式の時が初である。國民はこの時間を期し

これにつぎ、賢所を奉安した御羽車、その後に宮内大臣、宮内官等つゞいて天皇旗を捧持した近衛騎兵が進み、天皇陛下には六頭立の儀裝馬車にめし、また皇后旗を先に皇后陛下には四頭立儀裝馬車で進ませられ、御後に秩父宮殿下はじめ各皇族方、伊藤式部長官以下各大禮使が供奉する

◇

名古屋驛、名古屋離宮間もまた同じであるが、たゞ馬車は御料車のみ儀裝車（天皇は四頭御馬車、皇后は二頭御馬車）で臣下は普通車である

◇

▼皇宮京都驛間、山田驛行在所間——略式鹵簿、全部普通車、御料車二頭

▼山田行在所神宮間、畝傍驛山陵間、桃山驛山陵間、皇宮（仁孝、孝明）山陵間——公式鹵簿、全部儀裝車、御料車四頭、二頭

て各地で一齊に萬歳を唱へるのである。式が了ると群臣最敬禮の裡に御輿が下り、警蹕の聲が立ち入御、鉦と太鼓が鳴ると參列諸員も退出する。この御儀には代議士、府縣會議長等も參列を許されるから古き昔に戻つて一般國民も參列の光榮に浴する譯である。

紫宸殿の御儀には天皇は黄櫨染の御服を召される。殿前の旛竿の先に八咫烏、金鶏を附けたものを用ひられるのは神武天皇東征の折の奇瑞を表はしたものであり、萬歳旛の萬歳と楷書した上に酒甕と鮎を表はしたもの亦、同じく即ち神武天皇國見岳の八十梟帥を討伐さるゝに當り、神を祈り、天香山の土を採つて酒甕を造り酒を醸され、この酒を吉野の丹生川に流し、河魚のこれに譬ふて浮くと浮かぬによつて戰の勝敗を占はれた、するとゝ忽ち魚は醉ふて浮び戰勝を示したのでこれ神の冥助あるものと軍を進め征討された。これを最後の一戰として大和橿原宮に於て即位されたのであつてこの故事を表はしたものである。以上の次第で神武天皇の御時の御即位式が春興殿の御儀に相當し、御即位式の根元に立戻られたことを深く〳〵國民は銘すべきである。

第五講　大嘗祭

大嘗祭は毎年十一月に行はせられる新嘗祭と意義は異るところなく、只御代初めての新嘗祭である故にその御準備を鄭重に遊ばされる譯になる。「大嘗」は古い言葉で「おほなめ」「おほんべ」と云ひ、「大」の字は一世一度の御儀式であるによつて加へる、本來ならば大新嘗祭といふべきを新を大にかへたものである。「新年祭」が行はれ、稲の實るを待つて其の年の豐穣を御喜びの上に天照太神に對せられ、五穀豐穣を告げられ、新穀で酒を造り飯をかしぎ神をお祭りする井に天皇もその御相伴に神前に於てそれを召あがられるこの祭が新嘗祭であつて、大嘗祭は天皇が新に天神から御引受になつた日本の國土に生る所の稲の代表として悠紀、主基の二齋田から穫れた米を以て御祭に供へる、即ちこの齋田は全國を代表するものである。

◇由來……を尋ねると御即位式より尚ほ古く神代からである、神典に天照太神が新嘗を聞召すことが載つて居る。日本國土に於ては天孫瓊々杵尊降臨のとき、三種の神寶と共に高天原の齋場（ゆには）の穂を授かり「之れを以て我子孫の君歴代の天皇に召させ祭るべし」と勅を賜つた、これを天兒屋根命、太玉命が奉じて降つた、それで瓊々杵尊から大嘗祭は行はれた、中古迄は大嘗祭に仕へる中臣氏といふ家があつた、この中臣氏の家に天神齋詞を傳へ中臣氏は大嘗祭に之れを朗讀した。その文書は今も傳承されて居る。天孫瓊々杵尊から大嘗祭は行はれて行はれたその時は、天長田、狹田の兩田から穫つた米で御酒、御食を造られたと左大臣賴長の台記の中にある。歴代天皇の行はれた御作法は詳しく傳つて居ない。が齊明、仁徳兩帝の御代にもあり後、天武天皇のとき尾張が、悠紀、丹波が主基になつた記録がある、これ長田、狹田の故事によられたことは疑へない。

◇御即位式が唐風になつてから、御即位式の中の作法が幾分大嘗祭の方へ移された、後世の大嘗祭には神の御祭がすむと其の翌日中臣氏が榊の一枝を以て出て讃詞を奏した、これは神武天皇のとき殿祭をして祝詞を奏した風が殘つたものであらう。又大嘗祭に忌部氏が三種の神寶を捧げた、御神鏡が中頃から宮に奉齋されてからは劍璽の二品を捧げた例がある、がこれは淳和天皇以後止んだ。

大嘗會といへば大嘗祭の初めから終迄を引括めて云つたもので、大嘗祭後の豐明節會も籠めたものであつてお祭り當日は大嘗祭と唱ふべきである。大嘗會の御儀の整頓したのは平安朝頃らしく、清和天皇の朝に選定なつた貞觀儀式には詳しく見える。大嘗祭の場合の齋田はその度毎に變るが由加物（ゆかもの）の貢といふものは阿州紀州淡路の三ケ國から決つて奉ることになつて居た、由加物は麁服（あらたへ）其の他神饌物魚の類を奉つた。齋田の點定は龜卜により、齋田には抜穂使が立つ、稲が出來ると昔は北野の齋場院に運びこゝで御米を造り、御酒を造られた。かく大嘗祭は非常に鄭重な御祭であるところから御内裏の關係上、御土御門天皇が遊ばされてから、其後東山天皇が御再興された迄中絶した。大嘗祭には大嘗宮を

▼宮城原宿驛間——略式鹵簿、全部普通車、御料車二臺

▼淺川驛山陵間——公式鹵簿、全部儀裝車、御料車四頭、二頭なほ京都皇宮と大嘗宮間は略式で全部普通車、御料車二臺である

◇齋田決定

三月十五日午前十時農林省から發表

悠紀田　滋賀縣野州郡三上村
奉耕者　久米川春次

主基田　福岡縣早良郡脇山村
奉耕者　石津新一郎

◇

福岡縣告示第百五十七號

昭和三年十一月十四日より十正日に亘り行はせらるべき大嘗祭の主基齋田に栽培する稲を左の通り命名す

昭和三年三月十五日　知事

◇

滋賀縣告示第七十八號齋田に於て栽培すべき稲の原種名を左の通り命名した

一、瑞穗（但品種系統大場）

◇大饗宴場

京都御所に御造營になる御饗宴場は大饗第一日、第二日夜宴の儀に各二千に餘る參列員を入れ、中央玉座の御前には五節の舞を舞ふ十四間四方の舞樂場も設けられる四十間四方の宏大な建物で、破風造りの優美壯麗な御殿である、二月起工完成まではおそらく半歳以上の日子を經て、今尾景年畫伯の千年松軟障、川合玉堂、山本春擧兩畫伯の筆になる悠紀、主基兩風俗歌屏風に飾られた玉座地下より舞人の上る舞樂場格天井、襖間の裝

造られる、即ち東方に悠紀殿、西方に主基殿これに附屬する廻立殿、膳屋（かしはや）が建ち、柴垣、神門が設けられる、その構造は省略する、昔は大極殿前、近世は紫宸殿前であつたが、大正天皇の時には仙洞御所跡に營まれた。

◇大嘗祭當日の皇族始め供奉の諸官及大禮使高等官は東帶の上に小忌衣（さみごろも）を打ちかけ、冠には日蔭の蔓を著ける、この小忌衣と日蔭蔓は神事に用ひられるものである。天皇には頓宮（御假宮）から廻立殿に渡御になり小忌の御湯を召され御祭服に替へ御幘の冠を召される。次に皇后にも同じく廻立殿へ渡御になつて御服を御召替へになる、これより先大嘗宮は裝飾され神座の左右には繪服、黼服が置かれる。御準備整ふと悠紀殿の膳屋では樂官が稻舂歌を謠ふ、掌典達は神饌を調理し、次に本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を置く、これは國民よりの獻納品を神前にお供へになるので有難き思召しより明治天皇より初めさせられた。掌典長が悠紀殿に進み祝詞が終ると、天皇出御遊ばされ、皇后も帳殿に著御さる、こゝで樂官が國栖の古風と、悠紀地方の風俗歌を奏する、この時皇后には御拜あつて廻立殿に御引返しになるが、天皇は神樂歌が奏される間に御親ら神饌を御供へになり、拜禮あつて御告文を奏し玉ひ又御親ら御直會（おんなほらひ）と申して御相伴の膳に就かせられる、終て神饌は撤せられ天皇は廻立殿に還御になる、こゝで天皇は再び小忌の御湯を召され主基殿に進御の上御親祭あらせられる。すべて悠紀殿と同じくこれが夜中に行はるゝことであるから終らせられるのは曉に及ぶのである。

◇國家の盛典大祀滯りなく濟ませられると諸員に大饗を賜はる、昔は豐明節會といつたが今日は大饗、その第一日が古代風で豐樂殿にて行はれ白酒黑酒を賜はり久米舞、齋田地方の風俗歌、大歌及五節舞が奏せられる。第二日には奏樂（洋樂）があり、夜宴には奏樂外に萬歲樂、太平樂といふ舞樂がある。この大饗は總て洋服で、天皇は大元帥服、皇后は御大禮服を召される。

天皇、皇后には山陵に御親謁の儀が了へられると、神器を奉じて東京へ還幸になり、賢所温明殿へ還御の儀其の他の御儀を行はせられて御大禮の總てを終らせられるのである。（完）

飾などの完成を見るはずである、これは大體前例を尊んで大正天皇御大禮に御造營になり、現在京都市公會堂となつてゐる大饗場とほゞその形式を踏襲することゝなるが、近代的な照明といたづらなきらびやかさを避けて、質素にその畏き大御心に副ひ奉ることゝもに御一代の盛儀にふさはしき莊重典雅な宮殿が設けられるはずである

◇記念の神饌田

御大禮紀念の一として文部省は一町村一ケ所を標準として設置することを通牒した、これは學校兒童生徒並男女青年團員等をして奉耕せしめ初穗米を伊勢神宮、明治神宮、產土神社へ奉納せしめる、又田のなき地方は畑に、米以外の特產物を栽培するも可なりと

文明的設備を盡す
大阪刑務所成る

大正七年から十ケ年繼續事業として工事中だつた大阪刑務所は、三月十七日午前十一時から落成式を擧行した、當日原法相をはじめ小原次官、辻司法書記官、佐々木司法祕書課長、谷田大阪控訴院長、荒井大阪地方裁判所長その他百八十餘名の來賓列席、坪井所長の工事報告、原法相、谷田大阪控訴院長、松井刑務協會長等の式辭あり盛會であつた、

昭和三年三月十七日午前十一時盛大なる式を擧行、來賓の重なるものは、

原司法大臣、小原次官、山下技師、辻書記官、佐々木祕書課長、床枝祕書官等一行十名

刑務協會より島田主事、所在地よりは谷田大阪控訴院長、大田黑檢事長、荒井大阪地方裁判所長、金山檢事正、前澤判事、田中檢事、其他判檢事、大阪府下に於ける各官衙長官、陸軍省、遞信省の關係官、府會議長、府會議員、大阪堺兩市長、堺市會議員辯護士會長、大阪堺兩市の民間有力者、及京都、神戸、奈良、姫路、の各刑務所長典獄等百八十餘名

本廳舍樓上職員訓授室に參集 先つ坪井所長より來賓に對する謝辭工事報告を兼ねた概要左の如き式辭あり

本所は元大阪府西成郡川崎村に敷地六萬百八坪を相し明治十五年建設さる其當事は大阪市街の北端なる曠茫たる一村落なりしも年と共に人家簇繞し遂に大都市の中樞となり市の交通發展の支障を來せしと共に一面行刑上數多の弊害を見るに至れり仍て大正七年度より繼續工事として百八十萬圓の豫算を以て移轉改築することゝなりしが中途にして物價騰貴の結果豫算の不足且工事繰延等の爲め最初の計畫を變更するの止むなきに至りたるは甚だ遺憾とするところなり而して今や繼續工事の分漸く竣功し本日落成式を擧ぐるに至りたるも尙西南隅の一劃は更に追加工事として增築中に屬す本工事は上司監督指導の宜敷を得臨席官民各位の援助と建築技術者の努力及部下吏僚が不眠不休の激務の上に工事上二重の勤勞を厭はず粉骨碎心熱誠を以て事に當りたると又收容者の涙ぐましき泣柔順に勤勉したる結果に依り成りたるものにて主要材料たる煉瓦の如きも原土は十八町距りたる淺香山南部より採堀し砂利を十餘町距りたる大和川上流より集取し之を敷地內に運びて製作したるものにて之れ等關係上此の宏壯なる建造物に比し頗る安價に築造するを得たり而

矯正図書館

も て當所は堺市田出井町に屬し土地高燥四邊廣濶にして東南は河内和泉の平野を距て遠く金剛葛城生駒連峰の翠巒を仰ぎ西は堺市を距て茅海の碧波に接し北は大和川を距てゝ遙かに大阪大都の連甍を瞰る、總坪數十萬九千四百三十九坪を擁し冬暖く夏涼しく眞に匡正保健共に好適の地なり

構造は大都市たる大阪に於ける受刑者を收容し得る程度なるを以て規模自ら宏大にして且將來行刑制度の改善變遷に鑒み雜築されたるもの現今に在りては累進制處遇を目的とし各個加化を本旨とし從て處遇方針と敎化適正を期する爲め構造等一樣ならず所内を五區に別ち中央區は樞軸たる機關室、炊烹場、倉庫等を設け第一區は東北に位し獨居房は二階造り雜居房は三階建にして之に事務所、敎誨堂、工場、診療所を附設し收容定員七百六十二人、第二區は西北に位し構造附設物等第一區に等しくして收容定員九百人、以上は凡て煉瓦造とす第三區は東南に位し此の構造は豫算の關係上木骨鐵網コンクリート造にして凡て雜居房、附屬建物は第一、二區と同樣別に醫務所病舍隔離室等を設く收容定員千二十人、第四區は西南に位し鐵筋コンクリート二階建にして附屬建物は第一二區に同じ此收容定員四百七十二人にして合計三千百五十五人を收容することゝなれり

最初當所移轉改築の議定まるに當りて大阪市郊外に敷地を物色し當時の司法次官たりし現鈴木内務大臣、故に御臨席ある當時の監獄局長たりし谷田大阪控訴院長及山下技師等親しく當所を視察し撰定せられたる土地にして又最初の設計に就ては當時の監獄局長たる谷田現長が其抱負さるゝ處の蘊奥なる學識と歐米各國に於ける實見とによりて是亦謝意を表するを得ず然れとも前述の如く豫算關係上其企畫され期待されたる點を徹底し能はざりしは谷田現長の意に滿たざるは素より吾々亦洵に遺憾とする處なり又土地買收に際しては當時の町長たりし南治好君並に物故されたる北田豐三郎氏其他民間諸氏の多大なる盡力に依るところに

りたる杉野前刑務所長に對し感謝の意を表す同君は土地選定買收及最初よりの工事に就ては常務繁激の傍寢食を忘れ身命を賭してこの難局に當り何等物的被護設備なき郊野に二三百名多きときは七八百名の受刑者を使用し而かも逃走暴行等不詳事件もなく附近民衆に不安の念を起さしむるなく此任務を遂行されたること一に同君多年の經驗手腕に依るは勿論同君の人格的の普遍なる處にして敬謝せずんばあらず

斯く閣下各位の努力に依り奏功したる當刑務所の將來は犯罪者匡正感化の上に至大なる功果あるは疑はずと雖も法は死物なり之を活用するは人にあるが如き以上に完備せる建造物を活用するは之を管理する人に在り不肖なる吾々將來に對する責務一層大なるを感じ益努力奮勵研鑽事に當り吏僚を督勵し協心戮力以て各位の期待に報ぜんとす

次て司法大臣の式辭あり

大阪刑務所新築工を竣へ本日落成式を擧行せらるゝに當り一言祝意を表するを聲

は予の欣幸とする所なり

本所は元堀川監獄と稱し大阪市の北端荒野の地に開設せられたりしが市逐年の勃興は四圍悉く町となり行刑の地域に適せざるのみならず廳舍其他の設備も亦近時の行刑に適せざるが故に之が移轉改築の議起り地を泉北堺市に卜し大正七年工を起し爾來十年工事董督の任に膺れる諸子不斷の努力と地方有志の熱誠なる援助とに依り玆に落成を告ぐるに至れるは其勤勞洵に多とすべし予今本所に來りて規模の宏大なる而かも歐米最新の樣式に則り設施設の完備せる他所未だ其比なきを見行刑の運用に利便を致すこと蓋し大なるものあるを思ふ抑々我國刑務所の多くは明治の初年諸事創造の際に當りて設置せられ所謂舊幕時代の牢獄の域を脫せず是れ當局が銳意其の改善に努力し來れる所以なり然れども設備如何に整頓するも之を運用するは人にあり職員諸氏刑務所は即ち一の敎化場にして心神缺陷ある者を匡正する所なるを思ひ居常己を持すること謹嚴公正にして常に溫情を以て之に臨み專ら感化を念とせざるべからず之れ職を刑務に奉ずる者の要諦なり冀くは職舍新なると共に更に心氣を新にし益協力一致して此新營舍を善用し時代の進運に應じて事務の刷新改善を圖り敎化上萬遺憾なからしめ名實共に他の模範となり以て行刑の目的を達するに努力せられんことを聊か蕪言を述べて祝辭と爲す

昭和三年三月十七日 司法大臣 原 嘉道

次で谷田控訴院長は移轉當時の監獄局長であつた因緣から特に、感謝の面持ちで熱誠こもる祝辭を述べ、次で刑務協會長の祝辭を辻書記官代讀、森本堺市長の祝辭あつて嚴肅裡に閉式、頗る盛大であつた。

晝餐後、法相一行は坪井所長の案内で所内を巡視し、他の來賓は數班に分れて參觀した、内に當日製作品並諸種の圖表を陳列し觀覽に供し、製作品は即賣もした。

讀者の皆さんへ

讀者欄は讀者の領土として大に開拓されつゝあることを祝福致します。就ては更に之れに一光彩を添へるべく讀者の俳句は、斯道に造詣ある刑務所長或は斯界に關係ある人達の選評を請ふて登載することに致します。早速六月號から始めますが、その六月號選者は根本市谷刑務所長に依頼する豫定であります。

編輯部



◇。。。

◈「人」を以て導きたい

諫早　曉陽生

行刑思潮が日に月に行刑即ち教育と謂ふ觀念に支配されつゝある今日、吾人刑務官は勿論教育者を以而自任しなければならぬ。逃走を豫防－拘禁の確實を期するのみを以而能事終れりとするに非ず、百尺竿頭一歩を進め黒板に向ふ教師の心持ちを持而、敎化善導すべき重且つ大なる責任あるものと信ず。

行刑が受刑者の敎化を目的とするの目的を達す一助たるを信じて止まない所以である。

敎化を唱へ德育を叫ぶ現在の自己を顧みるとき、果して彼等を善導し得る能力を有し居るや甚だ疑ふ所である「人を矯正せんと欲すれば己自ら正しうすべし」とか。吾人は切磋琢磨し智德を修め機に望み折に觸れ刑務敎育者たるの大任を果さなければならぬ。

◈作業賞與金給與上に現れたる收容者の情操に就て

長崎　三原生

人の性は善なりとか或は善惡共に併有するとの見解よりせば其處遇の如何により改過遷善せしむる事が出來得るのである古言に曰く惡に强き者は善にも强しと言つて居る處は是等を克く言ひ現したものと思ふ然るに人を遇するに理知的に處遇すると情操的に處遇する二方面がある勿論是等は其事柄の如何によりて臨機應變に處遇して行かなければならぬが動もすれば人は理知のみ以上、拘禁中に於いても尙人間生活に樞要なる道德觀念を鼓吹し、社會時事の一端を知らしむるは 理の當然と云ふべく、雜誌人は實に之の要求に恰當したるものにして價値あるものであらう。然共受刑者の大半は精神的又は身体的缺陷多く爲めに 就學免除或は退學處分等にて無學に等しき者多く例令 新しき雜誌人を貸與すと雖も單に寫眞或は 揷繪等を見るに止まり の最も骨子として一讀三嘆せしむる金科玉條の卷頭言等 十二分理解し得るもの果して幾人あるや、極めて少なく猫に小判の實狀である。吾人刑務官は即ち敎育者として茫然看過して可ならんや。即ち雜誌人を好敎材として休憩時間を利用し行刑規律の許す範圍に於いて特に有益な記事より 諄々と徹底する迄說明せんか、無學者と雖も不知不識の中に情操は 涵養せられ自己反省の刺擊を與へ以而行刑最終

に變し易い亦理知的に處遇する方が總て容易かも知れないが其の效果は薄弱ではない歟それに反し情操的に處遇せば人間愛の眞味が發露し如何なる惡漢奸黠なる徒も報恩的精神の喚起を促すに足る即ち作業賞與金給與問題の如き後者應用の好箇の資料ではあるまいか

行刑法を按ずるに作業賞與金は釋放時に給與するのが原則であつて在所中家族扶助犯罪の損害賠償訴訟費用其他の理由により給與するのは例外であるが斯る願出ありたる場合は愼重調査して可成是を許し益々善行を保持せしむる事が肝要である卽ち彼等は人情味乃至廉恥心なく所謂親兄弟家族を思ふの念乏しき徒が多ひのであるから斯した人間味のある情緒の發芽せし機會に於て是を誘導敎化して善處せしめ其情操を增長せしむる事は給與事務の樞要なる事柄で而かも一大使命でなくてはならぬ然るに爰に注意すべきは刑務所をして出稼所視する觀念を彼等に抱かしめ且一般社會に齎すが如きは禁物である左に三實例を擧げて見たい

實例一、予の會計主任中取扱つた內で損害賠償の爲め給與を願出たものがある某は前科數犯で連續的に竊盜を爲し懲役十年に處せられ賞表一個を有し作業賞與金計算高も貳百圓位を有して居た賠償金は四件で六拾參圓餘で夫々警察の手を經て受領方を依囑した處が右の內二件は何れも本人の改悛の狀を賞揚し領收の意を表して來た內二件は右同樣賞揚し且餘りの殊勝さに全部本人へ寄附したき旨申出であり衆な好成績を得たそれで書信は敎務に廻付し敎誨を執行し賞ひしに本人も痛く肝銘し一層善行を保ち釋放時に臻つた

實例二、本件は當所の出來事ではない或刑務所のことで職務執行上上司よりの訓示の一つである是も亦竊盜數犯で家出後二十年來曾て音信せしことなく勿論家族等を思ふの念更になき徒であつたが偶々東京震災當時父戀しきの情禁し得ず二十年來の不幸を謝すると同時に家族扶助として作業賞與金若干の給與を仰ぎ送付せんと願出た當時某は行狀不良改悛の狀難認と其他の事情にて許可するに至らなかつた然るに其の後日ならずして父の訃に接したとき彼は失神するばかり驚愕悲しんだ而して作業賞與金給與の出來なかつた事を遺憾に思ひ當時係員の不親切な取扱を怨み幾度も愚痴を反覆し受刑者の通有たる偏屈一邊の徒に化し如何なる訓戒善方法も馬耳東風何等の效なくなり果てたとの事を聽かされた以上二つの實例より本問題を稽るとき職務上「慈悲寬大」と「自己反省」の箴言を座右の銘とし眞の行刑の徹底を期したく念願してやまない。

◇。。。

◈讀心術

橫濱　底野生

戒護看守は常に精神の修養、品性の向上に力めて、職に當らねばならぬ事は勿論であるが、收容者の精神を讀むといふことも忘るべからざるものにして、大いに研究せねばならぬ事と思ふ、然らばどうして收容者の精神を讀むことが出來るであらうか、私は、收容者の精神を知るには、種々あるが、主として其者の身體的表出を用ひるのである、元來人間は、心に變化があれば必

ず身體に及ぶのである、收容者の心に變化があれば、それは、知らず識らずに、外部的動作となつて表出せられるのである、俗に滿面朱を灌ぐとか顏色蒼然とか、靑筋を立てゝ怒るとかは血行の變化に依りて表出するのであるが顏の中で先づ重要なのは、眼である、眼の色の變ることが種々の場合にあるが多くは前述の場合に於ける變化に屬する、その外に眼には動き方があるこの視線の方向に依りて種々の心持が表はれるのである、上目といつて眼が隱れて居てしかも見て居る樣な場合は惡意を示して居る橫眼といつて眼に力を入れて、橫に見て居る樣な場合は、多く彼等にあることで、これも惡意を示して居る、同じ橫眼にも種々あるが大きな眼を、うつとりした細目にして見る橫眼もあるがこれは例外である、驚いた時には眼が大きく開かれその爲め眉は高く上り、額には、橫の、しわが出來る、此の外身體の動作に現はれて來る、例へば恐れの時はなるべく身を縮め且つ機會があれば逃げ出さうとする態度を取り、怒の時はその反對に拳を握りて將に敵を攻擊しようとする樣子をする、更に人間には、その精神發表の手段として種々あるが、その中でも主なるものは言語である、言語は或る程度までは、感情も表はし得るが主として思想を表はすものである、故に收容者の精神を看取しようとするには、顏面の表出から言語、及動作までを包含した全體の表出を見なければならない。殊にその機徵の點を捕へるのが人を見るの明であると思ふ。

◆懲罰執行に就て

京都　山朗

刑務所の規律維持の爲懲罰の存在を否む譯にはゆかないが私が刑務在職の七年間受刑者の受罰後の精神狀態行狀等を顧みるに始ど總ての受罰者が自暴自棄的に陷り再三受罰を繰返し意義ある行刑を臺無しにして所定の刑期を終り社會に出所するもの往々あるを見受く是れ全く行刑上遺憾に耐えない次第である私は此の弊害在る懲罰を可成避てより以上の效果在る方法を考究する爲自己の体驗談を聊か披露する次第である尙て私が在營時代孜々として軍務に精勵し相當認められ希望燦々たる時遇々突然の過失により受罰せらるべき運命に立至り號泣悲嘆涙は滂沱として袖を濕らしたのである然し或事情の爲め七日の取調期間を要し此の間過去を顧み將來を思慮し或は利己的に解釋し或は免れざる運命と悲嘆し鄕關を出ずる時の父母の俤や親族村人の見送杯走馬燈の樣に胸に犇々と浮び出て自責の感に耐えなかつた然る處其の翌朝愈々受罰の判決は下されたのである然し受罰は或種の觀念相生じ同時に初志の希望は奈落の失墜余も亦小人で在つた其の結果は反抗自棄の萠芽を來し光輝ある軍隊生活は何等意義無き結果に歸し今考ると誠に慙愧の至りである前述の如く取調期間は本人の過去將來を省み事案に對する反省悔悟等眞に貴重なる期間なるを信ず余の體驗談と刑務所の懲罰と彼此するは迂遠の謗を免れざるも其の歸する處は一であると思ふ故に余は考へる精神的に懲罰よりも效果多き取調期間を延長し最後に名刀の峰打ちを以て嚴戒赦免したなれば其の效果は懲罰執行の弊害を除き尙遙かに勝るものあるを確認す。

◆逆境

大分　飯田生

たまたま逆境に陷つた人は、精神上に種々なる影響を受ける事を免れない事である。これは逆境にある人々の常に注意しなければならない事である。

一旦逆境に陷つた人達の多くは直ちに逆境を恨み自分はかくまで努力して居るにも拘らずかかる逆境にある、もう努力する事はだめだ。

と徒らに憂へて逆境を切り抜ける事を考ふことなく、却つて自暴自棄に陷り、折角立てた希望も遂げず、終に墮落して一生を不幸にすごす者がある。一時の困難の爲めに自暴自棄となり之と戰ふ勇氣と智識とを缺くと言ふことは甚だ面白くない。

然して逆境に陷つた人が自暴自棄となるには概して短慮な人が多い、所謂隱忍持久することが出來ず、遠慮しない、短慮な人は直前の事實に拘束されてしまつて、一歩も先きを見ることは出來ない。從つて亂暴な心になり不心得な事をする。故に敎育を受けた人、又は經驗のある人は逆境に陷つたとて自暴自棄になるといふことは少い、無敎育な、經驗の乏しい內省心のない言はゞ若い人には、自暴自棄にかゝり易い傾向が多い。

兎角逆境に陷ると冷靜な心持を失ひ易いもので前後を忘却し只自暴自棄になり易い。かゝる人は自分の前途に對する希望が確乎としてゐないからである、自分に光輝ある希望があれば自暴自棄にならうとても、なり得るものではない。

◆初めての出張

滋賀　日生

古參者の方が出張されると一度行きたいものだと思つて居つた處思ひも掛けぬ去月廿五日突然彦根出張所へ被告人引取の爲め出張を命ぜられた、初めての出張なので恐しいやら喜しいやらで心一杯だつた日石山驛を午前八時九分發列車に乘つた。官服を着て乘車したのが初めてで流石の剛健な小生も乘客者の注目には赤面した、車中約一時間半は雜誌を見て出張所に着いた、同所では見學やら休憩所での話やらで約二時間を過ごし晝食後被告人を受取つて同所を發した、彦根驛では下車后直に歸りの切符を買求めておいたので、被告人を連れて到着するなり直に驛員に頼んで一般乘客より先にプラットに出してもらつた。

約二十分間待つと下列車が勢ひよく白煙を出して進行して來た、この時被告人が重罪犯人であつて悲觀し自殺でも考へて居る樣な人間であつたらその進行中の列車に飛込むかも知れない手錠が施してあるから逃走は出來得ないと安心せず本人の身柄を保護するのだと言ふ氣を持たねばならぬ事を感じた。

◇。。。

◆耐えざりせば

市ケ谷　すゞ蘭生

中庭の藤の古木がポカ〳〵と暖い春の惠みにしたりながら日毎に蕾を大きくしていく。もうじきにあの美しい優しい姿をして

勤務に疲れた私達を慰めてくれることだろう。高い塀にかこまれて何等美しい情緒やデリケートな情愛もなくたゞ威めしい肩章や冷たいサーベルの響の裡にともすれば殺伐な空虚にとらわれようとする私達の心にもこうした自然の有りのまゝな姿に見入つた時わ、あゝ春だなーと思はずつぶやかずにはいられない程春の情感が泉のように湧き立つてくる。若しこの藤の木が暴虐な風雨や霜雪の苦に耐へずして枯れてしまつたならどうだろうか？　あの美しい姿をして蝶や蜂を招くこともできないし、身も心も溶けるばかりな夏の眞中、玉なす汗をふきながら狭い休憩所の蒸し暑さから逃れて綠り濃き葦蔭に涼をねぎらふ私達の感謝の言葉もきくことは出來ないだろう。それと同じように私達もこうして藤の木に蕾が出たと、單にそれだけの考は捨てゝ、あの元氣な當こそ積雪の下に歩一歩と準備されてきた結果と考へたならば其の間多少なりとも私達の心に或る何物かの響を傳へてわくれはしまいか！　私達が不遇に泣き逆境に身を喘つこともこうして當から花えと進む事を前提とした不遇であり逆境であると考たならば不運や逆境こそ心を磨き實を結ぶに必要な糧となりはしまいかしらー丁度尺取虫が軀を曲げるそれ自身に進む事を含んでるようにー

今日私しは藤棚の下に立つてこんな事を考て見た。

◈春の訪れ

米子　碧空生

「春がきた」「春がきた」「何處にきた」「山にきた」「里にきた」「野にもきた」

かうした歌を調子よく唱ひながら、少年少女達が野邊の道行く頃となつた。

久しく凩と雪と寒さに閉されてゐた冬が、南の國から吹いてくる暖い風につれて次第と春光によみがへり、そこには「春の訪れ」といふことを、はつきりと我等の心境に與へられる。

暖々たる遠山の頂きは日毎に綠を增して、靄がかゝり、小川の水は温んでゆるやかに流れてゆく。木々の梢はふくやかにふくらみ、野邊の千草は若芽を盛んに萠え立たせてゐる。かくして天地萬有、ものゝ全てが歡喜と祝福に滿ち充ちたるが如き躍動をはじめてゐる。それは何といふ活々とした潑溂たる生の流動であらうか。

我等は「春の訪れ」に學ぶべきものが多い。それは恰も、かの萬象が旺盛なる意氣をもつて躍如せんとするが如き、或はとめどなく伸展せんとするが如き、志氣と精力を以て凡てに全力を傾注し理想の彼方へ突進しなくてはならぬ。』（昭和三、三）

◈靴音

市ケ谷　みのる生

氣持ちよいまでに晴れた日だ、惠まれた天候に今日の日曜の電車は大低滿員だ。

電車から降りて、私は小氣味よい午後の日光を背中に感じながらアスファルトの道を大股に歩いた。道行く人もまばらに、まちを遠く離れたこのあたりは靜かだ。

コトリ〳〵……自分の靴音がかすかにあたりに響いて、どこかのんきな日曜らしい心持ちにわれにもなく微笑ましいような自分になつてくる。

さつき乘換停留場で貰つた法學全集宣傳のマッチが、ポケットに突込んだ指先に感ずる。煙草に火をつけようかと考へながら尙も私は頸筋に感ずる心地よい温かさにいつかそれも忘れて、コトリ〳〵とたゞ自分の靴音にのみ聞き入りながら一歩々々歩みを運ぶのだつた。

◈京の高瀬川

京都　みうら

高瀬川は賀茂川の支水にして二條樋ノ口より分れ市の南郊竹田に於て本流に合し伏見に達し宇治川に入る天正十五年豐臣秀吉角倉了以に命じ五條以南に於て開鑿せしめしが。こは大佛殿建立につき材料運搬の爲めにして。二條より五條までは慶長十七年德川家康了意の請を容れ許可せしもの。翌年竣工せり。かくて二條より伏見まで小舟によりて百貨を運輸す。之を高瀬の曳舟と稱し川畔には楊柳梟々とし頗る趣致ありしが一時は電車道路擴築の際斬伐せしは惜むべし此の電車道を木屋町と云ふしかして其の電車道も昭和の今日は又元の通り廢線になり楊柳の間々に「アーク燈」の光まばゆし高川の三條通に架するを三條小橋と云ふ此の橋の東詰より南北に通じ高瀬川の東に沿ふ一街を木屋町と呼び俗に樵木町と稱す木屋町と呼ぶは慶長以來薪炭等を商ふ家多かりしを以て名を得しが。今は旅亭、貸席、割烹店等軒を並べ鴨川はその家々の東に流る亭榭水に臨み欄臺山に面し通常旅客の外低唱淺酌の客多くこゝに來て興をとる、また鴨涯の小洞天なり。

三、二、四

◈靜岡賤機詠草會

小女子かかめにいけたる梅か枝のはなより先にほゝゑむや誰

文平

春雨になやめる花のをしまれてかめにいけけり梅の一枝

皓月

うくひすもひと枝はゆるせ梅の花めつるあまりに手折るなりけり

選者　素里

うくひす今日も來鳴すうめの花さけと來鳴ぬ鶯は何處ぞ春にあこかれぬらむ

蘇雪

ちる花のはかなきよりも淡雪のはやくきゆるそあはれなりける

澤濤

またきさく花と見えしは梅か枝につもれる雪のよそめなりけり

蝶月

あまりにもつもらは花やおくれなむこゝろしてふれ春の淡雪

蘇山

◈新潟刑務所時習會句稿

銀波報

雪井まで昇れや辰のいかのぼり　秋風吹門叩けば留守でなかりけり　新水

鍋焼きを土間に呼び込む余寒哉　香峰

愛子なくせし懷ろ廣き余寒かな　入舟

買ひ溜めの炭たきあげし余寒哉　佳月

梅鉢を日向にづらり並べけり　月笑

雪解けの泥をいとふて廻り道　金鈴

雪解けや露の濛見えだす小川端　喜風

捨てゝある馬の草鞋や春の草　銀波

若草や手綱延した馬子の情　斜月

赤鳥居初午毎に增しにけり　紫水

子雀や口を揃ひて開きけり　長風

雀子に豆鐵砲向けた男の子　靜湖

◈名古屋双葉會句稿

見鶴報

露の寒餌あさる鶏の逸りかな　吐月

椿落て水輪廣がる淀みかな　望洋

暖かな野に乳母車置かれあり　除雲

寶物を見て出る寺や白椿　文水

戀猫の吐く息白し塀の上　萍村

露の臺腐葉もたげて藪木の根　葛葉

畑を打つ鍬先に觸る小石かな　曠月

暖かや砂なぶる子の掌鈴人

畑打しうねかげにある班雪　秀峰

降る雨に濡れて美し玉椿　清風

刑政第41巻第5号
矯正図書館

山椿赤々と照る寺の家根　角人
暖かや舟ゆるやかに水尾長く　曉星
瓶の椿の晴き座敷を通りけり　友聲
淡雪のまばらにあるや露の甍古樂

◆豐多摩水無月會句稿

（廣陽報）

若草の色を深めて朝の雨一灯
泡たてゝ濁る雪解の流れ水巴波
南縁に若草とりてまゝ遊び曉星
雪解けて廻り初めたり水車晴風
氣はせけど解ける雪路や下駄重し楠山
雪解けてほめく大地となりにけり雅房
雪解や始めて下る筏舟默庵
若草の又生えしげる庭の隅果山
雪解の底より出し芥かな東浪
雪解けてぬかるみ深き車跡ごん坊
春の灯や江戸生粋の柳ばし　榮山
春の灯に障子に舞へる影一つ雷山
春の灯の影を砕いて舟下る金波
雪解けて背までよごれし小犬哉廣陽
若草に明るき雨の光りかな凉風
自動車を路次に避けたり雪解道　堯秋
雪解けてむさくるしきや塵の山玉鳳
春の灯にうつら〳〵とまどろみぬ庭葉
若草にそゝぐ朝の雨親し虹峯
雪解けて色めきわたる野山哉山鳳

夜櫻や池に灯のかけ花の影　新義洲　古泉
春雨の一とふり毎に木の芽哉　〃　弦月
春の宵カルタの客でふかしけり　臺南　九穗
春の月榎の地藏狐つら　秋田　淡海
母性愛美しく雛飾りけり　晋州　はやし
聲かすむ初鶯や今朝の雨　米子　碧空
病床に爪をながめて春を待つ　晋州　あらた
雪解けて掛茶屋出てし峠かな　新潟　銀波
轉を聞くやし山家は煤障子　下關　玉秀
春の日に粗種選ぶ翁哉　〃　指月
長閑さや孫の手引て磯歩行　〃　藤丸
草棟に一八芽吹く春日かな　〃　無月
暖かや駒飛び刎る土手續き　〃　愛山
土筆摘むやその數競ひつゝ　金泉　石花
花咲て都の友へ便りかな　金泉　裾花
酒倉に蜂の巢一つ見付けけり　長野　初心

俳句募集

毎月募集
題當季隨意

畑を打つ白衣の人や長煙管　新潟　諸橋
上り行く人の心や花の山　新義州　芳勝
水溫む小川に駒を洗ひけり　臺南　二木
鶯の谷間に惜しき初音哉



この月の花園藝

夕顏

播種。朝顏と同樣に、夏の凉味をそゝる花物としてよいものである。播種方法、管理方法は朝顏と同樣であるが、これは朝顏より發芽が困難のものであるから、播下する種子を選ぶ時、健全な、種皮の白色のものばかりを、選出しなければならない。

菊

の挿木。大菊種や中菊種の、少數枝仕立のものには、今挿木法が採られるが、下旬に行へば最も都合がよい。方法としては、よく發育した枝の先端部を五節位に切り、下部も節の直下から切り直して、三寸位の深さの箱に鹿沼土を盛つて、下部の葉を前除して、二節を挿入して充分灌水してやればよい。挿穗として先端部を用ひたものほど發根は容易であるが、多數の苗を要求する時や貴重な種類の繁殖をはかる時には、二節か三節に穗てを切斷して挿穗としてやつてもよい。挿終つたものには日覆ひを數日間施しておいてやるが、又灌水に氣をつけてやれば二三週間て立派に發根してくる樣になる。發根したものは直に小鉢に移殖して、肥土中に肥培しなければならない。

ダリヤ

の管理。先月植込むだダリヤは、地上に芽を出してくる樣になるが、芽の週圍五寸位の距離に淺溝を堀つて、液肥を施してやるとよい。又新芽が害蟲類に喰ぎわから食害されぬ樣注意してやる事も大切である。

カンナ。

ダリヤと同じく植込むだ球からは、地上部に發芽が見られる樣になるが、花の美しさと、葉の雄大さに、廣い庭を持つてゐる者には、夏の花壇内によいものである。花色にも、白、黃、樺、赤絞り等種類もなか〳〵に多い。

春蒔き草花

の管理。三月に播下した草花はかなりに發育して來てゐるが、上旬のうちに新しい苗床に移植してやるとよい。移植は夕方曇天無風の日をえらんでやればよく、各苗は四五寸の距離に、根鉢をつけゝ植込むでやる事が大切である。このまま苗床内に開花させてもよいが春花壇の終花した後に、直に植込むでやつてもよい。

織物の色どめ法

最近日本の織物の中には、惡い染料で染めた不完全な織物が多いので、これらのものを洗濯する前の色留法を御參考までに、

◇綠色、青色、紫色、藤色の捺染物の場合、一オンスの明礬の粉に、十匁の食鹽を水二升の割合に混合し、其の溶液中に二十分間ひたしたる後洗ひ、よくすゝぎ蔭干とするのです

◇赤色及時色、赤白綠黑の混合色、茶色、濃黃色、タンカラ（チヨコレート色）等の場

合、十匁の食鹽に茶呑茶碗一杯の酢を水二升の割合に混合し、溶液中に二三十分間ひたしたる後、洗濯するのです。本液はそのほか類似せる系統の縞、柄、及紫色にも應用する事が出來ます。

◇黒地に白の混染物及黒地と白地の縫ひ合せ物の場合、二十匁の食鹽を二升の水にて溶液を造り液中に二三十分間浸して洗ひ、蔭干とするのです。但し黒地のみにて捺染となしたる物は、洗濯の際其色留めが困難です。其の場合二三十匁の食鹽を水二升の割合に入れそれに二三グラムのテレビン油を混和し、二三十分間浸したる後洗濯するのです。

◇薄黄色、薄茶色の場合、五匁の食鹽に濃厚なるコヒー十グラム(煮汁)を水二升の割合に混合し其の溶液中に二三十分間浸したる後洗ふのです。

以上は何れも簡單で家庭で直ぐ實行出來る事です。別に洗濯に際し石鹸を掛ける事も差支なく、又或物は却つて眞い漂白ともなるのです。但し染色物を溶液中に入れたる際縞、模様のくずれるおそれがあります故に、手にてまぜ返す樣な事なく、靜かに時を待つ事が肝要です。

注意すべき 食器中毒

食料品に對する注意は衞生思想の普及と共に大分理解されて來ましたが、食器に對してはまだ遺憾なところがあります。先年も古電柱を材料とした杉ハシを使用したところ、多量の硫酸銅を含んで居たゝめ猛烈な中毒症狀を起したことがありました。まづ食器をわけると木製、金屬製、陶器製になりますが、この中木製品は大体において有害物を含む場合は少いのですが、着色、加工したものには有害なもので塗つてあることがあるから注意せねばなりません。金屬製の場合は特に銅器は注意が必要であります。銅がはだかになつて居るものは常に磨いておかぬと綠青がわいて、そのまゝ使用しますと食物にとけ込んで思はざる中毒を起すことがあります。惡いシロメも毒です、銅にシロメがかけてある時は、シロメはスゞと鉛の合金ですから鉛量の多いシロメは矢張有毒であります。即ち大体において五パーセント以上鉛を含んで居るシロメは衞生上有害とされて居ります。シロメの中の鉛分の多い少いを見分けるには白紙でシロメのところをこすり、紙に黒くつくようなのは鉛分が多量の証據であります。なほホーローをかけてあるやうなものにも鉛分の多いものがあるから注意せぬばなりません、青くて淡い陶器が安全、陶器も安いものはよく鉛を含んだウワグスリを使用したのや鉛を含んだ原料で模樣を書いたものがあります、大体海老茶色の模樣とか、赤、黄色などの強い色彩いものは危險です、また見てやわらかさうな五錢十錢位の湯のみなど鉛の多いウワグスリが使つてある場合が多く、これらの鉛は次第に溶け出て來ますから危險な食器であります、陶器製の食器で安全なものは大体青い淡い唐草模樣のものなどであります。

病人用具 これだけは備へておきなさい

病人が出ない家庭は殆んどないといつてよい。就ては病人用具の備へは必要で、これだけは是非備へたいものです。

▽檢溫器。舶來品和製品共その種類は澤山ありますが家庭用として備へるには五分計位が手頃で水銀を振るときの注意が大切で使用後も一度振つておろしておかなければいけない。

▽水嚢。水枕　どちらもゴム製のもので丈夫取扱ひがよい、用ゆる時は氷六分に水四分位にして空氣を入れないやうに口を締めます、使用後は日蔭に逆さに吊るして中の水氣濕氣をとることです。

▽湯たんぽ。瀬戸物、金屬製でも結構ですが値段の相違でゴム製が至便です、使用の時むき出しにせず布を巻くのは外の湯たんぽ同樣です。

▽灌腸器。練習すれば誰にでも容易に出來ます、使用後よく水で洗つて、尖端を脫脂綿で包み綿を敷いて箱の中に入れます。

▽洗濯用器。この頃は携帶用の簡便なものが賣られてゐます。全部ゴムで至極簡單に洗滌出來る。

▽液壺。これは使用後の消毒が必要です。

▽水藥呑み。一個十七錢位で賣つてゐます。

▽床擦除け。ゴム製で環狀褥が理想的で十使用方法や使用後は水枕同樣後に葛粉をまぶしておきます。

▽吸入器。大てい金屬製のものですから錆させないやうに注意が必要です。

洗濯と雨 その時の處置

お天氣を見てお洗濯をするのはもちろんですが、それでもまだ乾かぬ内に降られたり、しかもそれが二日も三日も長く晴れぬことがあります。そのときに適當に處置しないと折角の衣類や洗つたものをすべて台なしにしてしまふことがあります。

◇

まだ洗つてゐる時に雨が降つて來たのなら、洗濯を中止し白いものと色のものとを別々にし水をたつぷり入れた盥の中につけておき、一日二回以上水を替ますと臭くなりません。

◇

生乾きのものは早く臭氣を發します、そのものは清水にそゝぎ、事によつたら、洗ひ直します。熱湯を通すと大抵の臭氣もとれます。また糊をつけたものはそのまゝにして置きますとかびが出ますから、一時糊をおとし、水桶にうかしておきます。

◇

ついでに雨のしみぬきを一二申上ます。普通の雨のしみぬきはグリセリンを水にとき、その中で洗つて水すゝぎをするので目的を達します。

◇

もしセルなどであつたらしみもあぶらも、リスリンと醋酸五六滴をたらした水のなかで裏質の石鹸で洗ひ乾かし、霧をたつぷりふき濕して強いアイロンをかけます。

竹の子の抜くあく

竹の子をゆでるには、皮のまゝでも皮をむいてからでもよいが、ぬかを入れた微温湯で三十分余り煮て、引き上げるとすぐに水につけてしばらく置く、この時に縦に二つに切つて浸ければよくあくが抜ける。穂先にが味のあるのを取るには、ゆでる時に丸のまゝの唐辛しを三つ四つ入れるとよい。

矯正図書館

▽△會報△▽

第十九回刑務官練習所卒業式

＝三月十四日に擧行＝

第十九回刑務官練習生の卒業式は三月十四日午前十一時から第一講堂で行はれ、當日小原司法次官、牧野大審院長、小山檢事總長、田中地方裁判所長、岡部、正木、池田、森山の四書記官、芥川當生官、有馬、大野、佐藤、根本各刑務所長其他多數參列された、先づ住江主事開式を告げ、次で卒業證書(五十四名)を授け井成績優等者中左の四名に賞品を與へられた。

水戸　看守　岡田悌一
光州　看守　和田義一
晋州　部長　大石泉
宮城　看守　阿部友藏

さうして松井練習所長は

訓示をした

來賓各位、講師各位の御臨場を得まして、本日茲に第十九回の刑務官練習所の卒業式を擧ぐるに至りましたのは、本練習所と致しまして非常に光榮と存ずる次第であります。

さて卒業生諸君、諸君は昨年の九月、諸君の懐かしい御家庭を離れまして、御入所になつたのであります。爾來六ヶ月、其間に於きまして諸君は講師各位の懇篤熱心なる御教授と、又行政事務に關係あります各種の新しき施設の見學とに依りまして、今日茲に最新の行刑に關係する知識を得られたといふことを證明さるゝのであります。今日諸君の卒業證書を得られましたといふことは、此六ヶ月間に於ける諸君の努力の結果でありまして、諸君の榮譽は洵に當然のことでありまするが、諸君の榮譽と共に、諸君を選拔して出しました各刑務所の名譽といふことも思はねばならない次第であります、又當練習所と致しましても茲に新に數十名の新しき知識を得られたる刑務官を全國の刑務所の實務に從事せしむることを得たといふことに付きましては非常に喜ばしい次第であります。殊に本年の練習生諸君に取りましては特に一つ練習所として御喜びを申したいことがあるのであります。それは最近數年間に於きまする練習所と致しましては、時には色々の故障があつたのであります、或は多數の流感の患者を出したことがあり、或は結核患者を相當の人數出したことがあります。又場合に依りましては素行上いがゝはしい行動を取つた人も出したことがあつたのでありますが、本年の練習所に於きましては是等の事故は一切ありませず、皆さんが至つて元氣であり、至つて眞面目であつて、本日打揃ふて目出度茲に卒業の席に列することを得たといふのは練習所と致しまして非常に有難く存じ、非常に滿足に存する次第であります。諸君は本日只今より實質上から申しますれば行刑に關する最新の知識を得られたといふことを證明さるゝのであります。それと共に之を形式上から申しますれば、諸君は今後刑務官として立つて行き、刑務官の形式の上に於て一種の非常の意義有る所の資格を得られたといふことになるのであります。それは申す迄もありませぬが、諸君は在來は刑務官としては最も下級な看守の地位であつたのであります。又是までは看守以上に登ることは出來なかつたのであります。然るに本日只今より致しましてもう

一歩進み

まして監督の地位に立つべき看守長の資格を得られたのであります。看守長の資格から進んで典獄補となり、典獄となれるやうになり、之を官等から申しますれば、在來は判任待遇の資格であつたのでありますが、今後は判任官となり。奏任官ともなり、今日の官制に於きましては勅任官待遇ともなることが出來るのであります。併し是は當然此卒業に依つて總ての諸君が其地位を得らるゝ譯でありませぬ。之を實際の上からいひますれば、諸君が其地位を得るや否やといふことは、諸君の今後に於ける努力如何に依るのであります。勿論此六ヶ月間に於ける諸君の成績といふものは全然關係がないといふ譯ではありませぬが、如何に優秀なる成績を得られた御方と雖も、諸君の努力が今後之に伴はなければならぬ。又此成績が如何に良くなかつたと致しましても、今後諸君の實際上に於ける努力が之に伴ふ場合に於ては、優に成績の良くなかつたことを補ふて、他の成績優秀なる人よりも先に選拔されまして、文官の登庸に入るといふことが出來るのであります。此邊から申しましても、此資格は一片の資格であると共に、今後の努力如何に依つて此資格をば意義あらしむるや否やといふことが岐るゝことになるのであります。

今日まで

の實際の例を申しますると、隨分練習所を卒業された御方々の中で、卒業前に於ける態度と卒業後の態度とは隨分變る人があるといふことを耳にして居るのであります。例へて申しますれば、卒業したといふ一事を以て直ぐさま看守長に任命されたかの如き考へを

御起しになる方がある。甚しきに至りましては、卒業證書を頂戴すると直ぐ其足で看守長の制服と制帽を買つて、得意になつて御國に御歸りになつて、さうして本人の考は明日でも明後日でも必ず自分は看守長に任官さるゝと思つて居つた。所が二年經つても三年經つても看守長の任命がない、遂に同僚に對しても申譯がないといふやうなことで、自分から自分の身を苦しめる御方もあつたといふことを聞いて居ります。又在來は非常に溫厚篤實な看守であつたに拘らず、一度び此練習所を卒業して御歸りになると、其態度といふものがすつかり變つて、同僚に對し、部下に對し、傲慢無禮になつたといふ非難も往々聞きます。又收容者に對する態度も在來とは餘程變つたといふ非難も聞くことがあります。諸君は今後監督官としての資格を得られたのでありますから

今後の　諸君の態度は如何になすべきか、又收容者に對する態度はどうすべきであるか、所遇の根本義は何れに在るかといふことに付きましては、玆に審かに私から申上げなくても、六ケ月間に於て諸君が各方面から御研究なすつて居らるゝでありませう。兎に角今後に於ける諸君の態度は刑務所内に於ても亦社會からも注目される位地に在りますから、大に態度を改め、又一面に於て大に努力されるといふことが必要だらうと思ふのであります。

諸君は是より各々其任地に御歸りになりまして、どうか自重自愛されまして、今日六ケ月間に修得されました所の其知識經驗といふことを土臺と致しまして、十分此上とも御研究御研鑽あらむことを切望して止まない次第であります。本年は日本國民と致しまして最も慶賀し且つ記念すべき御大典を行はせらるゝ年であります。此年に際りまして諸君は刑務官として記念すべき一時期を劃すべき資格を得られたのであります。どうか此記念すべき諸君の地位を無益ならしめないやうに、一片の形式に終らしめないやうに、今後十分奮勵努力せられむことを希望して止まない次第であります。之を以て御挨拶と致します。

續いて佐々木秘書課長は

司法大臣の祝辭を代讀した

行刑ノ本旨ハ其ノ舊ヲ棄テ、其ノ新ヲ開キ醇良中正ノ臣民トシテ其ノ所ヲ得シムルト同時ニ累犯ヲ防遏シテ國家社會ノ公安ヲ維持セントスルニ在リ然ラバ則チ刑罰ヲ以テ單純ナル應報トナスコトナク更ニ健實ナル刑事政策ノ要求ニ基キテ受刑者ノ性格ヲ陶冶シ殊ニ改過遷善ノ實アル者ニ對シテハ既往ニ於ケルガ如キ社會ノ偏見ヲ打破シテ速ニ良民ニ復歸セシムルノ方途ヲ講ゼザルベカラズ特ニ最近ノ如キ經濟界ノ不況ニ件ヒ思想ノ動搖セル時代ニ於テハ深ク思ヲ此ニ致シ極力其ノ敎化ニ努ムルノ要アルコト論ヲ待タズ然ラズンバ行刑制度ハ其ノ存在ノ根據ヲ失フノミナラズ却リテ人道ノ要請ニ反スルモノタルニ終ルベシ是レ行刑事務ノ國政上頗ル緊要ニシテ刑務官ノ職責ノ重大ナル所以ナリ

本所是ニ鑑ミ年々刑務官ヲ練習シテ此ノ必須ノ要求ニ應ジ其ノ成績ノ頗ル佳良ナルモノアルハ已ニ公知ノ事實ニシテ今ヤ第十九回ノ練習ヲ畢ヘ本日ヲ以テ其ノ修業式ヲ擧行スルニ至レリ蓋シ諸子ハ全國幾多ノ刑務所ヨリ簡拔セラレテ本所ニ入リ所長以下各講師ノ熱誠ナル指導ノ下ニ半歲研磨ノ功ヲ積ミ是ヨリ將ニ其ノ任地ニ歸リ各其ノ履修スル所ヲ以テ之ヲ實地ニ應用セントス惟フニ刑務官ニ最モ尊重スベキハ其ノ品性ノ高尚ナルニ在リ諸子ガ廉潔身ヲ持シ恪勤事ニ當リ情實ヲ以テ法規ニ拘ケズ而モ收容者ヲ遇スルニ誠意ヲ以テシ自然ニ他ヲ同化スルノ人格アルコトハ予ノ夙ニ信ジテ疑ハザル所今之ニ加フルニ新ニ得タル智識ヲ以テスレバ優ニ收容者ヲ薫蒸シ其ノ職責ヲ盡スニ於テ綽々乎トシテ餘裕アラム予ハ切ニ之ヲ諸子ニ期待スルト共ニ又窃ニ欣快トスル所ナリ冀クバ躬行實踐進ンテ一世ノ規範ト爲リ以テ行刑ノ本旨ヲ貫徹セラレンコトヲ聊カ所懷ノ一端ヲ述ベテ本日ノ式辭ニ代フ

昭和三年三月十四日　　司法大臣　原　嘉道

次に來賓總代として牧野大審院長の祝辭演說あつて、

練習生總代は

答辭を讀んだ

第十九回刑務官練習所卒業證書授與式ヲ擧行セラルゝニ方リ閣下並ニ諸賢ノ光臨ヲ忝フシ生等ノ前途ニ對シ御懇篤ナル祝辭ト奬勵ノ至言ヲ以テ誨ヘラレマシタ生等ノ光榮之ニ過ギルモノアリマセン顧ルニ昨年九月上旬諸賢ノ推挽ニ依リ練習所ニ入リ爾來練習所長閣下並ニ講師各位ヨリ行刑ニ必要ナル學科ニ就テ新シキ知識ヲ授ケラレ且ツ實地見學トシテ都市ニ於ケル刑務所特殊少年刑務所又最近ニ設ケラレタル少年審判所矯正院其他關係諸機關ノ事務ニ關シ各專門的指導ヲ受クルヲ得タルハ生等ノ最モ欣幸トスル所デアリマス

熟々考ヘマスニ何事業ト雖モ清廉ナル人格ニ加フルニ豐富ナル學識ト經驗トヲ以テスルニアラザレバ其ノ達成ヲ期スル事能ハザル事ハ申スマデモアリマセンガ行刑ノ事ニ於テハ此ノ要素ヲ具備シナケレバ目的ヲ達成スルコトハ出來ヌノデアリマス殊ニ經濟界思想界ノ情勢ハ刻々ニ變動シテ歸嚮スル所ナキガ如キ今日ニ於テハ行刑事業ノ上ニ種々ノ影響ヲ受クルコトが甚大デアリマシテ日一日ト事が複雜ニナルモ亦已ムヲ得ナイコトデアリマスカラ此ノ趨勢ニ順應シテ行刑事業ヲ遂行セントスルニハ一層益々優秀ナル人格ト學識經驗トヲ要スルノデアリマス練習所ノ設ケラレタルモ講師各位ノ御敎訓モ此ノ要求ニ副ハシメタイトイフ御趣旨ニ外ナラヌト存ジマス彼ヲ思ヒ此ヲ考ヘマスレバ生等ノ責任ハ極メテ重大ナルコトヲ感ズルノデアリマス生等ハ果シテ其責任ノ完フシ得ルヤ否ヤヲ憂フルノデアリマス唯々渾身ノ誠意ト最善ノ努力ト

ヲ以テ其ノ本分ヲ盡シ一ハ以テ行刑事業ノ一端ヲ稗補シ一ハ練習所長閣下竝ニ講師諸賢ノ御洪恩ノ萬分ノ一ニ報ヒンコトヲ期シマス玆ニ卒業生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ以テ答辭ト致シマス

昭和三年三月十四日

第十九回刑務官練習所卒業生總代

水戸刑務所　看守　岡田悌一

これで式を閉ぢ、一同司法省の玄關前に於て記念撮影をした。時に正午過ぐる三十分。

第一回教師講習會終了

＝三月廿日に修了式＝

第一回教師講習會は三月二十日午前十一時三十分から第二講堂に於て終了式を擧げた、佳江主事開式を宣し松井會長から修了證書（十九名）を授與し、次に會長は簡單に訓示を述べた、

本日は第一回の教師講習を了りその修了式を擧げることになりました、諸君に修了證書を授與するに至つたことは私として誠に喜ばしい次第である、この講習の趣旨に就ては開所式に當り述べた通りであるが、これが成績の如何はこの第二回を開くかどうかといふことに大なる影響を及ぼすものであるから、諸君が眞面目によく研究せられたことは實に欣快とする次第で、偖か一ケ月に滿たぬ期間に於て多くの學科と見學を致されたのであるから充分とは申せないであろうが、兎に角教育上についてこれ丈けの修業を積まれたのであるから研究の土臺を作り得たことは疑はない、今後十二分の研鑽を致されるならば、諸君の執務振の上に從來とは何等か差別がつかなければならない、でなくばこの講習の効果はない譯である、この效果を擧げるや否やは諸君の責任感に訴へる外はないのである、夙に應報刑の時代は過ぎ去て目的刑になつた今日、今後の刑務所は刑罰とか拘禁とかいふ時代でなく、教育すべき時代が來て居るのであつて、教育が行刑の生命である、即ち刑務所は教育場であらねばならない、殊に少年刑務所に於てその然るを知る、終始教育を重要の地位に置かねばならぬ、少年法は生れ不定期刑を採用せられるやうになつて居る、實際の行刑はこの不定期刑を措て他にないと思ふのである、されば教育に從事する諸君に期待してこの方面に一段の進歩を望むものである。

了つて修了生總代の答辭あつて正午式を閉ぢた。當日の來賓は岡部、池田、正木、森山各書記官、芥川衛生官、有馬、大野、根本各刑務所長等であつた。

答辭

本日玆ニ第一回教師講習終了ノ式ヲ擧行セラルヽニ際リ閣下竝ニ諸賢ノ貴臨ヲ辱フシ加フルニ懇篤ナル訓示ヲ賜ハル感激ノ至リニ堪ヘズ生等ノ光榮焉ンゾ之ニ過ルモノアランヤ生等職ヲ敎化ニ奉ズルコト久シト雖モ淺學菲才ニシテ未ダ功績ノ見ルベキモノナキハ衷心常ニ慚愧トスル所ナリ圖ラザリキ今回還バレテ第一回講習生タルノ榮ヲ荷ヒ親シク閣下竝ニ講師諸賢ノ懇篤ナル指導薫陶ノ下ニ講ヲ了シ加フルニ社會實狀ノ見學ニ因リ朦ヲ啓キ智ヲ進メ得タル處蓋シ大ナリ

願レバ思想界ノ混亂ト財界ノ不況トハ益少年犯罪者ヲ續出底止スルナキガ如シ此秋ニ當リ少年敎化ノ任ニ携ハル生等ノ責重且ツ大ナルヲ加フ今ヤ各任ニ歸ル暢者ノ感ナキ能ハズ學記ニ曰ク學然後知不足　敎然後知困　知不足然後自反也　知困然後能自強也ト生等不敏ヲ以テ雖モ今後實務ヲ執ルニ方リ自ラ反シ自ラ意ヲ强フシ閣下ノ訓辭ヲ体守シ一誠事ニ從ハヾ庶幾クハ期待ニ負カサルコトヲ得ン講習生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ述ベテ奉答ス

昭和三年三月二十日　第一回教師講習生總代　山本彌四郎

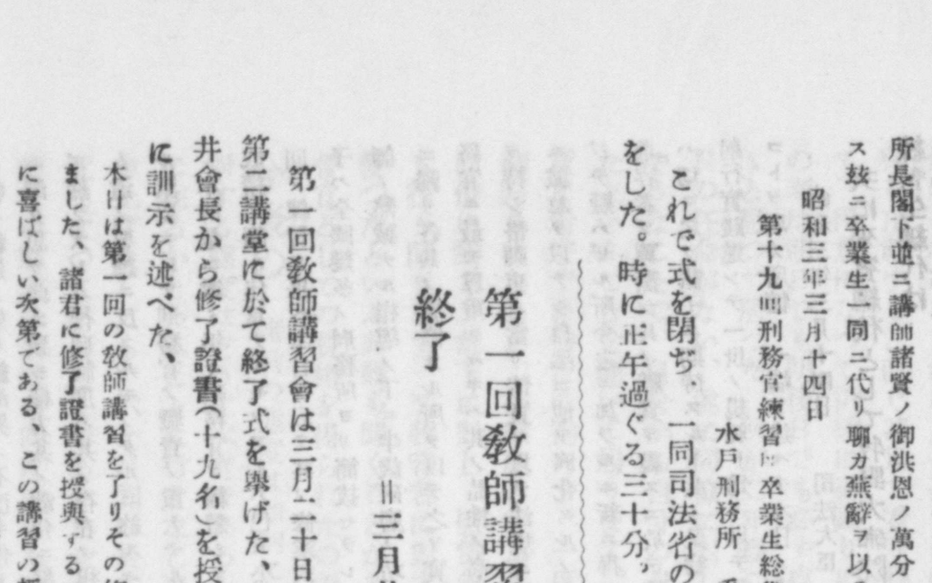
○寄附

本會基本金寄附金、本派本願寺執行長足利瑞義氏の七千圓の內第三回分の金壹千圓を去る三月領收した。

朝鮮總督府行刑課長土井寛甲氏は令息を失はれその中院明けとして刑務事業の爲金一封を本會へ寄贈された。

○茶話會

本會例會三月の茶話會は十七日午後二時から第一講堂に於て開き伯爵二荒芳徳氏を聘して「國家の己性」なる題下に有益なる講演を拜聽した。その筆記は追て本誌に連載します。午後四時散會。



教師講習會終了式
に於ける記念撮影

刑務令規

○司法省令

（昭和三年三月九日 司法省令第一號）

未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則左ノ通定ム

未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則

第一條　刑務所長ハ營業トシテ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指定スルコトヲ得

第二條　刑務所長ハ必要ニ因リ司法大臣ノ認可ヲ受ケ刑務所内ニ於テ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ指定スルコトヲ得

第三條　前條ノ場合ニ於テハ左ニ揭クル物品ニ限リ其ノ販賣又ハ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

一　菓子、果物、麵類、茶、珈琲、清涼飲料水、仁丹其ノ他ノ清涼劑

二　用紙、石鹼、齒磨用品、婆揚枝、文房具、書籍、郵便葉書（私製葉書及繪葉書ヲ含ム）郵便切手、印紙、手拭、風呂敷、シャツ類、食器及調髮用具

刑務所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ品目ヲ增減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スヘシ

第四條　刑務所長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ニ揭クル物ノ外机、座蒲團、卓子及椅子幷花卉ノ販賣又ハ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條　第三條第一項第一號ニ揭ケタル物品ハ時々醫師ヲシテ之ヲ檢査セシムヘシ

第六條　刑務所長ハ刑務所ノ紀律又ハ衞生上必要アリト認ムルトキハ自辨物品ノ購入又ハ使用ヲ禁止シ若ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第七條　收容者第三條ニ揭ケタル自辨物品ノ購入又ハ使用ニ關シ紀律ニ違反シタルトキハ情狀ニ因リ十五日以内其ノ購入又ハ使用ヲ停止スルコトヲ得

第八條　自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　自辨物品ノ種類、品目其ノ他ニ付テハ刑務所長ノ指示ニ從フコト

第九條　自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者前條ノ規定ニ違反シタルトキハ刑務所長ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

○司法省訓令

（昭和三年三月五日 行甲第三四二號）

明治三十七年三月監甲第一四五號食料表及獻立表樣式中左ノ通改正ス

速且親切ヲ旨トスルコト

二　飲食物、食器等ハ消毒其ノ他適當ノ方法ニ依リ常ニ之ヲ清潔ナラシムルコト

三　自家又ハ近隣ニ傳染病發生シ又ハ發生ノ疑アルトキハ速ニ其ノ旨ヲ刑務所ノ長ニ通報スルコト

四　調理場其ノ他自辨物品ノ取扱ヲ爲ス場所ハ隨時刑務官吏ノ檢査ヲ受クルコト

五　自辨物品ノ種類、品目其ノ他ニ付テハ刑務所長ノ指示ニ從フコト

收容者食料表及同汎例中左ノ通追加ス

十九、增食ノ一部ヲ甘藷又ハ麵類ヲ以テ代用シタル場合ハ食料別人員米麥合算石數及給與人員累計中米麥ノ各相當欄ニ朱書再揭スヘシ

二十、常菜欄中餅赤飯及前項ノ主食代用品ハ朱書スヘシ但シ普通菜品ト同一品目アルトキハ其ノ欄ニ朱書再揭ノコト

收容者食菜獻立表及同汎例中左ノ通改ム

一、獻立表ハ一旬毎ニ調製スヘシ

四、菜品價格欄ハ其ノ獻立期間內ニ於ケル各品目ニ付豫定價格ニ依リ記載スヘシ

八、增食ノ一部ヲ甘藷又ハ麵類ヲ以テ代用スル場合ハ主食代用欄ニ記載スヘシ

九、菜品欄ハ主タル品目ノミニ限リ常例ニ屬スル味噌醬酒ノ類ハ記載ヲ要セス但シ肝油煮干等臨時給與スル場合ハ本欄ニ記載スル外菜品給與準備考欄ニ其ノ一人量ヲ記載スヘシ

十、年四季ニ分チテ各其ノ一旬中ニ於ケル榮養價ヲ算出シ左ノ例ニ依リ備考欄ニ記載シ尙品目別榮養價計算內譯書ヲ別紙ニ作成添附スヘシ

（別紙略）

（昭和三年三月五日 行甲第三五三號）

大正十三年十一月行甲第一七九八號訓令少年受刑者收容區分中左ノ通改ム

「姫路少年刑務所」ノ項但書中「德島」ヲ削ル

○會計課長行刑局長通牒

☒修繕費旅費流用認可ヲ要スル件

依命通牒

（昭和三年二月廿九日 行甲第二六五號）

豫算科目中項內各目間ノ流用ハ差支ナキ儀ニ候ヘ共整理上ノ都合有之候條爾今事務費ノ項中各所修繕費ヨリ他ノ費目ヘ流用ノ場合及他ノ費目ヨリ各所修繕費內國旅費ノ目ヘ一年度ヲ通シ百圓ヲ超エ流用ノ必要生シタル場合ハ其ノ事由ヲ詳悉シ認可ヲ經ル樣

御取計相成度候

追テ大正五年四月監甲第二六三號通牒ハ自然消滅ノ儀ト御了知相成度候

（昭和三年二月十四日 行甲第二三四號）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候間御了知相成度候

（甲號）

豐受第一三五號　昭和三年一月二十八日

司法省行刑局長宛　豐多摩刑務所長

寄贈ニ係ル收容者看讀用書籍處理方ノ件伺

本月二十一日付行甲第八〇號ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候處寄贈ニ依ル書籍カ審査ヲ經タル看讀書類ト同種類トアルハ廣ク其內容略相同シキ書籍ナレハ差支無之儀ニ候哉或ハ其著者及書目共審査ヲ經タル看讀書籍

○行刑局長通牒

◈寄贈ニ係ル收容者看讀用書籍處理方ノ件

（昭和三年二月十四日 行甲第二三四號）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通回答致置候間御了知相成度候

（甲號）

豐受第一三五號　昭和三年一月二十八日

司法省行刑局長宛　豐多摩刑務所長

寄贈ニ係ル收容者看讀用書籍處理方ノ件伺

本月二十一日付行甲第八〇號ヲ以テ標記ノ件御通牒相成候處寄贈ニ依ル書籍カ審査ヲ經タル看讀書類ト同種類トアルハ廣ク其內容略相同シキ書籍ナレハ差支無之儀ニ候哉或ハ其著者及書目共審査ヲ經タル看讀書籍

ト同一種類ノモノノミニ限ル儀ニ有之候哉
聊カ疑義相生シ候ニ付何分ノ御回示相煩度
（乙號）
行丙第一八六號　昭和三年二月十四日
豐多摩刑務所長宛　司法省行刑局長
寄贈ニ係ル收容者看讀用書籍處理
方ノ件
一月二十八日豐受第一三五號ヲ以テ標記ノ
件御照會相成候處右ハ後段貴見ノ通御處理
相成度尤モ經典ニ付テハ書目ヲ同フシ其
ノ内容モ略ホ等シキモノナルトキハ經伺ニ
及ハス候條御了知相成度候

◆現業ニ從事スル看守及女監取締休暇規定施行ニ關シ依命通牒

（昭和三年二月十六日
行甲第二一五號）

今般司法省訓令第二號ヲ以テ標記規程相定
メラレ候ニ付テハ左記事項御留意、上之カ
處理上遺算ナキヲ期セラレ度候

記

一、本規程ニ於テ現業ニ從事スル看守及女監取締ト稱スルハ作業ニ從事スルト否トニ拘ラス現實戒護勤務ニ服スル總テノ看守及女監取締ヲ謂フ

二、第二條ノ休暇ハ休暇證ニハ滿六月皆勤ノ者ニハ七日、滿一年皆勤ノ者ニハ二十一日ト記載シ付與スルコト

三、第三條ノ慰勞休暇ハ休暇證ニハ十四日ト記載シ付與スルコト

四、第四條ノ臨時休暇トハ免業日又ハ其ノ他ノ場合ニ於テ勤務配置ニ餘員ヲ生シタルトキ勤勞緩和ノ爲一部ノ者ヲ臨時休養セシムル場合ヲ謂フ

五、女監取締ノ產前產後ニ就テハ其ノ勤務ノ性質上特ニ保護方法ヲ講スル必要アリ若シ其ノ方法宜シキヲ得サレハ母體、胎兒竝嬰兒ノ健康障害ノ來スノミナラス直接間接ニ收容者敎化上ニ不良ノ影響ヲ及ホスヘキヲ以テ特ニ其ノ保護方法トシテ左ノ事項ヲ命セラレタル場合ノ出張ヲモ包含スルモノトス

六、第六條ノ出張中ニハ收容者ノ護送、逃走者ノ追跡逮捕、事務視察等ノ爲メノ出張ハ勿論職務上鑑定又ハ證人トシテ出廷ヲ命セラレタル場合ノ出張ヲモ包含スルモノトス

七、第九條ニ依リ普通事務ニ從事スル者本規程ノ休暇證ヲ付與セラレタルトキハ第十條但書ノ趣旨ニ依リ一般官吏ノ例ニ依ル休暇ト併セ與フルコトヲ得サルモノトス

八、第十條但書ニ依リ現業以外ノ勤務ニ轉シタルトキハ本規定ノ休暇ハ之ヲ付與セラレサルモ其ノ間該休暇ノ効力ヲ停止スルニ止マリ之ヲ消滅セシムルモノニ在ラス

イ、休暇期間ハ特別ノ事情アル場合ノ外分娩後四十二日、分娩豫定日前二十八日之ヲ與フルモノトス

ロ、分娩豫定日ハ醫師ノ診斷書又ハ產婆ノ證明書ニ依リ之ヲ定ムルコト

ハ、前號ノ分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セサル場合ハ事實分娩アル迄休暇ヲ與フルコト

九、第十一條ニ依リ六月皆勤ノ休暇證ヲ付與シタルモ休暇ヲ與ヘサリシ場合ニ於テ更ニ引續キ六月皆勤シタルトキハ前ニ付與シタル休暇證ヲ返納セシメ一年皆勤ノ休暇證ヲ付與スルコトヲ得ルモノトス

（參考）休暇規程ハ二月十六日官報ニ登載

◆蓄音器「レコード」ニ關スル件

（昭和三年三月一日
行甲第三二九號）

受刑者敎化用蓄音器「レコード」別紙ノ通追加指定致候

追テ本「レコード」ハ便宜上取纏メ購入致度候間購入希望數折返當局ヘ御申出相成度尙別紙記載ノ價格ハ今回ハ約一割引ヲ以テ提供ノ趣ニ付申添候

（別紙略、本誌四月號十二頁參照）

◆自辨物品取扱規則施行ニ關シ注意ノ件

（昭和三年三月九日
行甲第三六八號）

今般司法省令第一號ヲ以テ未決拘禁者ニ對スル自辨物品取扱規則公布相成候處右ハ未決拘禁者ノ處遇改善ノ一端トシテ主食物ノ外嗜好品其ノ他ノ物品ニ付自辨使用ノ範圍ヲ擴張セラレタル義ニ有之候條之カ實施ニ關シ左ノ事項ニ御注意相成度候

一、同規則第一條ニ依リ現在ノ差入業者又ハ其ノ他適當ノ者ニ對シ第八條及第九條ノ趣旨ヲ通告シ新ニ之ヲ指定スルコト

二、同第二條ニ依リ刑務所內ニ於テ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ニ關シ認可ヲ受クル場合ハ指定スヘキ者ノ身分關係並指定スル事由ノ外取扱物品ノ種類分量及取扱方法ヲ附記スルコト

三、同第三條第一項第一號及第四條ニ揭ケタル物品ノ販賣又ハ取扱ハ同第二條ニ依リ指定シタル者ニ限リ之ヲ許スコト

四、第二條ニ依ル自辨物品ノ販賣又ハ取扱ハ來ル四月一日ヨリ開始ノ豫定ヲ以テ實施上支障ナキ樣豫メ之カ準備ヲ爲シ置カレ度キコト

五、刑務所長ハ自辨物品ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ニ對シ自辨物品ノ種類品目ニ付必要ナル事項ヲ指示スヘキハ勿論飮食物ニ付テハ特ニ之ニ關スル法令ヲ遵守シ不衞生ニ流レサル樣常ニ注意セシメ又物品ノ授受ニ際シテハ決シテ不正ノ所爲アルヘカラサル旨篤ト示達スルコト

◆戒護權ヲ有セサル職員ノ同席同行スル場合ノ戒護取締方ノ件

（昭和三年三月十日
行丙第四〇八號）

標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通問合セ有之乙號ノ通回答致候ニ付爲參考及送付候

（別紙甲號）

豐發第三九二號　昭和三年二月二十五日
豐多摩刑務所長

司法省行刑局長宛

戒護權ヲ有セサル職員ノ同席同行スル場合ノ戒護取締方ニ關スル件

本月十三日付行甲第二二三號ヲ以テ標記ノ

件御通牒相成敬承致候然ルニ該方法中第四項ノ戒護上ノ責任ニ付テハ同席又ハ同行ヲ指定セル場合ニ生シタル反則其他ノ失態事項カ若シ全然該職員ノ懈怠又ハ不注意等ニ基クモ尚獨リ戒護掛ノミノ之カ責ニ任スルハ聊カ失當ノ樣被存右ハ素ヨリ所長ノ責任タルハ論ヲ俟タス候得共尚同行同席ノ該職員ニモ其責ヲ分タシムヘキヤ然ラサレハ實際上ノ取締不可能ノ憂ヒナシトセス爲念御回示相仰度候

（乙號）

行丙第四〇八號　昭和三年三月十日

司法省行刑局長

豐多摩刑務所長宛

戒護權ヲ有セサル職員ノ同席同行スル場合ノ戒護取締方ニ關シ回答

二月二十五日豐發第三九二號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御問合セノ趣了承御問合セノ如ク同席同行スル職員ノ懈怠又ハ不注意等ニ因リ犯則其ノ他ノ失態ヲ釀生セシメタル場合ニ於テハ此等職員ト雖法令又ハ上官ノ命令ニ對スル職務上ノ責任ハ之ヲ負ハシメ得ヘキハ勿論ノ義ニ有之候

◈收容者ノ寫眞撮影ニ關スル件

（昭和三年三月三日）
（行甲第三四五號）

監獄法施行規則第二十條ニ依リ收容者ノ寫眞ヲ撮影スルニ際シ被撮影者ノ氏名、年齡等ヲ記シタル標札ヲ附著シテ撮影スル向有之哉ニ及聞候處斯ノ如キハ被撮影者ノ羞恥心又ハ名譽心ヲ毀損スル處有之候ノミナラス感化上ニモ不良ノ影響ヲ及ホスコトト思料候間爾今撮影ノ際ハ氏名ヲ記シタル標札ノ如キハ勿論稱呼番號票ヲモ附セスシテ撮影相成候樣致度候

◈食糧ノ報告及食糧異動ノ報告書樣式中追加ノ件依命通牒

（昭和三年三月五日）
（行甲第三四三號）

左記

記

榮養價調査期ノ調査順序

順序 / 時期	各期	次回	三回	備考
第一期 春	三月	四月	五月	初回上旬ニ調査シタルトキハ次回ハ中旬、三回ハ下旬ニ毎年循環シテ順次ニ調査ヲ行フモノトス
第二期 夏	六月	七月	八月	
第三期 秋	九月	十月	十一月	
第四期 冬	十二月	一月	二月	

明治四十四年十月監甲第八〇二號通牒樣式備考ニ左記ノ通追加相成度候

記

十、作業ノ成績ニ依ル增食人員ハ各相當欄ニ朱書再揭スルモノトス

◈收容者副食物ノ榮養價調査ニ關スル件通牒

（昭和三年三月五日）
（行甲第三四四號）

今般收容者食料表及獻立表樣式中改正ニ伴ヒ食菜ノ榮養價ヲ調査シ之ヲ獻立表ニ記載スルコトニ相成候ニ付テハ之カ取扱方法ハ左記ニ依ラレ度候尚獻立表ハ隔月當局ヘ御提出方大正十四年十一月行甲第一、八一八號ヲ以テ通牒致置候處向後ハ臨時提出方照會致候トキノ外御送付ニ及ハス候

◈特殊未決拘禁者ニ對スル戒護上注意ノ件通牒

（昭和三年三月廿四日）
（行甲第五〇九號）

刑事被告人及被疑者中相當地位身分アル者ニ對シテハ戒護上特ニ愼重ナル注意ヲ拂フヲ要スルハ勿論ニシテ曩ニ冠物ノ件ニ關シ注意ノ次第モ有之候處仍戒具ノ使用ニ付テハ之ヲ必要ナル限度ニ止メ濫用ニ渉ラサル樣御留意相成ル等平素努メテ拘束ノ緩急ヲ誤ラサル樣御配慮相成度候

敍任辭令

敍勳八等授瑞寶章　田中燕三（小菅看守）
朝鮮總督府典獄補　藤田吉平（清州）
敍勳七等授瑞寶章
朝鮮總督府敎誨師　江上直治（金泉）
奏任官ヲ以テ待遇セラル七級俸下賜
命金泉少年刑務所在勤
朝鮮總督府看守長　黒木哲美（新義州）
給月俸七十圓（死亡）
依願免本官　保健技師　宮原淳（巢鴨）
看守長　梶間織次郎（水戸）
命新潟刑務所勤務
命長野仝　大島市三郎（仝）
命水戸仝　風間權平（新潟）
命水戸仝　平田均一（長野）
月俸七十圓給與仝　鈴木淺吉（福岡）
給五級俸　仝　三浦龜助（網走）
敍從六位　正七位　能富祐昭（三池）
仝　仝　今井豐稚（高松）
仝　仝　增子賢慧（名古屋）
敍從七位　正八位勳八等ト部基（鹿島）
敍正七位　從七位勳七等　前川德太郎（濱松）
敍從七位　正八位　大田彦治（熊本）
敍正六位　從六位　牛島麟　宮崎典獄）
敍正七位　保健技師　橋本清敏）
敍正八位　岸野眷一（作業技師）
敍正七位　從七位勳七等　上田清三郎（看守長）
敍勳四等授瑞寶章　從五位勳五等　白井勇松（典獄）
敍勳五等授瑞寶章　正七位勳六等　關村太三郎（仝）
敍勳六等授瑞寶章　從七位勳七等　武田又市（典獄補）
敍勳七等授瑞寶章　勳八等功七級　久保田辰藏（看守）
命長野仝　兵頭要（仝）
命水戸仝　勳八等　齋藤勝三郎（仝）
月俸七十圓給與仝　從七位勳八等　松山邦助（看守長）
給五級俸　仝　仝　石井俊三郎（仝）
敍從六位　正七位　能富祐昭（三池）　敍勳八等授瑞寶章　武笠龍太郎（仝）
仝　仝　今井豐稚（高松）　從七位　大田彦治（仝）
仝　仝　增子賢慧（名古屋）　仝　下川彌八（仝）
敍從七位　正八位勳八等ト部基（鹿島）　仝　飛彈與三吉（看守）

昭和二年十一月中入出監並月末在監人員 （△ ハ減）

Prison Population during the Month of November 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,475	3,586	3,484	37,577	37,475	39,424	102	△ 1,847
刑事被告人	3,322	3,774	3,821	3,275	3,322	3,246	△ 47	29
労役場留置者	340	475	470	345	340	289	5	56
乳兒	5	4	2	7	5	7	2	0
總計 男	40,340	7,618	7,569	40,389	40,340	42,042	49	△ 1,653
總計 女	802	221	208	815	802	924	13	△ 109
總計 計	41,142	7,839	7,777	41,204	41,142	42,966	62	△ 1,762

備考　內朝鮮人受刑者 男761人、刑事被告人 男106人、女1人。支那人受刑者 男124人、
仝刑事被告人 男9人、露西亞人受刑者 男1人。伊太利人受刑者 男1人アリ。

昭和二年十一月一日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of November. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.090	—	1.090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.090	—	1.090
市谷 Ichigaya	182	18	200	721	14	735	36	1	37	—	—	—	939	33	972
豐多摩 Toyotama	1.057	—	1.057	—	—	—	3	—	3	—	—	—	1.060	—	1.060
巢鴨 Sugamo	1.988	—	1.988	—	—	—	3	—	3		—	—	1.991	—	1.991
横濱 Yokohama	556	6	556	80	2	82	10	—	10	—	—	—	640	8	648
千葉 Chiba	785	—	785	15	1	16	4	—	4	—	—	—	804	1	805
水戸 Mito	440	—	440	53	5	58	9	—	9	—	—	—	502	5	507
宇都宮 Utsunomiya	359	135	494	15	2	17	1	—	1	1	—	1	376	137	513
前橋 Maebashi	1.047	—	1.047	48	1	49	13	—	13	—	—	—	1.108	1	1.109
靜岡 Shzuokia	601	1	602	87	2	89	14	—	14	—	—	—	702	3	705

矯正図書館
刑政第41巻第5号

甲府 Kōfu	621	—	621	25	2	27	3	—	3	—	—	—	649	2	651
長野 Nagano	632	11	643	14	2	16	6	—	6	—	—	—	652	13	665
新潟 Niigata	407	9	416	31	—	31	4	1	5	—	—	—	442	10	452
京都 Kyoto	832	135	967	45	1	46	7	—	7	1	—	1	885	136	1.021
大阪 Osaka	2.849	3	2.852	376	10	386	40	3	43	—	—	—	3.265	16	3.281
神戸 Kobe	1.442	3	1.445	101	7	108	24	2	26	—	—	—	1 567	12	1.579
奈良 Nara	523	—	523	28	—	28	4	—	4	—	—	—	555	—	555
滋賀 Shiga	395	—	395	9	—	9	3	—	3	—	—	—	407	—	407
徳島 Tokushima	453	7	460	22	1	23	6	—	6	—	—	—	481	8	489
高松 Takamatsu	759	4	763	15	1	16	—	—	—	—	—	—	774	5	779
高知 Kōchi	645	7	652	35	1	36	6	—	6	—	—	—	686	8	694
名古屋 Nagoya	1.574	69	1.643	105	1	106	8	—	8	—	—	—	1.687	70	1,757
三重 Mie	697	—	697	113	1	114	3	—	3	—	—	—	813	1	814
岐阜 Gifu	464	—	464	59	1	60	3	—	3	—	—	—	516	1	527
金澤 Kanazawa	671	18	689	111	—	111	4	—	4	—	—	—	786	18	804
廣島 Hiroshima	1.058	59	1.117	159	5	164	6	—	6	—	1	1	1.223	65	1.286
山口 Yamaguchi	556	—	556	15	—	15	6	—	6	—	—	—	577	—	577

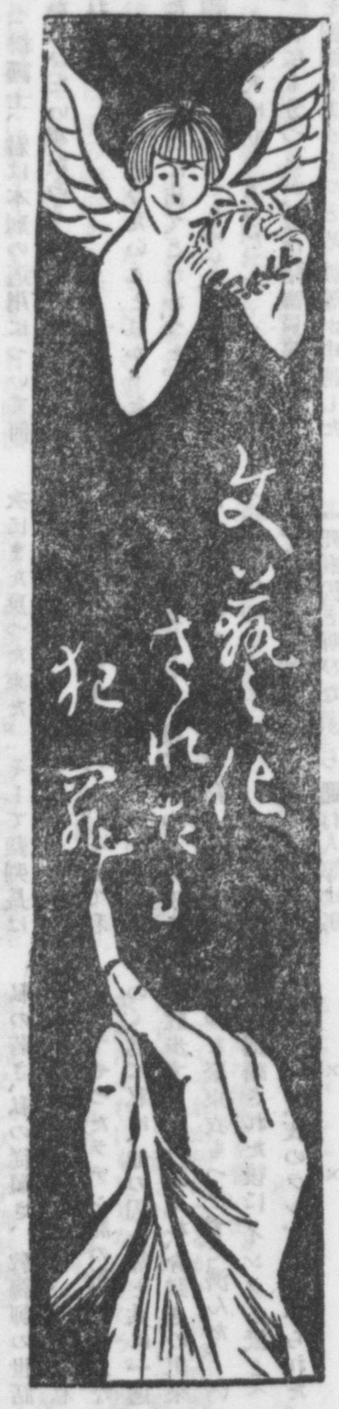
(98)

岡山 Okayama	764	4	768	129	6	135	13	2	15	—	2	2	906	14	920
松江 Matsue	606	4	610	39	2	41	4	—	4	—	—	—	649	6	655
松山 Matsuyama	489	2	491	47	—	47	16	—	16	—	—	—	552	2	554
長崎 Nagasaki	756	—	756	34	1	35	9	—	9	—	—	—	799	1	800
三池 Miike	1.301	—	1.301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.301	—	1.301
福岡 Fukuoka	1.557	80	1.637	124	1	125	13	—	13	1	—	1	1.695	81	1.776
大分 Oita	319	—	319	38	1	39	4	—	4	—	—	—	361	1	362
熊本 Kumamoto	897	—	897	52	4	56	12	—	12	—	—	—	961	4	965
鹿兒島 Kagoshima	424	17	441	44	1	45	1	—	1	—	—	—	469	18	487
宮崎 Miyazaki	307	—	307	33	3	36	3	—	3	—	—	—	343	3	346
沖繩 Okinawa	339	6	345	4	1	5	—	—	—	—	—	—	343	7	350
宮城 Miyagi	765	55	820	38	3	41	1	—	1	—	—	—	804	58	862
福島 Fukushima	32[illegible]	—	32[illegible]	38	3	41	2	—	2		—	—	363	3	366
山形 Yamagata	234	—	234	29	—	29	2	—	2	—	—	—	265	—	265
秋田 Akita	416	—	416	12	2	14	2	1	3	—	—	—	430	3	433
青森 Aomori	254	—	254	26	3	29	1	—	1	—	—	—	281	3	284
札幌 Sapporo	1.00[illegible]	50	1.058	98	1	99	7	—	7	1	—	1	1.114	51	1.165

(99)

矯正図書館
刑政第41巻第5号

総計 Sum Total	函館 Hakodate	網走 Abashiri	釧路 Kushiro	小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	川越(同) Kawagoe (ditto)	姫路(同) Homeji (ditto)	岡崎(同) Okazaki (ditto)	岩國(同) Iwakuni (ditto)	久留米(同) Kurume (ditto)	盛岡(同) Morioka (ditto)	北海(同) Hokkai (ditto)	八王子(同) Hachioji (ditto)
36.874	393	493	294	235	258	485	230	284	387	170	128	81
70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37.577	393	493	294	235	258	485	230	284	387	170	128	81
3.178	30	4	4	7	—	18	7	9	16	11	—	5
97	—	1	1	—	—	—	1	—	—	1	—	1
3.275	30	5	5	7	—	18	8	9	16	12	—	6
333	1	1	3	2	—	6	—	—	3	1	—	—
12	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
345	1	1	4	2	—	6	—	—	3	2	—	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
40.389	424	498	301	244	258	509	237	293	406	185	128	86
815	1	1	2	—	—	—	1	—	—	1	—	1
41.204	424	499	303	244	258	509	238	293	406	184	128	87



ヴィクトル・ユーゴー著

死刑囚最後の日

◇讀んだあとの記◇

「これは死刑囚の苦患と、牢獄の凄惨なさまが眼前にある如く盡されて居る、この著者は死刑廢止説に左袒した一人であつて、その是非の批判をこの一篇を通して世人に訴へたもののやうである、今これを一讀してその片鱗をこゝに並べてみた、で勿論全豹を得て居ない。尚ほ豐島與志雄氏の譯書によつたことを斷つて置く、それで譯文には『』を附してある。」

◇

ピセートルにて

『死刑囚！

もう五週間の間、私はその考へと一緒に住み、いつもそれと二人きりでをり、いつもその面前に凍へ上り、いつもその重みの下に背を屈めてゐる』

二人限りの懊惱をつゞけた。

×　×

『八月の麗はしい朝のことであつた』

陪審法廷へ出た、

『そのうちに私の辯護士がやつて來た。人々は彼を待つてゐた。彼はうまく〳〵と十分に食事をして來たところだつた。自分の席につくと、彼は微笑を浮べて私の方を覗きこんだ。

「うまくいくだらう。」と彼は私に云つた。

「さうでせうか。」と私も微笑して輕い氣持で答へた。

「さうさ。」と彼は云つた。「まだあの連中がどう申告したか少しも分らないが、然し豫謀の點は無論取上げなかつ

たらう。さうすれば、終身懲役だけのことだ。」

「何ですつて！」と私は憤然として云つた。「そんならいつそ死刑の方がましだと。」』

心中亢奮した。

『辯護士だけを待つた裁判長は、突然私に起立を命じた。兵士等は武器を執つた。電氣仕掛でゞもするやうに、全會衆は同時に立ち上つた。法官席の下のテーブルについてゐるやくざな無能な顏付の男、多分書記だらうと私は思ふが、その男が口を開いて、私の不在中になされた陪審員等の評決を讀上げた。冷い汗が私の全身から流れた。私は倒れない樣にと壁につかまつた。

「辯護士、君は本刑の適用について何か云ひたい事があるか。」と裁判長は尋ねた。

私の方では云ひたいことばかりだつたが、何一つ口に出てこなかつた。舌が顎にくつゝいてしまつてゐた。

辯護人は立ち上つた。

私にも分つたが、彼は陪審員等の申告を輕減しようとつとめ、彼等が申請した刑の代りに、他の刑を、先刻彼がそれを望んでゐるのを見て私がひどく氣色を害したあの刑を、そこに持つてこようとつとめた。

私の憤慨の念はひどく強くて、私の考へを爭奪してゐるあらゆる感情を貫いて現はれて來た程だつた。私は既に彼に云つたことを、いつそ死刑の方がましだといふことをも一度、高い聲で繰返したかつた、然し息が切れて、たゞ手荒く彼の腕を引張りながら、痙攣的な力をこめて、「いけません！」と叫ぶことが出來ただけだつた。

檢事長は辯護士の說を反駁した。私はぼんやりした滿足の念で それに耳を傾けた。それから判事等は室外に出て次にまた戻つた來た。そして裁判長は私に判決を讀んできかした。

「死刑！」と群集は云つた。そして私が連れ去られる時、皆の者は家が崩れるやうな音を立てゝ、後にくつゝいてきた。私は醉つたやうに呆然として歩いて行つた。』

色々と心に思ひつゝ……すると、

『死刑囚と叫びながら 通行人等は馬車の方へ駈けて來た。私は自分と他物との間におりて來たやうに思はれる讀を通して、貪るやうな眼付で後についてくる二人の若い娘を見て取つた。その年下の方は手を叩きながら云つた。

「いゝわね、六週間でせう！」』

× ×

『初めの數日間 私はやさしく取扱はれた。それが却つて私には恐ろしく思へた。 看守の敬意は死刑臺を思はせるものだ。が仕合せにも數日たつと、また習慣通りになつた。彼等は私を他の囚人等と一緒に暴虐に取扱ひ、私の眼に絕へず死刑執行人を映らせるやうな、不馴な丁寧な區別をもうしなかつた。よくなつたのは その事ばかりでなかつた。私の著さ、私の從順さ、敎誨師の世話、それから殊に、分りもしない門衞に私か云つてやつたラテン語の數語、そんなものゝ爲に私は、他の囚人等と共に一週一回散步する事が許され、身動きの出來なかつた緊束衣もつけずに濟んだ。いろ〳〵躊躇された後に、インクと紙とペンも與へられ、夜のランプも與へられた。』

× ×

『私は自ら云つた——

自分は物を書くことが出來るからには、どうして書かずにおかう。然し何を書いたらよいか。裸の冷い石壁に四方閉され、自由に歩くことも出來ず、地平線を見る事も出來ず、たゞ一つの氣晴しとしては、扉の覗穴から眞向ひの薄暗い壁の上に投げられる灰白い四角な明るみが、徐々に移つてゆくのを一日中機械的に見戍ることだけであり、而も前に述べた通り、一つの觀念、罪と罰との觀念、殺害と死刑との觀念と、二人つきりでゐて、私は、もう此世に何も爲す事のない私は一体何か云ふべきことを持つてるだらうかしら。罰を受けた空虛なこの頭腦の中に書くだけの價値ある何かゞ見出せるだらうかしら。』

書くべき事に思ひを馳せた。

× ×

『私に殘つてる所を數へてみよう。

判決が下された後、上告の爲に三日間の遲延。重犯裁判廷の檢事局で八日間の閉却。その後で彼等の所謂一件書類が大臣に提出される。

大臣のところで十五日間の運滯。大臣はその書類の存在さへ知らないが、それでも、檢査の後それを破毀院へ廻附するものとされてゐる。

破毀院で、類別や番號附けや登錄。といふのは、斷頭臺は滿員で、各自順番でしか通れないから。

特典が施されないことを調べるために十五日間。

最後に、普通木曜日に破毀院は開廷され、多くの上告を一擧に卻け、全部を大臣の手許に返附し、大臣は檢事長に返附し、檢事長は死刑執行人に 廻附する。三日間。

四日目の朝、檢事長代理はネクタイをつけながら考へる。

「この事件も片づけなくちやなるまい。」そこで書記代理が友人との會食か何かで差支へることがなければ、處刑命令の正本が作成され、書上げられ、淨書され、送達される。そして翌日夜明け頃から、グレーヴの廣場には一の木組が釘づけされる音が聞え、バリーの四辻には呼賣人が觸れた聲を張り上げて叫ぶのが聞える。

全部で六週間。あの若い娘が云つたことは最もだ。』

× ×

『私は遺書を書いた。

でもそれが何になるか。私は訴訟費用負擔を言ひ渡されてる。そして私の家產はそれにも足りないだらう。斷頭臺、それは如何にも高價なものだ。

私の後には、一人の母が殘る、一人の妻が殘る、一人の子供が殘る。

三歲の小さな女の子で、薔薇色でやさしく弱々しく、黑い大きな眼をし、栗色の長い髮を生やしてゐる。

最後に私が見た時は、その子は二年と一ケ月だつた。

かくて、私の死後には、子がなく夫がなく父がない三人の女が殘る。各種の三人の孤獨者だ。法律から作られた三人の寡婦だ。

私は自分が正當に罰せられてる事を認める。然しそれら三人の無辜の者は、一体何をしたのか。たゞ無鐵砲に、彼等は不名譽を擔はせられ、破滅させられる。それが正義なのだ！

年老いた母の事を私は心配するのではない。彼女はもう六十四歲になつて

ねて、この打撃で死ぬだらう。或は尚數日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもよりひどく息苦しさを覺え、耳には尚徒刑囚等の鐵の音が殘つてをり、ビセートルでその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

『私は監獄の澱んだ匂ひにいつもより日生き存らへるとしても、最後の間際までその懐爐の中に多少の温い灰がありきへすれば、何にも不平をこぼさないだらう。

妻の事も私の氣にはかゝらない。彼女はもう既に健康を害してるし精神も弱つてゐる。やはり死ぬだらう。

さもなければ狂人になるか。狂人は生き存へるさうだ。然し少くとも、その精神はもう苦しまない。精神は眠つて、死んだも同様である。

けれども、私の娘、私の子、今も尚笑ひ戯れ歌つてゐて、何にも考へてゐない、あの憐れな小さなマリー、それが私の心を苦しめる。』

× ×

監房の中を顧みた。監房の樂書を讀んだ。幻想に苦しんだ。

× ×

『近い頃私は或る忌はしいものを見た。』

徒刑囚のみじめさにおびへて、死刑場を夢想した。

× ×

中庭に着いた。その大きな階段、その黒い禮拜堂、その多くの不氣味な潜戸、などを見て私は縮み上つた。馬車が止つた時には、自分の心臓の鼓動も止りかゝつてる樣な氣がした。

私は力を振ひ起した。馬車の扉は稻妻の樣な速さで開かれた。私はその移動監房から飛び降りた。そして二列の兵士等の間をアーチの下へ大股にはひりこんで行つた。私の通り路には既に人だかりがしてゐた。

パレー・ド・ジユスティスの公開廻廊を歩いてゐるうちは、私は殆んど自由な氣樂な心持だつた。然しやがて私の決意は挫けてしまつた。低い扉や、秘密の階段や、内部の通路や、奥まり籠つた長い廊下などが、私の前に開かれた。處刑する者と處刑せられる者しかはいらない場所である。

執達吏はやはり私についてきてゐた。牧師は私から離れて、二時間程したらまたやつて來ることになつてゐた。彼は自分の用があるのだつた。』

× ×

『典獄に引き渡され、臨時に少さな室に獨り閉ぢこめられたが、後から入れられた一人から嫌惡すべき身上話を聞かされた上、フロックを强請られ、靴いで與へなければならなかつた。』

× ×

『私は一つの監房に連れ込まれた。そこには四方壁があるばかりだつた。固より、窓には多くの鐵棒がはまつて居り、扉には多くの閂がかゝつてるのは、云ふまでもないことである。

私は卓子と椅子と物を書くに必要なものを求めた。それはみな持つて來られた。

次に私は寢床を一つ求めた。看守は びつくりした眼付で私を見た。「何になるんだ？」と云ふやうな眼付だつた。

それでも、彼等は片隅に十字寄臺を一つ擔げてくれた。然しそれと同時に、私の室へ彼等が云つてるその監房の中に、憲兵が一人やつて來て腰を据へた。私が蒲團の布で首を縊りはすまいかと彼等は氣遣つたものらしい。』

× ×

『おう私の可哀そうな小さな娘よ！これからゝ時間、そしたら私は死ぬのだ、私は或る機らはしいものとなつて、醫學校の冷たい卓子の上に投出されるだらう。一方では頭の型を取られ、他方では胴體が解剖されるだらう。さうした殘りは棺に一杯つめこまれるだらう。そして凡てがクラマールの墓地に行つてしまふだらう。』

いろ〳〵な方向へ想ひを馳せて苦しみもがいた。又いろ〳〵なことを見聞した。

× ×

『一時十五分だ。

私は今次の樣な感じを覺ゆる。

激しい頭痛。寒い腰と、燃ゆるやうな額。立上つたり屈みこんだりする度に、腦の中に液体でもはいつてるやうな氣がし、その爲腦味噌が頭蓋骨の内側にぶつつかる樣な氣がする。

痙攣的な身震ひがする。そして時々、電氣にでも打たれるやうにペンが手から落ちる。

煙の中にでもゐるやうに眼がひりひり痛む。

肱の工合が惡い。

もう二時間と四十分、さうすれば私は凡て恢復するだらう。』

に來てゐる。呪ふべき道徳は爲された、廣場はすぐそこにある。窓の下には獰悪すべき人群が吠えてゐる、私を待つてゐる。笑つてゐる。』

× ×

『私は十字像を取つてそれに接吻した「御慈悲を神よ」と私は云つた、——そしてその一念の中に沈潜しようとつとめた。

しかし冷酷な荷馬車の動揺は私の心を搖つた、それから突然私はひどい寒さを覺えた、雨はもう服をしみ通してゐる、機械の錆びる恐がある。

「どうぞお慈悲に一分間私の赦免の來るのを待つてみて下さい。さもなくば私は抵抗します、噛みつきます！」

裁判官と死刑執行人とは出ていつた。私は一人きりだ。——二人の憲兵と一緒なだけだ。

おゝ、山犬の樣な叫び聲をたてる恐ろしい群集！——分るものか、私が彼等から遁れられないかどうか、私が助からないかどうか、私の赦免が……。私が赦されないといふことがあるものか。

あゝ、彼奴等、階段を上つてくるやうだ……。

四時！』

（終）

つた。彼等は私の手を解いてくれた。しかし綱はいつでも私を縛るばかりになつて此處にあるし、その他のものは、あすこに、下の方にある。』

× ×

……

× ×

『呪ふべき死刑執行人、彼がその時裁判官に近寄つて來て云つた、死刑の執行は一定の時間に爲されなければならない、その時間がもうせまつてゐる、自分は責任を擔つてゐる、その上雨が降つてゐる、機械の錆びる恐があると。

「どうぞお慈悲に一分間私の赦免の來るのを待つてみて下さい。さもなくば私は抵抗します、噛みつきます！」

裁判官と死刑執行人とは出ていつた。私は一人きりだ。——二人の憲兵と一緒なだけだ。

おゝ、山犬の樣な叫び聲をたてる恐ろしい群集！——分るものか、私が彼等から遁れられないかどうか、私が助からないかどうか、私の赦免が……。私が赦されないといふことがあるものか。

あゝ、彼奴等、階段を上つてくるやうだ……。

四時！』

（終）

× ×

『私は眠らして貰ひたいと願んで寢床の上に身を投出した。

實際私は頭に鬱血してゐて、その爲に眠つた。それは私の最後の眠り、この種の最後の眠りだつた。

私は夢を見た。』

それは恐ろしい夢であつた。

『私は震へ上り冷い汗にまみれて、眼を覺した。

善良な敎誨師が寢臺の裾の方に坐つて、祈禱書を讀んでゐた。

「私は長く眠りましたか。」と彼に私は尋ねた。

「あなた、」と彼は云つた、「一時間眠りましたよ。あなたの子供が連れて來てあります。隣りの室にゐて、あなたを待つてゐます。私はあなたを呼び起したくなかつたのです」

「おゝ！」と私は叫んだ、「娘、娘を連れて來て下さい。」』

娘との場面それは悲しい極みであつた。

× ×

『市廳にて！——私はからして市

編輯後記

▼花もすんで青葉のころとなりました。いゝ時候です。

▼本誌もおかげで順調に進んでまゐりました。偏に皆さまの御後援の賜ものです。どうか「われらの刑政」のために、ますます御援助のほどを願ひます。

▼内容記事に關してはいろいろと工夫してゐるのですが、皆さまのお氣に召すやうなものが出來ぬので弱つてをります。

▼本號では主として敎誨問題を主題とし映畵敎化の實際についての意見を載せました。これは皆さまにも御意見のあることと存じますからどしどし御投稿を願ます。

▼既に本誌正月以來連載してをります春日鹿二氏のナンセンスもの「新坊ちやん物語」は非常な好評で、今まで本誌に出たことのない讀物だと歡迎をうけてをります。ところで執筆者の方ではその反響について問合せて來ますのと、その記事內容についての材料を諸方から得たいと云つて來てゐますから、どうか面白い材料がありましたら編輯部あて御送附を願ひたいと思ひます。編輯部としては執筆者の希望により名前も申上げられませんが、材料をお送り下さいました方も秘密に取扱ひたいと思ひます。

▼名聞利養の少ないぢみな難事業に獻身的の努力を拂つてゐる刑務官の妻女として、いままでどんな氣持でつれそつて來たか、又罪の人に對してどんな感じを抱いてゐられるかと云ふ點をききたいと思ひまして本號には市谷所長根本氏夫人の談話をいたゞきました。近傍は記者が訪問しますが、それの出來ないところは、御執筆を願ふか又は談話筆記をお送り下されるやう御助力を願いたいと思ひます。

定	
一冊（稅共）	金二十錢
六冊（稅共）	金一圓二十錢
十二冊（稅共）	金二圓四十錢

廣告料	
五號活字半段一行	金一圓
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

註
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

規定

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年四月三十日印刷
昭和三年五月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第41巻第5号

矯正図書館

Volume XLI Number 5

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

May 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Pairing Love with Strength in Penal Treatment . . (*Editorial*)

Motion Picture as an Educational Method for Prisoners . . . . . R. Kondo

The Advancement of Moral Instruction . . . . . T. Kariya

On the Chéf-System of Prison Officials (*continued*) . . S. Arima

Foreign News . . . . . .

Current Issues . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.